

昭和43年8月16日第三種郵便物認可・平成31年3月1日発行・「建設の安全」号外

建設の安全 ◆号外◆

2019年度 | 第8次 建設業労働災害防止5カ年計画に基づく

建設業労働災害防止対策実施事項



第56回全国大会 in 福岡
会場周辺



 建設業労働災害防止協会(略称：建災防)
Japan Construction Occupational Safety and Health Association

補償制度が4制度に拡大します!

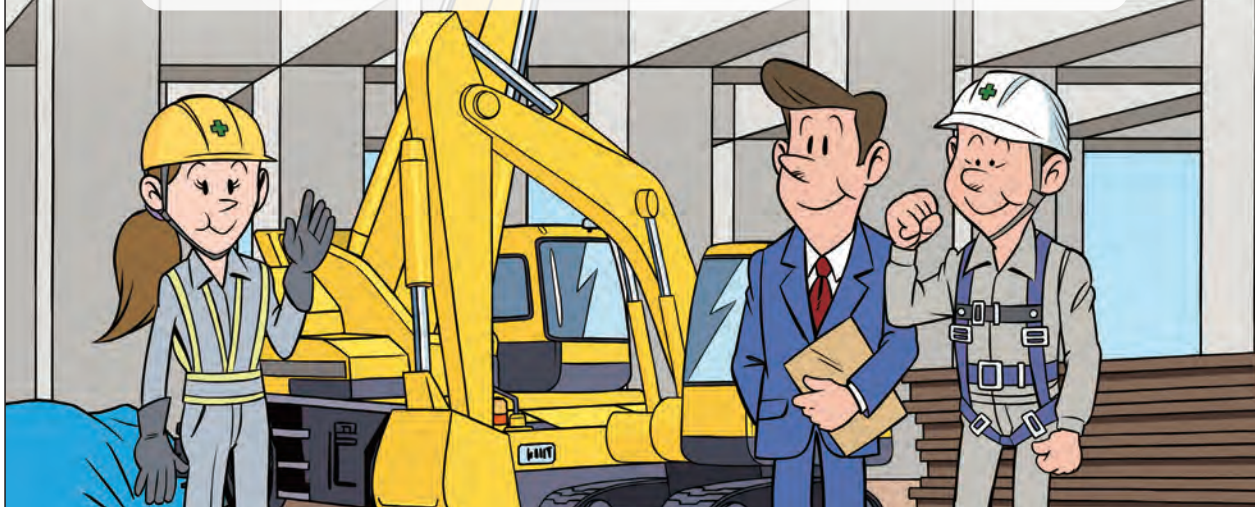
新労災(傷害プラン) 補償制度

(事業活動総合保険)

新発売

労働者の業務中のケガと労災訴訟による
ご加入者の賠償責任を補償します。

- 保険金は政府労災保険の認定を待たずにお支払いが可能
- 経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能



労災上積み補償制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金)

政府労災保険の上乗せとして、被災者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害を補償

★経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能

第三者賠償補償制度

(賠償責任保険に請負業者・生産物等の各種特約をセット)

工事遂行中および引渡し後に生じた偶然な事故によって、第三者の身体障害または財物損壊が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償

★地盤崩壊や仕事の目的物自体の損害等もオプションで補償

建築・土木・組立工事補償制度

(建設工事保険に各種特約をセット)

火災・台風・雪災・施工ミスなど、工事現場において、工事期間中に不測かつ突発的な事故により、工事対象物等に生じた損害について補償

★工事現場のみならず、対象工事専用の工事現場外の仮設置場、仮設倉庫も対象

4制度に拡大した補償制度の特色は

損害を幅広くカバー

団体のスケールメリットを活かした割安な掛金

個別工事ごとの通知が不要
(年間包括契約)

安心
事故時の対応は万全

この広告は、制度の概要です。詳しい内容につきましては、全国建設業労災互助会、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。受付時間はいずれも平日:午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

一般社団法人 全国建設業労災互助会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツフ小川町ビル5階
TEL 03-3518-6551 FAX 03-3518-6585

■ 取扱(幹事)代理店:緑富士株式会社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツフ小川町ビル7階
TEL 03-5244-5360 FAX 03-5577-2808

■ 引受(幹事)保険会社:損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン日本興亜本社ビル12階
TEL 03-3349-5401 FAX 03-6388-0160

SJNK18-03934(2018.6.28)

2019年度 建設業労働災害防止対策実施事項 目次

I 趣 旨	2
II 基本方針	3
III 重点実施事項	3
1. 会員が実施する重点事項	3
2. 協会が実施する重点事項	5
◆「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施◆	
IV 建設現場における主要災害防止の具体的対策	6
IV-1 三大災害絶滅のための具体的対策	6
1. 墜落・転落災害の防止	6
2. 建設機械・クレーン等災害の防止	11
3. 倒壊・崩壊災害の防止	15
IV-2 その他の主要災害防止のための 具体的対策	18
1. 交通労働災害の防止	18
2. 飛来・落下災害の防止	19
3. 電気による災害の防止	19
4. 火災・爆発災害の防止	20
5. 木材加工用機械災害の防止	20
6. 転倒災害の防止	21
7. 取扱い運搬災害の防止	21
8. 低層住宅建築工事における災害の防止	21
9. ずい道・坑内災害の防止	22
10. 土石流等による労働災害の防止	23
11. 建設業附属寄宿舎の火災の防止	23
12. 不安全行動による災害の防止	24
13. 公衆災害の防止	24
14. 積雪・雪崩災害の防止	24
15. 自然災害における緊急事態発生時の対応	24
16. 局地的な大雨による災害の防止	24
IV-3 職業性疾病予防対策及び 健康の保持増進のための具体的対策	25
1. じん肺の防止	25
2. 石綿障害の予防	26
3. ガラス繊維及びロックウールによる 粉じん障害の防止	27
4. ダイオキシン類のばく露防止	28
5. 振動障害の予防	28
6. 化学物質のリスクアセスメント	29
7. 有機溶剤中毒の予防	30
8. 酸素欠乏症等の防止	30
9. 腰痛の予防	31
10. 熱中症の予防	31
11. そのほかの障害防止	32
12. 健康の保持増進等	33
13. 過重労働による健康障害の防止	34
14. メンタルヘルス対策の推進	34
15. 快適な職場環境の形成	35
IV-4 東日本大震災等の自然災害に係る 復旧・復興工事における具体的対策	35
V 第8次建設業労働災害防止計画の概要及び 協会が推進する主要事業	37
V-1 第8次建設業労働災害防止5カ年計画の 概要	37
1. 計画の期間	37
2. 計画の目標	37
3. 計画の重点事項	37
4. 会員が実施する重点事項	37
5. 協会が実施する重点事項	37

V-2 2019年度 協会が実施する主な事項	38
1. 「建設業労働災害防止規程」の周知徹底	38
2. 労働安全衛生関係情報・資料等の提供	38
3. 第56回全国建設業労働災害防止大会	38
4. リスクアセスメントの普及・促進	38
5. 「ポジティブアプローチによる建設業労働 安全衛生マネジメントシステム」(ニュー コスモス)の普及	38
6. 重篤度の高い労働災害を減少させるための 重点対策の推進	39
7. 安全衛生教育の推進	39
8. 建設従事者の過重労働による健康障害防止、 メンタルヘルス対策の推進	39
9. ずい道等建設労働者健康情報管理システム の運用による健康確保の推進	40
10. 東日本大震災等の自然災害に係る 復旧・復興工事における労働災害防止対策の 推進	40
11. 東京オリンピック・パラリンピック関連工事 における労働災害防止対策の推進	40
12. 外国人労働者の実情に即した安全衛生教育 や安全標識等についての検討	40
V-3 協会が実施する安全衛生教育	40
1. 本部が実施する教育	40
2. 支部が実施する教育	42
V-4 協会が主唱する各種運動等	44
1. 三大災害絶滅運動実施要領	44
2. 安全施工サイクル運動実施要領	45
VI 平成30年に発出された主な通達	46

参考資料

1 2019年度 安全衛生行事等予定表	51
2 建設業における労働災害の発生状況	52
1 5カ年ごとの労働災害発生状況	52
2 平成30年の建設業における死亡災害発生状況	53
3 年次別業務上疾病の発生状況(平成25年~29年)	55
3 店社・作業所安全衛生計画(作成例)	56
4 建設業における資格・選任・指名等の必要な作業	58

第56回 全国建設業労働災害防止大会(福岡大会)

総合集会 2019年9月26日(木)

福岡国際センター

13時15分~16時30分(開場10時30分)

- 安全衛生功労者の表彰・顕彰 ○安全の誓い
- 厚生労働省講演 ○アトラクション
- 講演 東京大学 薬学部教授 池谷 裕二氏

専門部会 2019年9月27日(金)

福岡国際会議場・福岡サンパレス

8時50分~17時00分(開場8時30分)

- 建築部会 ○土木部会 ○安全衛生教育部会
- 低層住宅部会 ○コスモス部会 ○メンタルヘルス部会
- パネルディスカッション

「働き方改革とICT、メンタル、レジリエンス、建設安全の新たな潮流を探る」

展示会 2019年9月26日(木)・27日(金)

福岡国際会議場 多目的ホール

26(木)10時30分~17時00分(開場10時30分) 27(金)9時00分~16時00分(開場9時00分)

- 建設業労働災害防止協進会主催
- 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会

2019年度 建設業労働災害防止対策実施事項

I 趣 旨

2019年度で「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」（以下、「第8次計画」という）は、2年目を迎える。

第8次計画の初年度となった2018年の建設業における死亡者数は、速報値（2019年2月）で303人、前年同期比で1人減少（0.3%減）したが、全産業の減少率3.9%を下回った。そのうち墜落・転落による死亡者数は135人、前年同期比で3人減少（2.2%減）となったが、全産業の発生件数254人のうち約53%を占めており、墜落・転落災害の防止が建設業における重要課題であることが改めて浮き彫りとなった。また、休業4日以上之死傷者数は14,802人で、こちらは前年同期比274人増加（1.9%増）となっている。

第8次計画では、第7次計画期間中の平均発生件数に対して死亡災害15%以上減、墜落・転落による死亡災害15%以上減、休業4日以上之死傷災害は2017年の発生件数に対して5%以上減を目標としている。それに対して、2018年の死亡災害は微減、休業4日以上之死傷災害は増加という速報値の結果から見ると、目標達成に向けた初年度としては大変厳しい結果となった。

一方で、2018年は6月に労働安全衛生規則等が改正され、「安全帯」は「墜落制止用器具」に名称変更となりフルハーネス型の使用が原則となった。また、作業床がない場所でフルハーネス型墜落制止用器具を使用する作業員への特別教育が義務化されるなど、「墜落・転落災害」の防止に向けた対策の強化が示された。さらに同月「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等について、建設業においても改正を踏まえた働き方改革への動きが活発化している。そのため、2019年度は建設業の労働災害で依然として高い割合を占める「墜落・転落災害」や、建設労働者の健康確保や職場環境の改善などの対策を一層推進する必要がある。

この状況を踏まえ、当協会では建設労働者が労働災害で死傷することがないように、会員及び協会が取り組むべき建設現場における具体的な措置について取りまとめた「2019年度建設業労働災害防止対策実施事項」（以下、「実施事項」という）を策定した。

第8次計画の目標達成に向けて、昨年度に引き続き墜落・転落災害の撲滅を図るため、第8次計画で掲げた「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を8月1日から9月10日まで実施し、墜落・転落災害の減少に向けた取組をさらに推進する。また、本年度は「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」を中小企業にも導入しやすくした「コンパクトコスモス」が開始されることから、この導入についても積極的に推進する。

さらに、増加する交通労働災害の防止、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とそれに基づく職場環境改善の普及・促進、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」等の各種安全衛生教育、近年多発している熱中症の予防対策等についても、引き続き取り組んで行く。なお、建設業の安全に関する関係者が一堂に会する「第56回全国建設業労働災害防止大会」を、本年は福岡市の福岡国際センター等にて、9月26日と27日の両日開催する。

会員は本実施事項に基づき、経営トップの明確な安全衛生方針のもと、各企業の実態に即した安全衛生計画を策定し、関係者と密接に連携を図り、実効ある労働災害防止活動を積極的に推進することとする。

Ⅱ 基本方針

会員及び協会は、国の「第13次労働災害防止計画」を基本として策定した「第8次計画」及び「建設業労働災害防止規程」に基づき、次の基本方針を定め、自主的な安全衛生管理活動を推進する。また、「第7次計画」期間の平均発生件数に対して死亡災害及び墜落・転落による死亡災害15%以上減少、2017年の休業4日以上死傷災害の発生件数に対して5%減少の目標達成に引き続き努める。

- (1) 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」の周知徹底
- (2) 「建設業労働災害防止規程」の遵守
- (3) リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の確実な実施の推進
- (4) 「ポジティブアプローチによる建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(ニューコスモス)の導入の促進
- (5) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
 - ① 墜落・転落災害防止対策
 - ② 建設機械・クレーン等災害防止対策
 - ③ 倒壊・崩壊災害防止対策
 - ④ 交通労働災害防止対策
 - ⑤ 石綿障害予防対策
 - ⑥ 粉じん障害防止対策
 - ⑦ 熱中症予防対策
- (6) 安全衛生教育の推進
- (7) 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の充実
- (8) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進
- (9) ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用による健康確保対策の推進
- (10) 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
- (11) 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策の推進
- (12) 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進
- (13) 労働安全衛生関係情報の共有化の促進

Ⅲ 重点実施事項

Ⅱに掲げる基本方針のもと、次の事項を重点として、それぞれの実情に応じて労働災害防止計画を定め、自主的な安全衛生管理活動を推進するものとする。

<会員が実施する重点事項>

1 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」及び「建設業労働災害防止規程」の遵守

2 安全衛生管理体制の確立

- (1) 店社及び作業所の安全衛生管理体制の確立
- (2) 店社及び作業所の年度安全衛生計画の策定と推進
- (3) 店社における作業所の安全指導、支援体制の確立
- (4) 工事計画段階における安全性の確保及び事前審査体制の確立
- (5) 中小規模作業所における統括安全衛生管理体制の徹底
- (6) 作業所において「職長会」を組織する等、事業者の自主的な安全衛生活動を支援する

3 リスクアセスメントの確実な実施

- (1) リスクアセスメントを実施するための事業場内の体制の整備と、施工計画書(作業計画書・作業手順書を含む)作成時におけるリスクアセスメントの確実な実施
- (2) リスクアセスメントに必要な機械等の仕様書、災害事例等の情報の入手と、その結果を作業計画・作業手順、安全工程打合せへの反映と実施状況の確認
- (3) 作業所で使用される有機溶剤等の化学物質に対する、必要な情報(SDS等)の入手とリスクアセスメントの実施
- (4) リスクアセスメントを実施する能力を有する労働者の養成
- (5) リスク低減措置を実施するための安全衛生経費の確保

4 「ポジティブアプローチによる建設業労働安全衛生マネジメントシステム(ニューコスモス)」の導入と実施

- (1) 建設企業の安全衛生管理を組織的かつ計画的に取り組むため、コスモスガイドラインに基づくシステムの導入と実施
- (2) 現状の安全衛生管理活動をコスモスのシステムに取り込み、経営トップ等と労働者が一体となったシステムの実施と定着
- (3) 労働者に対してコスモスガイドラインに基づくシステムの教育を行うと共に、システム構築担当者、システム監査者に対して、その職務に対応した専門の知識・能力の付与
- (4) コスモスガイドラインに基づくシステムの適切な実施、システムによる安全衛生管理の充実等を図るために、「コスモス認定」の取得と更新

5 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の実施

- (1) 三大災害絶滅のための共通対策
 - ① 作業計画時等におけるリスクアセスメントの確実な実施
 - ② リスクアセスメントの実施結果に基づく危険な作業の廃止や変更、及びより安全な作業方法への変更
 - ③ より安全な機材の使用
 - ④ 安全点検の確実な実施
 - ⑤ 作業手順の確立と遵守
 - ⑥ 標識、ポスター等による注意喚起(危険の見える化等の推進)

- ⑦ 作業に即した安全衛生教育の充実
 - ⑧ 危険予知活動のマンネリ化の防止
 - ⑨ 適切な安全衛生保護具の着用と正しい使用
- (2) **墜落・転落災害防止対策**
建設業における死亡災害、休業4日以上死傷災害で最も大きな割合を占める墜落・転落による労働災害の防止に向け、第8次計画中の8月1日から9月10日までの期間を「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」と定め、墜落・転落災害の減少に向けて重点的に取り組むと共に、墜落・転落の危険性のある全ての場所において以下の重点対策を実施する。
- ① 安全な作業床の設置
 - ② 足場上で、その日の作業開始前に、手すりなどの「足場用墜落防止設備」の点検と、異常を認めた時は、直ちに補修することの徹底
 - ③ 各種足場では「手すり先行工法に関するガイドライン」を考慮した対策の実施
 - ④ 低層住宅建築工事等では「足場先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施
 - ⑤ 高所作業時における安全帯は、原則としてフルハーネス型を使用
- (3) **建設機械・クレーン等による災害防止対策**
- ① 各建設機械の種類ごとの安全対策の充実
 - ② センサー機能による危険感知システムや転倒時等における運転者の防護装置（ROPS）等の採用等、建設機械・クレーン等の本質安全化の推進
 - ③ 周辺作業員への危険体験教育等（運転席での死角の確認等）の実施
 - ④ 運転席でのシートベルトの完全着用
- (4) **倒壊・崩壊災害防止対策**
- ① 小規模掘削工事での「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づく対策の実施
 - ② 斜面の掘削工事での「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について」に基づく対策の実施
- (5) **交通労働災害防止対策**
- ① 厚生労働省作成の「職場のあんぜんサイト」内にある「交通労働災害の現状と防止対策」を活用した、運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
 - ② 事業所と現場の車両移動時及び作業終了後の運転者の休養等、疲労軽減への配慮や交通危険マップ等による危険情報の共有
 - ③ 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等の計画的な実施
- (6) **石綿障害予防対策**
- ① 建築物の解体工事において、解体物の石綿使用の有無に対する事前調査の確実な実施
 - ② 調査結果に基づき石綿使用が確認された場合の、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づいた対策の確実な実施
 - ③ 石綿等を取り扱う作業における、石綿作業主任者の選任とその直接指揮
 - ④ 石綿等の含有レベルに適合した電動ファン付呼吸用保護具や保護衣等の使用
 - ⑤ 周辺住民への石綿ばく露防止のため、適切な作業方法の遵守
 - ⑥ 上記等の対策について発注者にも理解を求め、必要な安全衛生経費としての計上
- (7) **熱中症予防対策**
- ① 作業員に対して、行政通達に基づく「熱中症予防のための労働衛生教育」の実施
 - ② 予防対策、緊急時の措置、予防のための用品等の取り扱い方法の徹底
 - ③ 夏季の作業時における空調服・クールベスト等の導入
 - ④ 屋外作業において、直射日光を遮ることのできる日よけ等の設置及び涼しい休憩場所や体を冷やすことのできる設備の設置
 - ⑤ JIS規格に適合したWBGT値測定器による測定結果に基づく、適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業員の疲労回復を図ると共に、十分な水分・塩分の補給ができるよう冷水やスポーツドリンク等の飲料水の常備
 - ⑥ 直近の健康診断の結果から作業員の日常の健康状態を把握すると共に、作業中は、作業員の健康状態に異常がないか確認のための巡視の徹底

6 工事別労働災害防止対策の実施

7 安全衛生教育の徹底

- (1) 労働者に対するリスクアセスメント教育の確実な実施
- (2) 職長・安全衛生責任者や作業主任者等に対する能力向上教育の推進
- (3) 「雇い入れ時教育」、「新規入場者教育」、「送り出し教育」の確実な実施と充実
- (4) 各支部が実施する技能講習や特別教育、建設従事者教育等を積極的に受講し、施工時の技能と安全衛生意識を兼ね備えた人材の育成
- (5) 外国人技能実習生及び外国人労働者等に対する安全衛生教育の充実

8 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の徹底

- (1) 長時間にわたる過重労働を排除するため、時間外労働・休日労働の削減、週休二日制の導入、年次有給休暇の取得促進
- (2) 長時間労働による疲労が認められる従事者に対しての、産業医等の医師による面接指導の徹底
- (3) 職場におけるメンタルヘルス相談体制の整備、及び担当者や専門機関の有効な活用
- (4) 法定の各種健康診断の確実な実施、及びその結果に基づいた就業上の措置の徹底
- (5) 建設工事現場に特化したメンタルヘルス対策である「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」等を活用したメンタルヘルス対策及び職場環境改善の取組みの実施

9 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底

10 職業性疾病の予防対策の徹底

- (1) 腰痛予防対策の徹底
- (2) 酸素欠乏症及び硫化水素中毒等の予防対策の徹底
- (3) 一酸化炭素による中毒の予防対策の徹底
- (4) 各種化学物質に対する「化学物質のリスクアセスメント」の実施とリスク低減措置の徹底
- (5) 振動・騒音障害の予防対策の徹底
- (6) アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業に係る粉じん障害防止対策の徹底
- (7) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を活用し、ずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理情報や有害業務従事歴等の登録の徹底

11 快適な職場環境の形成

12 安全衛生大会等、集合形式による安全衛生活動の実施

<協会が実施する重点事項>

1 労働災害防止にかかる各種広報・啓発活動の展開

- (1) 「建設業労働災害防止規程」の周知徹底
- (2) 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」と「2019年度建設業労働災害防止対策実施事項」の周知と各種運動の積極的な展開
- (3) 労働安全衛生関係情報・資料等の提供
- (4) 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の周知徹底

2 リスクアセスメントの普及・定着

3 「ポジティブアプローチによる建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(ニューコスモス)の普及

- (1) ニューコスモスの導入・定着の推進
- (2) ニューコスモス認定の推進
- (3) コンパクトコスモスの導入の推進

4 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

- (1) 墜落・転落災害防止対策
- (2) 建設機械・クレーン等災害防止対策
- (3) 倒壊・崩壊災害防止対策
- (4) 交通労働災害防止対策
- (5) 石綿障害予防対策
- (6) 熱中症予防対策

5 安全衛生教育の推進

- ① 「職長・安全衛生責任者能力向上教育」等の能力向上教育の推進
- ② 「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」等の各種安全衛生教育の実施

6 安全衛生調査研究活動の推進

7 安全衛生管理活動に対する指導・支援の推進

- (1) 安全・衛生管理士による技術指導・支援活動の推進
- (2) 安全指導者による指導・支援活動の推進
- (3) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進

8 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進

- (1) 労働者の健康保持増進対策の促進
- (2) 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックに基づく職場環境改善対策の促進
- (3) 過重労働による健康障害予防対策の促進

9 ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用による健康確保の推進

10 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進

11 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策の推進

12 外国人労働者の安全衛生教育及び安全標識等についての検討

13 国際交流活動の推進

14 関係機関等との連携の強化

◆「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の実施◆

「第8次計画」期間中の「墜落・転落災害による死亡者数を、「第7次計画」期間中の平均発生件数に対して、15%以上減少させる計画目標の実現に向け、「第8次計画」の重点事項として、各種足場の「足場用墜落防止設備」の作業開始前点検の確実な実施、フルハーネス型の安全帯^{*}の普及、あらゆる場所からの墜落・転落災害の未然防止と各作業所での墜落・転落災害ゼロを目指し、「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を実施する。

実施期間は2019年8月1日から9月10日の間とし、以降、「第8次計画」期間中の同時期に実施する。

^{*}「安全帯」は「墜落制止用器具」に名称変更されましたが、本実施事項では、以下「安全帯」と表記します。

Ⅳ 建設現場における主要災害防止の具体的対策

会員は、Ⅲの重点実施事項を踏まえ、建設業労働災害防止規程を基本として以下に示す主要災害防止の具体的対策に基づいて、それぞれの企業の実情に即した安全衛生計画を策定し、実効ある自主的な安全衛生管理活動を実施する。

Ⅳ-1 三大災害絶滅のための具体的対策

1. 墜落・転落災害の防止

(作業床の設置等)

(1) 墜落のおそれがある次の作業等については、安全な作業床を設ける。なお、作業床を設けることができないときは、安全ネットを張り、親綱などを設置し、安全帯を確実に使用する。また、安全帯を使用する場合は、使用方法、使用条件を周知し、遵守させる。

- ① 鉄骨の組立ての作業
- ② 足場の組立て、解体または変更（以下「足場の組立て等」という。）の作業
- ③ 足場上における作業
- ④ 屋根上における作業
- ⑤ のり面等における作業
- ⑥ その他、墜落のおそれがある作業

建設業における墜落・転倒災害の死亡者・死傷者

(人)

項目	年度	25	26	27	28	29
建設業死亡者数		342	377	327	294	323
墜落・転落死亡者数		160	148	128	134	135
割合(%)		46.8	39.3	39.1	45.6	41.8
建設業死傷者		17,189	17,184	15,584	15,058	15,129
墜落・転落死傷者数		5,983	5,941	5,377	5,184	5,163
割合(%)		34.8	34.6	34.5	34.4	34.1

(フルハーネス型安全帯等の使用)

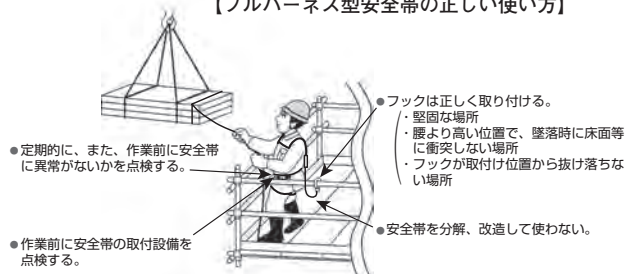
(2) フルハーネス型安全帯の選定及び使用方法は次のとおり。

- ① 高さ2メートル以上の作業床がない箇所または作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な場所の作業では、フルハーネス型安全帯を使用すること。ただし、フルハーネス型安全帯の

着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型安全帯（一本つり）を使用することができる。一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所ではフルハーネス型安全帯を使用すること。

- ② フルハーネス型安全帯は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければならない。（85kg用または100kg用）
- ③ フルハーネス型安全帯のショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種類が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければならない。腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定すること。
- ④ 日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行い、保守は定期的及び必要に応じて行うこと。
- ⑤ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型安全帯を用いて行う作業に係る業務に従事する者には特別教育を受講させること。

【フルハーネス型安全帯の正しい使い方】



(作業主任者を選任する作業)

- (3) 作業主任者を選任する次の作業では、作業主任者の直接指揮のもとで作業させ、安全帯及び保護帽等の使用状況を監視させる。

なお、作業主任者の選任を必要としない建築物等の組立て、解体または変更の作業では作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させると共に、あらかじめ作業の方法及び順序を作業者に周知させる。また、作業主任者には定期的または随時に能力向上教育を行う。

- ① つり足場、張出し足場または高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業
- ② 建建築物の骨組みまたは塔であって、その高

さが5m以上の金属製のものの組立て、解体または変更の作業

- ③ 橋梁の上部構造であって、その高さが5m以上または橋梁の支間が30m以上の金属製のものの架設、解体または変更の作業
- ④ 橋梁の上部構造であって、その高さが5m以上または橋梁の支間が30m以上のコンクリート造のものの架設または変更の作業
- ⑤ 軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立てまたは屋根下地もしくは外壁下地の取り付けの作業
- ⑥ 高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体または破壊の作業
- ⑦ 掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業
- ⑧ 土止め支保工の切りばりまたは腹起こしの取り付けまたは取り外しの作業
- ⑨ ずい道等の掘削作業
- ⑩ ずい道等の覆工作业
- ⑪ 高さ2m以上のはい作業
- ⑫ 型わく支保工の組立てまたは解体作業など

(作業の中止と再開時の点検)

- (4) 強風、大雨、大雪等の悪天候のため墜落による危険が予想される場合は、上記(4)の作業を行ってはならない。また、再開時には点検を実施し、その結果を記録する。

「強風」10分間の平均風速が毎秒10m以上の風をいう

「大雨」1回の降雨量が50mm以上の降雨をいう

「大雪」1回の降雪量が25cm以上の降雪をいう

「中震以上の地震」震度階級4以上の地震をいう

(昭和34年2月18日 基発第101号)

(作業指揮者の指名等)

- (5) 作業主任者の選任が不要な建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業を行う場合で、墜落のおそれがある場合は、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させると共に、次の事項を行わせる。
 - ① その日の作業を開始する前に、安全帯の取付設備（安全帯を安全に取り付けるための設備をいう。以下同じ。）に異常がないことを確認すること。
 - ② 作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。

- ③ 作業者が保護帽及び安全靴等の適正な保護具を着用していることを確認すること。
- ④ 開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合にあっては、当該作業の休止時または終了時に防護設備が元の状態に復元されていることを確認すること。

(安全帯の取付設備)

- (6) 高さが2m以上の箇所で作業者が安全帯を使用させて作業を行う場合には、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知する。
- (7) 安全帯の取付設備は、
 - ① 使用条件に応じた十分な強度・高さを有すること。(万一作業者が墜落した場合でも、親綱が切断したり、作業者が地上等に激突等しないこと)
 - ② 安全帯を損傷するおそれのない形状であること。
 - ③ 安全帯を容易に取り付けて使用できるものであること。
 - ④ 原則として作業者の腰より上方の位置に設けること。
- (8) 安全帯の取付設備を取り付ける場合には、地上、作業床等の安全な場所で行う。ただし、やむを得ず墜落による作業者の危険のおそれのある場合には、
 - ① 安全な昇降設備を設けること。
 - ② 臨時的な安全帯の取付設備を設け、取り付ける作業を行う者に安全帯を使用させること。
 - ③ 作業責任者を指名して作業の手順、安全帯の使用を確認させること。
- (9) 安全帯の取付設備については、あらかじめ、点検者を指名して、次の事項を点検させ異常があるときには、ただちに補修し、または取り替える。
 - ① 取付金具のき裂、変形、ゆるみ、脱落等の有無
 - ② 親綱の磨耗、変形、損傷、腐食等の有無
 - ③ 素線またはストランドの切れ、ゆるみ等の有無
 - ④ 緊結箇所のゆるみ等の有無

(架設通路の設置)

- (10) 架設通路を設ける場合には
 - ① 床は、幅が40cm以上で、かつ、床材のすき間が3cm以下であること。
 - ② 床材は、丈夫な構造で、著しい損傷、変形、腐食等がないものとする。
 - ③ 手すり等は、次によること
 - ア 丈夫な構造とすること。

イ 材料は、たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものとする。

ウ 床面からの高さは90cm以上として、高さ35cm以上50cm以下の中さん等を設けること。

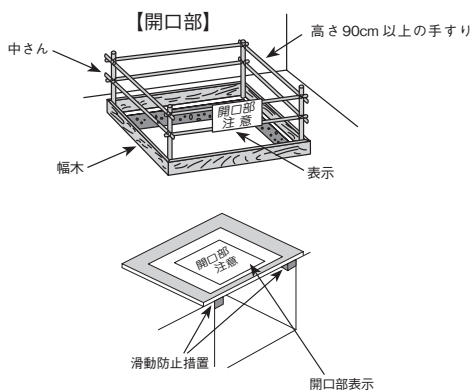
エ 必要に応じて、高さ10cm以上の幅木等を設けること。

- ④ 手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが困難な場合、または作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、安全带取付設備を設けて作業者に安全带を使用させ、安全ネットを張るほか、当該場所への関係者以外の者の立ち入りを禁止する等の墜落の危険を防止するための措置を講ずる。
- ⑤ 作業の必要上臨時に手すり等の墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、ただちに復元しなければならない。
- ⑥ こう配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたものについては、この限りでない。
- ⑦ こう配が15度を超えるものには、踏さんその他の滑り止めを設けること。

(開口部・作業床端等)

- (11) 墜落・転落の恐れのある開口部、作業床の端等には、床面からの高さが90cm以上の手すり、囲い等、滑動防止措置を講じた覆いを設ける。手すりを設けた場合には、中さん、幅木等を設ける。また、標識等により開口部等であることの注意を喚起する。

なお、これらの設備を必要により取り外した場合には、その作業終了後ただちに復元し、安全を確保すると共に、開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合には、開口部及び開口部付近への関係者以外の者の立ち入りを禁止し、かつ見やすい箇所に「開口部使用中注意」等の表示をする。



- (12) 開口部等の防護設備については、あらかじめ点検者を指名し、その日の作業開始前に、その者に開口部等の防護の状態について点検させ、異常が認められたときには、ただちに補修し、または取り替える。

(足場の組立て等の作業)

- (13) 足場の組立て等の作業を行う場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく作業方法の導入に努める。
- (14) つり足場、張出し足場または高さが2m以上の構造の足場の組立て等の作業については、次の墜落防止措置を講ずる。
 - ① 組立てや解体または変更作業の時期等を作業者に周知させる。
 - ② 組立て等の作業を行う区域内は関係者以外の立ち入りを禁止する。
 - ③ 悪天候のため、危険が予想されるときは、作業を中止する。
 - ④ 足場材の緊結、取り外し等の作業を行うときは、次の措置を講ずる。
 - ア 幅40cm以上の作業床を設ける
 - イ 安全带取付設備を設置し、かつ、作業者に安全带を使用させる
 - ⑤ 部材、工具類の上げ下ろしを行う場合は、つり網やつり袋等を使用させる。
 - ⑥ 作業者に安全带を使用させるときは、安全带及び安全带取付設備等の異常の有無について随時点検する。
- (15) 足場に設ける手すり等については以下に掲げるようにしなければならない。
 - ① 丈夫な構造とすること。
 - ② 材料は、たわみが生ずるおそれ、著しい損傷、変形、腐食等がないものとする。
 - ③ 枠組足場（妻側に係る部分を除く。）にあってはアまたはイを、枠組足場の妻側に係る部分または枠組足場以外の足場にあつては、ウを設けること。
 - ア 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下のさん若しくは高さ15cm以上の幅木または同等以上の機能を有する設備
 - イ 手すり枠
 - ウ 床面からの高さ90cm以上の手すり等及び高さ35cm以上50cm以下の中さん等

- (16) 足場の組立て等の業務は、足場の組立て等の業務に係る特別教育等を修了していることを確認し、その者に行わせる。

この足場の組立て等の業務に係る特別教育は足場の高さの制約がないので、主に内装工事で使用する移動式足場（ローリングタワー）や数台の脚立に足場板を緊結した脚立足場等も含まれるので、この点に留意すること。

(足場の作業床)

- (17) 足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床は、次による。

- ① 幅は40cm以上、床材間のすき間は3cm以下、床材と建地とのすき間は12cm未満とすること。
- ② 手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合、または作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、安全ネットを張り、作業者に安全帯を使用させるほか、当該場所への関係者以外の者の立ち入りを禁止する等の墜落の危険を防止するための措置を講ずる。
- ③ 作業の必要上臨時に手すり等の墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、ただちに復元しなければならない。

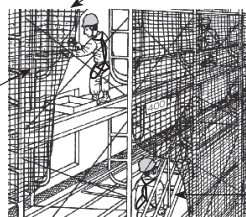
(足場を使用する作業)

- (18) 足場を使用する作業の開始前には、あらかじめ当該足場を使用する事業者ごとに点検者を指名し、その者に、その日の作業開始前に手すり等の状態について点検させ、異常が認められたときは、ただちに補修し、または取り替えなければならない。また、その点検結果を記録する。

【足場上の作業】

●許可された場合以外は交さ筋交い等の取り外しは禁止する。

●作業開始前に作業箇所 of 交さ筋交い、中さん、幅木等の取り外し、脱落の有無を点検する



●昇降設備を必ず使用する。

- (19) 足場の組立て、変更後及び悪天候・中震以上の地震後において足場における作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者など、足場の点検について十分な知識・

経験を有する者を点検者として指名し、その者がチェックリスト（建災防発行「能力向上教育用テキスト」に示されている）に基づいて点検を行い、その点検結果を足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間保存しておく。

- (20) 注文者が請負人の作業者に足場を使用させるときは、強風等の悪天候、中震以上の地震の後、または足場の組立て等の後において当該足場における作業を開始する前に点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理する。
- (21) 足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重を表示する。また、足場に載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示するよう努める。作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合には、次による。
- ① 作業床中央部付近に荷重を集中させないようにすること。
 - ② 著しい衝撃を与えないようにすること。
- (22) 足場を使用する作業者に次のことを守らせる。
- ① 昇降設備以外の場所からの昇降の禁止
 - ② 許可された場合以外の足場部材の取外しの禁止
 - ③ 手すり等から身を乗り出す作業の禁止（ただし、やむを得ず身を乗り出す必要がある場合は安全帯等を使用すること）
- (23) 足場における作業（足場の組立て、解体または変更の作業主任者を選任する作業を除く）を行う場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名し、その者の直接指揮により、次の事項を行わせる。
- ① その日の作業を開始する前に安全帯の取付設備に異常がないことを確認すること。
 - ② 作業者が作業に適した安全帯、保護帽及び安全靴等の安全な履物を着用していることを確認すること。
 - ③ 墜落のおそれがある作業箇所、作業状態において、作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。
 - ④ 足場上の材料、工具等の飛来・落下を防止するため、足場上の整理整頓の状況を確認すること。
 - ⑤ 足場の作業床に資材等が最大積載荷重を超えて載せていないことを確認すること。

(移動式足場（ローリングタワー）)

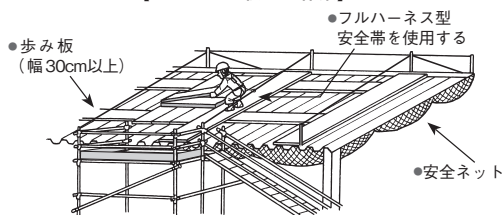
- (24) 移動式足場（ローリングタワー）を使用する場合には、次の措置を講ずる。

- ① 昇降設備、作業床、手すり等を設けること。
- ② 手すり等は、丈夫な構造で、材料はたわみの生ずるおそれ、変形、腐食等がなく、床面からの高さは90cm以上として、高さ35cm以上50cm以下の中さん等を設けること。
- ③ 高さ10cm以上の幅木を設けること。
- ④ 作業者を乗せたまま移動させることを禁止する。
- ⑤ 脚輪のストッパーを掛けること。(移動させる場合を除く。)
- ⑥ 最大積載荷重を表示し、最大積載荷重を超えて積載をしないこと。
- ⑦ その日の作業開始前に、設置した移動式足場の安定性、手すり等の取り付け状態等を点検し、異常が認められたときは、直ちに補修し、または取り替えること。
- ⑧ 最上部の作業床では、はしご・脚立・可搬式作業台等の使用を禁止する。

(屋根上の作業)

- 25) こう配が31度(6/10こう配)以上の屋根の上で作業を行う場合には、屋根足場を設置し、幅が20cm以上の作業床を2m以下の間隔で設ける。作業は、親綱を設けてフルハーネス型安全帯を使用すること。
- 26) 作業者がスレート、木毛板等でふかれた屋根の上で作業を行う場合またはその屋根の上を通行する場合には、次の事項を遵守する。
 - ① 幅が30cm以上の歩み板を設け、安全ネットを張る等踏み抜きによる墜落危険防止措置を講じること。
 - ② スレート等の屋根への飛び降り、材料、工具等の投げおろし等スレート等の屋根に衝撃を与える行為を禁止すること。
 - ③ 作業に適した安全靴等の履物を着用すること。
 - ④ 作業は、親綱を設けてフルハーネス型安全帯を使用すること。
- 27) 屋根の上で材料等の上げ下ろしの作業を行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ① 丈夫な作業床を設け、かつ、フルハーネス型安全帯を使用し、安全ネットを張る等の墜落危険防止措置を講ずる。
 - ② 歩み板は、滑動またはてんびん等を起こさないように緊結すること。

【スレート屋根上の作業】



28) スレート等の屋根上で作業を行う場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名して、その者に当該作業を直接指揮させると共に、次の事項を行わせる。

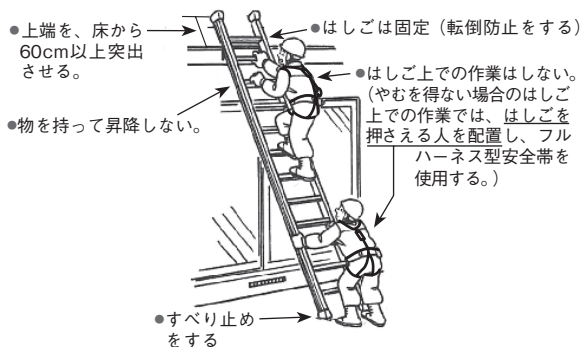
- ① 作業者の歩み板または作業床の使用状況を監視すること。
- ② 作業者がフルハーネス型安全帯を使用していることを確認すること。
- ③ 前記の事項を遵守させること。

(はしご、脚立)

29) はしご、脚立は、丈夫な構造のもので、著しく損傷、変形等がないもののほか、次のものを使用する。

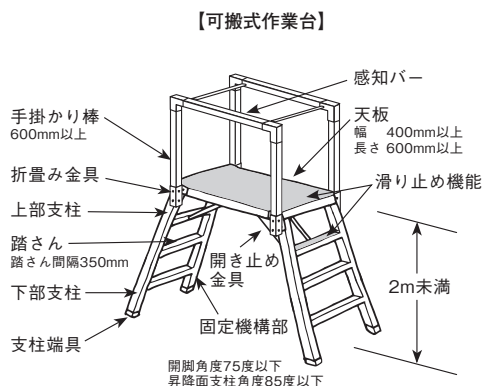
- ① 移動はしごは、幅30cm以上とし、滑り止め装置の取り付け、転位防止の措置(上部の固定、下部の抑え)をすること。上部の固定が完了するまでは、下部で一人が移動はしごを支えていること。
- ② 移動はしごの昇降時は、ゆっくりと3点支持にて行うこと。
- ③ 脚立は、脚と水平面との角度を75度以内に保つための金具等を備え、踏さんの幅は5cm以上のものを使用すること。

【移動はしご作業】



(可搬式作業台)

- 30) 可搬式作業台は、丈夫な構造のもので、著しい損傷、変形等のないもののほか、次のものを使用する。
- ① 開脚状態における垂直高さは2m未満であること。
 - ② 1.5mを超えるものは、手かかり棒、作業床周りに感知バーのあるものを使用すること。
 - ③ 開き止め金具、支柱伸縮型は支柱固定金具のあるものを使用すること。
 - ④ 天板の幅は40cm以上、長さ60cm以上であること。
 - ⑤ 踏さんの幅は5cm以上あるものを使用するよう努めること。



- 31) 可搬式作業台の使用にあたっては、次によるものとする
- ① 作業前に各部を点検し、異常のないことを確認すること。
 - ② 1台の作業台に同時に2人以上乗らない。単独での使用を原則とすること。
 - ③ 設置場所の床面の状態に応じ転倒及び不意の移動等をしないようにすること。
 - ④ 天板上では、架台、脚立等を使用しないこと。
 - ⑤ 資材を載せたままでの移動はしない。決められた積載荷重を超えて積載しないこと。

(高所での作業)

- 32) 高所作業については、作業手順を事前に検討して作業者に周知徹底する。
- 33) 墜落のおそれがある高所作業には、高・低血圧症、心臓疾患等のある作業者等については、高所作業以外の作業に従事させるなどの適正な配置を行う。

(ロープ高所作業)

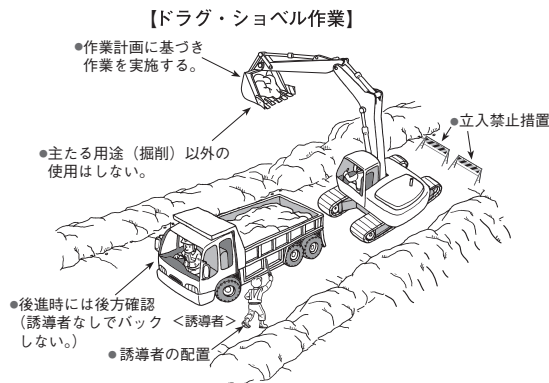
- 34) ロープ高所作業では、身体を保持する器具を取り付けるロープ（メインロープ）の強度等の確保に加え、安全帯を取り付けるロープ（ライフライン）の設置を行う。
- 同作業に就く作業者に対する特別教育を確実に実施する。

2. 建設機械・クレーン等災害の防止

1) 車両系建設機械による災害の防止

建設機械による死亡災害は、はさまれ・巻き込まれ、激突されによる災害が高い割合を示しており、運転者以外の周辺作業員を運転席に乗せ、死角の確認等の危険体験教育や人感センサー等の装置を導入するなど、安全対策の工夫をすると共に、以下の対策を実施する。

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、地山の地形・地質・含水・湧水等の状況、埋設物・架空電線等の有無及びその状況、既設の道路の状況、既設の建設物の状況を調査して結果を記録し、その結果によって作業の方法及び順序、車両系建設機械の種類、能力、運行経路の設定、配置、運転者及び誘導者の配置、照明設備、標識の設置等を盛り込んだ作業計画を定め、この計画により作業を行う。
 - (2) 機体重量が3トン以上の車両系建設機械は、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者等に、3トン未満の車両系建設機械は、小型車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育修了者等に運転させる。
- また、運転者の氏名を車両系建設機械に掲示すると共に、作業開始前点検を行う。



- (3) 職長、作業指揮者、誘導者には業務に必要な安全衛生教育を行う。
- (4) 運行経路、路肩・傾斜地、解体物等の飛来・落下物のおそれのある場所等で、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、囲い、柵等を設けた上で、若しくはロープを張った上で運転者以外の者の立入禁止を表示すること。または誘導者を指名してその者に当該車両系建設機械を誘導させる。
- (5) 誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者に合図を行わせる。また、誘導者に腕章を使用させること等により、関係者が識別できるようにする。
- (6) 作業現場の車両系建設機械の走行路の必要箇所に、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設ける。
- (7) 転倒または転落のおそれがある運行経路は、路肩の崩壊、不同沈下を防止すること、必要な幅員を確保すること等の措置をする。また、路肩、傾斜地での運転は、誘導者を配置して、その者の誘導により運転する。

軟弱地盤、凍結した地盤等での作業にあたっては、スリップ、転倒防止のための地盤の整備を行い敷板等を利用するほか、チェーンの使用または徐行等をする。
- (8) 運転中に、飛来物または落下物により運転者に危険が生ずるおそれのある場合にあっては、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを設ける。
- (9) 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合で、転倒または転落による危険のおそれがあるときは、転倒時保護構造（ROPS）、横転時保護構造（TOPS）を備えた車両系建設機械を導入、使用すると共に、運転者はシートベルトを使用する。
- (10) 当該車両系建設機械の構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守らなければならない。

また、構造上定められている重量を超えるアタッチメントは装着しない。
- (11) 車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット等の場合はその容量または最大積載重量を含む。）を表示するかまたは運転者がその重量を容易に確認できる書面を運転席周辺の容易に取り出せる位置に備え付ける。

- (12) 車両系建設機械の用途外使用の防止を徹底する。ドラグショベル等を用いて荷のつり上げ作業を行う場合は、クレーン機能付きドラグショベルを使用し、クレーン機能を使つたつり荷作業の安全対策を徹底する。（運転者及び玉掛者は有資格者とする等）
- (13) 車両系建設機械をトレーラ等に積込む作業は、平坦で堅固な場所で行うと共に、道板はかけ渡し角度を15度以下にし、滑り等による災害を防止するほか、移送中にトレーラ等の荷台からずれたり、滑ったり、落ちたりしないよう、ワイヤロープ、チェーン等で荷台に固定させる。
- (14) 使用する車両系建設機械の安全装置については、有効に機能するように保持し、使用する。
- (15) 運転者が運転席を離れるときは、バケット等の作業装置を地上に降ろし、エンジン・キーを外す。
- (16) 車両系建設機械については、法令に定められた特定自主検査及び定期自主検査をそれぞれ定期に実施し、あわせて作業開始前の点検を行い、異常がある場合には、ただちに補修し、または取り替える。また、実施した特定自主検査及び定期自主検査の結果を記録する。
- (17) 車両系建設機械は、有効な特定自主検査済の検査標章が貼り付けてあるものを使用する。
- (18) 車両系建設機械の点検、修理等を行う場合には、安全ブロック、安全支柱等を使用する。また、アタッチメントの装着または取り外しを行うときは架台を使用する。
- (19) 車両系建設機械の修理またはアタッチメントの装着、取り外しの作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、その者に作業手順を決定させて作業を指揮させる。また、架台の使用状況を監視させる。

2) 基礎工事用建設機械による災害の防止

- (1) 基礎工事用建設機械の組立てまたは作業中は、倒壊を防止するため、あらかじめ作業場所の地形、地質の状態等を調査する。調査結果から敷鉄板の敷設、表層地盤の改良等による地盤補強の方法や作業の方法などについての作業計画を定め、この計画により作業を行う。

なお、作業内容に変更が生じた場合は、作業計画の見直しについて検討する。
- (2) 作業に使用する基礎工事用建設機械の選定にあ

たっては、機械の仕様書等に示された内容をもとに、地形、地盤の状況、作業内容に応じた能力のものとする。

- (3) 基礎工事中用建設機械の組立て、解体、変更または移動は、作業指揮者を選任し、その者の直接指揮のもとに行う。
- (4) 機体重量が3トン以上の基礎工事中用建設機械は、車両系建設機械（基礎工事中用）運転技能講習修了者等に、3トン未満の基礎工事中用建設機械は、小型車両系建設機械（基礎工事中用）運転の業務に係る特別教育修了者等に運転させる。

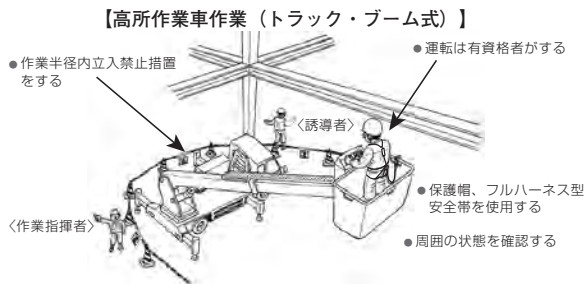
また、運転者の氏名を基礎工事中用建設機械に掲示すると共に、作業開始前点検を行う。

- (5) アウトリガーまたは幅幅機能付きのクローラを有する基礎工事中用建設機械を用いて作業を行う際は、最大に張り出して使用する。
- (6) 大雨、大雪等の悪天候により、地盤の悪化が予測される場合には、作業方法の改善について検討する。
- (7) 強風時における作業中止の基準を明確にする。

3) 高所作業車による災害の防止

- (1) 高所作業車を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、作業場所の状況、当該高所作業車の種類及び能力等に対応する作業計画を定め、計画により作業を行う。また、高所作業車を用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、この計画に基づき作業の指揮をさせる。
- (2) 作業床の高さが10m以上の能力をもつ高所作業車は、高所作業車運転技能講習修了者等に、10m未満の能力の高所作業車は、高所作業車の運転の業務に係る特別教育修了者等に運転させる。また、運転者の氏名を高所作業車に掲示すると共に、作業開始前点検を行う。
- (3) アウトリガーを有する高所作業車を用いて作業を行う場合には、アウトリガーを最大限に張り出さなければならない。
- (4) 作業床以外の場所で作業床を操作する場合には、高所作業車の作業床上の作業者と作業床以外の場所で作業床を操作する作業者との間の連絡のため、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせる。
- (5) 運転者が高所作業車の運転位置を離れる場合には、作業床を最低降下位置に置くと共に、原動機

を止め、ブレーキを確実にかけ、エンジン・キーを外しておく。



- (6) 高所作業車の乗車席及び作業床以外の場所における作業者の搭乗を禁止すると共に当該作業床の積載荷重、その他の能力を超えて使用しない。
- (7) 作業床では走行操作ができない構造の高所作業車で作業床上に作業者がいる場合には、高所作業車を走行させない。ただし平坦で堅固な場所において誘導者を配置し、その者に誘導させる場合等法令に定める措置を講じたときはこの限りではない。
- (8) 高所作業車の作業床上で作業を行う場合には、作業者に安全帯等を使用させる。
- (9) 高所作業車について、法令に定められた特定自主検査及び定期自主検査をそれぞれ定期に実施し、あわせて作業開始前の点検を行い、異常がある場合には、ただちに補修し、または取り替える。また、特定自主検査結果及び定期自主検査の結果を記録する。
- (10) 高所作業車は、有効な特定自主検査済の検査標章が貼り付けてあるものを使用する。

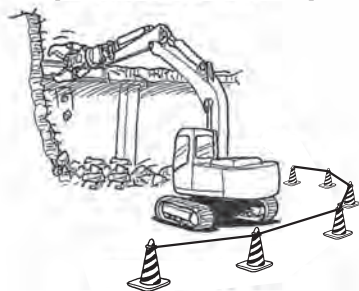
4) 解体用建設機械による災害の防止

- (1) 機体重量が3トン以上の解体用建設機械は、車両系建設機械（解体用）運転技能講習修了者等に、3トン未満の解体用建設機械は、小型車両系建設機械（解体用）運転の業務に係る特別教育修了者等に運転させる。
また、運転者の氏名を解体用建設機械に掲示すると共に、作業開始前点検を行う。
- (2) 路肩、傾斜地等で転倒または転落による危険が生ずるおそれがある場所では、特定解体用機械（ブーム及びアームの長さの合計が12m以上の解体用機械）で作業はしない。
- (3) 物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれがあるときは、運転室を有する解体用機械を使

用し、物体の飛来範囲に運転者以外の作業者を立ち入らせない。

- (4) 特定解体用機械は、操作装置、作業装置の逆止め弁、作業範囲警報装置等は、1月以内ごとに1回定期自主検査を実施し、その結果を記録する。

【飛来・落下の範囲内立入禁止】



5) 不整地運搬車による災害の防止

- (1) 作業計画の作成、誘導者の配置、移送中の転落防止措置、点検及び修理中に行うべき措置、転倒または転落を防止する措置については、「1) 車両系建設機械による災害の防止」に準じた措置を講ずる。
- (2) 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車は、不整地運搬車運転技能講習修了者等に、1トン未満の不整地運搬車は、不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育修了者等に運転させる。また、運転者の氏名を不整地運搬車に掲示すると共に、作業開始前点検を行う。
- (3) 最大積載量が5トン以上の不整地運搬車に荷の積卸し作業等を行うときは、荷台上の荷の上に安全に昇降するための設備を設け、墜落による危険を防止するための保護帽を着用する。
- (4) 一つの荷の重量が100kg以上のものの積卸し作業を行うときは、作業指揮者を選任し、その直接の指揮のもとで作業を行わせる。
- (5) 損傷、ストランドの切断等があるワイヤロープ等を荷掛けに使用しない。
- (6) 荷を卸す作業を行うときは、中抜きしない。
- (7) あおりのない荷台には、作業者を乗車させて走行しない。あおりのある荷台に作業者を乗車させるときは、荷台上の荷に歯止め、滑止め等をする。
- (8) 点検基準により、作業開始前点検・月例自主検査及び特定自主検査（2年に1回）を実施し、その結果と整備状況を記録する。
- (9) 整地運搬車は、有効な特定自主検査済の検査標

章が貼り付けてあるものを使用する。

6) クレーン等による災害の防止

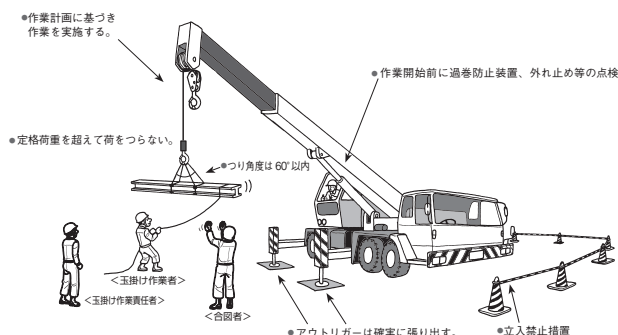
- (1) 運転するクレーンの種類及びつり上げ能力に応じて、あらかじめ、法令で定める資格を有する者の中から運転者を指名し、運転させる。運転者の氏名はクレーンに掲示する。
また、「移動式クレーン運転士安全衛生教育」は5年を目処に受講すること。
- (2) クレーンの運転中は関係者以外の者の作業半径内への立入禁止の措置をすると共に、つり上げた荷の下に作業者を立ち入らせない。
- (3) クレーンの上部旋回体との接触を防止するため、上部旋回体の作業半径内に作業者を立ち入らせない。
- (4) クレーンは、性能検査のほか、点検基準により作業開始前点検・月例自主検査及び年次の定期自主検査を実施し、自主検査結果と整備状況を記録する。また、異常のある場合には、ただちに補修し、取り替える。
- (5) 移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、その転倒等による作業者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の質量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定める。
 - ① 移動式クレーンによる作業の方法
 - ② 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
 - ③ 移動式クレーンによる作業に係る作業者の配置及び指揮の系統
- (6) 移動式クレーンの定格総荷重表を備え、当該荷重表の制限を超えて使用しない。
- (7) クレーンの過巻防止装置、過負荷防止装置、外れ止め装置の安全装置等については、有効に機能するよう保持し、使用する。
- (8) アウトリガーを最大に張り出すことを徹底する。また、軟弱地盤上では、敷鉄板を敷設、地盤改良などの補強をし、転倒のおそれのない位置に設置する。
- (9) 架空電線等のある場所での作業は、感電防止のため周囲の状況を確認し、電路の移設、防護等を行い、監視人を配置する。
- (10) つり荷の落下防止のため、定格荷重を明示し、適正な玉掛けを励行し運転者と合図者との連携を密に

すると共に、無理な運転の禁止を徹底する。また、定格荷重を超える荷重をかけて使用しない。

(11) クレーン等による玉掛け作業等にあたっては、次の事項に留意する。

- ① 玉掛け作業を含む荷の運搬作業については、作業編成、作業分担、クレーン等の種類及び能力、玉掛け用具、合図等を組込んだ作業計画を作成する。
- ② つり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛け作業は、玉掛け技能講習修了者等に、1トン未満の玉掛け作業は、玉掛け特別教育修了者等に行わせる。
- ③ 玉掛け等作業においては、玉掛け作業責任者を指名し、事前打合せ、用具の点検等をその者に直接指揮させる。
- ④ 一定の合図を定め、あらかじめ、合図者を指名して運転者との連携を密にさせる。
- ⑤ 荷の形状、荷姿及び質量に応じた適正な玉掛け用具を使用する。また、玉掛け用具（特に玉掛けワイヤロープ）等については、玉掛け作業者に作業開始前点検をさせ、異常がある場合には、直ちに補修させ、または、取り替える。
- ⑥ 玉掛け作業等を行うときは、作業開始前の打合せを行い、作業の概要及び作業の手順について全員に指示、周知させる。
- ⑦ 合図者に必要な安全衛生教育を行う。
- ⑧ 吊荷を2m以上に積み上げると倒壊・崩壊の危険があるので、なるべく2m以内とする。止むを得ず2m以上とする場合は、作業主任者を技能講習修了者から選任する。

【移動式クレーン・玉掛け作業】



(12) 定置式（クライミング）クレーンの組立て、クライミング、解体の作業にあたっては、次の事項

を徹底する。

- ① 作業方法、作業手順は、クライミングクレーンの構造、クライミング装置の仕組み、周囲の状況に応じて決定し、これに基づき作業を実施する。
- ② 作業指揮者を選任し、当該作業指揮者による作業方法及び作業者の配置を決定し、作業の指揮等を確実に実施する。
- ③ ロングスパン工事用エレベーターは、指名者に運転させ、積載荷重を超える荷重をかけて使用しない。
- ④ ゴンドラの操作は、特別教育修了者にさせ、作業開始前点検を励行させる。

7) コンクリートポンプ車による災害の防止

- (1) 作業開始前点検等において、ブームの曲がり、ねじれ、へこみ、き裂、損傷等の有無を調べ、異常を認めたときは補修等の措置を早急に講ずる。
- (2) コンクリートポンプ車を用いて作業を行うときは、当該コンクリートポンプ車についてその構造上定められた安定度、最大使用荷重、ブーム先端ホース長等を守る。
- (3) 点検基準により作業開始前点検・月例自主検査及び特定自主検査（1年に1回）を実施し、その結果と整備状況を記録する。なお、特定自主検査の実施にあたっては、（公社）建設荷役車両安全技術協会が取りまとめた「コンクリートポンプ車特定自主検査詳細記録表」（ブーム装置及びアウトリガーに関する検査）を活用する。
- (4) ブーム使用時には合図者を指名し、操作者とホースの先端を保持する者との連絡をさせると共に、ブーム下における作業を禁止する。

3. 倒壊・崩壊災害の防止

1) 倒壊災害の防止

- (1) 型枠支保工、足場等の仮設建造物の設計にあたっては、特に水平方向の安全性を充分考慮して、荷重及び外力を計算し、これに耐えられる強度を確保する。
- (2) 仮設建造物を組立てるときは、足場の倒壊、作業中の墜落、部材の落下、建造物の倒壊等を防止するため、あらかじめ、作業の方法、順序等の作業計画を定め、この計画にしたがって組立てる。
- (3) 型枠支保工を組立てるときは、組立図を作成し、それに基づいて型枠支保工の組立て等作業主任者の直接指揮のもとで組み立てる。

(4) 作業主任者の選任を必要とする次の作業では、作業主任者の直接の指揮のもとで作業させ、安全带及び保護帽等の使用状況を監視等させる。選任する必要のない作業においては、作業指揮者を指名・配置し、安全作業について指揮させる。

- ① つり足場、張り出し足場または5m以上の足場の組立てならびに解体または変更の作業
 - ② 型枠支保工の組立て作業
 - ③ 高さが5m以上の建築物の骨組み、塔であって、金属製部材で構成されるものの組立て、解体または変更の作業
 - ④ 橋梁の上部構造が金属製の部材で構成されるものであって、その高さが5m以上のものまたは橋梁の支間が30m以上の架設または変更の作業
 - ⑤ 橋梁の上部構造がコンクリート造のものであって、その高さが5m以上のもの、橋梁の支間が30m以上の架設、または変更の作業
 - ⑥ コンクリート造の工作物（その高さが5m以上のものに限る）の解体または破壊の作業
- (5) 仮設構造物に使用する材料、特に経年仮設機材については事前に点検して著しい損傷、変形または腐食のあるものは使用しない。
- (6) 建設物の骨組み、塔、型枠支保工または足場の組立て、解体または変更ならびに金属製の部材またはコンクリート造の橋梁の上部構造の架設、解体または変更の作業には、関係者以外の立入りを禁止し、強風、大雨、大雪、凍結等の悪天候のときは作業を中止する。
- (7) 足場及び型枠支保工には、壁つなぎ、控え、筋かい、水平つなぎ等を十分に設ける。
- (8) 壁つなぎを設ける場合には、建地と布との交差点部に接近した位置で、足場面に対して直角に取り付ける。
- (9) 壁つなぎ等を取り外す場合には、あらかじめ、取り外す箇所に控え柱を設ける補強等により、足場を支持する措置を講ずる。
- (10) 枠組足場の交さ筋かいを取り外すことにより倒壊のおそれがある場合は、あらかじめ、交さ筋かいを取り外す構面に大筋かいを設ける補強等をする。
- (11) 足場に建設用リフト、工事用エレベーターのガイドレール等を取り付ける場合には、あらかじめ、斜材、垂直材、水平材を用いて足場を補強する。防護柵等を設け、取付け部付近の足場部分に壁つなぎを

密に設ける。

また、足場の建地または建枠の一部を外して出入口を設ける場合には、あらかじめ、出入口上部を斜材、梁枠等で補強し、かつ、出入口の建地または建枠を足場用鋼管等で補強する。

- (12) スライディング積層足場を設置する場合は、構造、強度及び設置方法について充分検討する。
- (13) 型枠支保工については、コンクリートの打設方法の検討及び各部の検討を行い、偏荷重がかからないように打設計画を定め、必要な措置を講ずる

2) 崩壊災害の防止

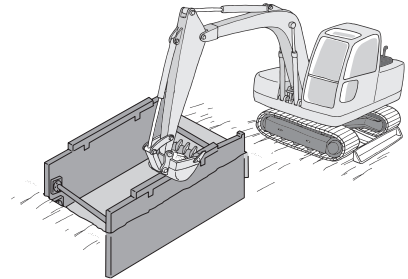
- (1) 切土部の掘削高さが概ね1.5m以上10m以下の斜面掘削作業では、着工前に実施する地質等の調査結果、及び発注者、調査・設計者、施工者（元方事業者及び専門工事業者）の3者が共通して用いる点検表を使用して斜面の状況を確認し、得られた点検結果に基づく作業計画を作成する。この計画により、降雨後等の綿密な点検、振動を伴う作業の減少、上下作業の禁止等の徹底を図る。点検により異常を発見した場合、発注者、設計者を含める者で対策を協議する。

なお、点検を実施する者に対しては、厚生労働省通達で示された「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」に基づく教育を実施する。

- (2) 小規模な溝掘削を伴う上下水道等工事では、厚生労働省が示した「土止め先行工法に関するガイドライン」に基づき、作業を行うよう努める。

【土止め工法】

- 小規模な溝掘削を伴う上下水道工事などでは、土止め先行工法により工事を実施する
- 掘削、土止め支保工作業は作業主任者の直接指揮で行う。



- (3) 地山の掘削作業を行う場合には、作業箇所及び周辺の地山について、あらかじめ、ボーリングその他適当な方法により調査を行い、その結果に基づいて、次に掲げる事項を含む施工計画を定める。

- ① 施工の時期、方法及び順序

- ② 掘削の順序に応じた安全なこう配のとり方
 - ③ 掘削の作業または掘削面の下方で作業を行う場合の掘削箇所の上部の地山もしくは掘削面の崩壊または落石を防止するための防護の方法
 - ④ 土止め支保工等の構造
 - ⑤ 排水の方法
 - ⑥ 掘削面または土止め支保工等の点検及び補修等の方法、また、地質の変化、異常な湧水等の状態が起きたときには、ただちに、その状態に応じて計画を変更する等、必要な措置を講ずる。
- (4) 地山が崩壊するおそれがある場合には、あらかじめ土止め支保工、ロックボルト、落石防止柵、防護網等を設ける。また、これらを設けた場合でも、関係者以外の作業者の立入りを禁止する。
- (5) 掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業を行う場合には、地山の掘削作業主任者を選任し、その者に法令で定められた事項のほか、次の事項について点検表を用いて、作業開始前及び作業中に掘削面の状態の変化を確認させる。
- ① 掘削面が安全なこう配を保っていること。
 - ② すかし掘りを行っていないこと。
 - ③ 浮石またはき裂の状態に変化がないこと。
 - ④ 排水が良好であること。
 - ⑤ 湧水の状態の変化（湧水の発生、量の変化、汚濁の変化）を確認すること。
 - ⑥ 掘削面の肩に接近して掘削した土砂または資材等が置かれていないこと。
 - ⑦ 掘削箇所と積込みの作業箇所との間隔が充分にあること。
 - ⑧ 関係者以外の立入禁止の措置が行われていること。

安全なこう配

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面のこう配(以下)
① 岩盤または堅い粘土	5m未満	90°
	5m以上	75°
② その他の地山	2m未満	90°
	2m以上5m未満	75°
	5m以上	60°
③ 砂からなる地山	掘削面のこう配35°以下または高さ5m未満	
④ 発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面のこう配45°以下または高さ2m未満	

- (6) 掘削面の高さが2m未満の場合には、あらかじめ、点検者を指名し、その者に掘削面について作業開始前及び作業中に(5)の①～⑧の事項について、

点検表を用いて掘削面の状態の変化を確認させる。

- (7) 地山の掘削の作業を行う場合には、作業箇所及びその下方に関係者以外の立入りを禁止すると共に、その旨を表示し、または監視人を置く等の措置を講ずる。
- (8) 土止め支保工を組み立てるときは、あらかじめ組立図を作成し、当該組立図により組み立てる。
- (9) 土止め支保工の切りばりや腹おこしの取り付けまたは取り外しの作業を行う場合には、土止め支保作業主任者を選任し、法令で定める事項のほか、次のことを行わせる。
- ① 部材の配置、寸法及び取り付けの順序は、組立図による。
 - ② 設置後7日を超えない期間ごと及び中震以上の地震、大雨等の後には、部材の損傷等の有無及び状態、切りばりの緊圧の度合ならびに部材の接続部、取付部及び交さ部の状況を点検し、異常があるときは、直ちに、補強し、または補修を行う。
 - ③ 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認する。
 - ④ 土止め支保工に異常を認めた場合には、作業者を直ちに退避させる。
- (10) 土止め支保工の腹おこし、切りばり等を足場として使用し、またはこれらに重量物を載せてはならない。ただし、やむを得ない場合において、支柱、方杖等により補強したときは、この限りでない。
- (11) 掘削面の下方で、基礎作り、コンクリートの打設、管の敷設、手直し等の作業を行う場合には、掘削面の崩壊及び落石のおそれがないときを除き、あらかじめ、安全なこう配をとり、土止め支保工を設ける等の措置を講ずる。
- (12) 掘削面の肩に接近して、掘削した土砂または工事用の資材等を置いてはならない。ただし、やむを得ない場合において、土止め支保工を補強する等の措置を講じたときは、この限りでない。
- (13) 明り掘削の作業は、点検者を指名して、その者にその日の作業開始前に、点検表を用いて掘削面等の地山ののり肩部付近のき裂、周辺地盤の陥没、湧水の発生、湧水量の変化、湧水の汚濁の変化、浮石の剥落、のり面局所の小崩落等の状態を点検させ、安全を確認してから作業を実施させる。特

に、大雨後及び中震以上の地震後は、念入りに点検させる。

- (14) 地山の掘削の作業を行う場合において、地質の変化、異常な湧水等により掘削面の崩壊または落石の危険が増大するおそれがあるときは、土止め支保工を設置し、当該支保工を補強し、または掘削面の高さを低くし、もしくは掘削面のこう配を緩くする。
- (15) 明り掘削またはずい道等の掘削において発破を行った場合には、発破箇所及びその周辺の浮石及び亀裂の有無及び状態について点検し、崩壊のおそれがある箇所の土石を取り除く。また、中震以上の地震、大雨等の後に、地山を掘削する場合は、掘削面を点検し、崩壊のおそれのある箇所の土石を取り除く。
- (16) 浮石等の除去作業（こそくの作業を含む）をする場合には、作業者に次のことを行わせる。
- ① 下方に他の作業者がいないことを確認する。
 - ② 2人以上で作業をする場合には、充分連絡をとる。
 - ③ 作業に用いる工具等は、作業前に点検し、不良品は取り替える。
 - ④ 保護帽及び安全帯を使用する。

3) コンクリート造の工作物の解体または破壊等による災害の防止

- (1) コンクリート造の工作物（その高さが5m以上のものに限る）の解体または破壊の作業については、あらかじめ、当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、その結果に基づき、次の事項を含む作業計画を作成する。
- ① 作業の方法及び順序
 - ② 使用する機械等の種類と能力
 - ③ 控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁、柱、はり等の倒壊、または落下による作業者の危険を防止するための方法
- (2) 解体する工作物が、設計図書と異なること、著しく劣化していること等が判明した場合には、工事を一時中止し、作業計画を修正し、これに基づき作業を行う。
- (3) 当該作業計画によりコンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任する。また、建築物の骨組みまたは塔であって金属製の部材で構成されたものの解体（その高さが5m以上のものに限る。）

については、「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」を選任し、法令で定められた事項のほか、次の事項を行わせ作業する。

- ① 防網、柵、控え等が有効であることを確認する。
 - ② 関係者以外の者が立入っていないことを確認する。
- (4) コンクリート塊、部材等の飛散または落下による作業者の危険を防止するため、丈夫な防網、柵を設ける。
- (5) 解体した部材等を上げ下ろしする場合は、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせる。

N-2 その他の主要災害防止のための具体的対策

1. 交通労働災害の防止

建設業における交通事故の死亡災害は、事故の型別では墜落・転落について2番目となっている。現場間や発注者との打合せ等により、業務上の都合で自動車を運転する機会が多い建設業の特殊性を考慮し、関係機関と協力して、道路上での交通事故による労働災害防止等、交通安全に努める。

建設業における交通事故（道路）の死亡者・死傷者数 (人)

項目 \ 年度	25	26	27	28	29
建設業死亡者数	342	377	327	294	323
交通事故死亡者数	33	45	28	39	50
割合(%)	9.6	11.9	8.6	13.3	15.8
建設業死傷者	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129
交通事故死傷者数	624	671	594	658	587
割合(%)	3.6	3.9	3.8	4.4	3.9

- (1) 運転者に厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にある「交通労働災害の現状と防止対策」を使用して関係者に交通安全教育を行うと共に、過労による交通労働災害を防止するため、疲労軽減への配慮や長時間継続した運転を行わせないよう管理する。
- (2) 見通しのきかない踏切、転落のおそれがある路肩等の危険箇所について交通危険マップ等による危険情報の共有、誘導による安全運転を励行する。
- (3) 作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、

あらかじめ指名した者に運転させるよう努める。

また、自動車の運転以外の業務の終了後に自動車の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減に配慮すること。

- (4) 工事現場内での工事車両（車両系建設機械を除く）を運行する場合には、事前の運行経路の選定、現場内での速度制限、安全標識の設置、誘導者の配置等を計画的に実施する。
- (5) 走行前、途中、走行後自動車の点検を実施する。特にタイヤの磨耗等に注意する。
- (6) 過積載をしない、偏荷重が生じないように積載する。
- (7) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態を把握する。
- (8) 同乗者にもシートベルトを着用させる。
- (9) 運転中における携帯電話の使用を禁止する。
- (10) 道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置する。

2. 飛来・落下災害の防止

- (1) 足場や型枠支保工の組立て、解体等の作業、構築物の取り壊し等の作業にあたっては、安全ネット、防護柵（朝顔）及び投下設備を設置すると共に、作業主任者、作業指揮者、合図者及び監視人の配置ならびに立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。
- (2) 材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ10cm以上の幅木、メッシュシートまたは防網等を設ける。ただし、作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合または臨時に幅木等を取り外す場合は、立入禁止区域を設定する。
- (3) 材料等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート掛け等により、風、振動等による倒壊及び落下防止の措置を講ずる。
- (4) 資材置場等での荷の運搬取り扱いは、荷崩れによる災害を防止するため、高さを2m以内にとどめると共に通路を確保する。
- (5) 作業の性質上やむを得ず上下作業を行う場合には、作業間の連絡調整を徹底させると共に、部材、工具類を落下させないように、作業者につり網、つり袋等を使用させる。

3. 電気による災害の防止

- (1) 工事の施工計画を立てる場合及び作業中に必要が生じた場合には、次の事項を調査し、感電防止に必要な計画を立てる。
 - ① 架空電線の近接状況
 - ② 地中電線の敷設状況
 - ③ 電気機械器具等の使用設備の種類及びその状況
 - ④ 受変電設備の状況
- (2) 次の場合には、電力会社と事前に安全対策等について協議し、その指示に従う。
 - ① 作業者が作業中または通行中に高圧架空電線等に接触し、または接近するおそれがあるとき。
 - ② 作業者が取り扱う鉄骨、鉄筋、鉄板等の導電体が高圧架空電線等に接触し、または接近するおそれがあるとき。
 - ③ 作業者が使用する移動式クレーン、くい打機等のジブ、アーム、ワイヤロープ、つり荷等が高圧架空電線等に接触し、または接近するおそれがあるとき。
 - ④ 高圧架空電線等に近接して足場、架設通路等を設けるとき。
- (3) 上記(2)の危険がある場合には、あらかじめ、作業の指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させると共に、適切に前項の措置が講じられていることを確認する。
- (4) 高圧架空電線等に近接して移動式クレーン、くい打機、くい抜機等を使用する場合には、ジブ、アーム、ワイヤロープまたはつり荷が電力会社と協議し指示された安全管理限界内にあるよう、あらかじめ合図者を指名し、その者に合図を行わせる。
- (5) 低圧の充電電路の敷設、修理の作業または区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の作業は、法令の定めるところにより、あらかじめ電気取扱業務に係る特別教育を修了した者から作業者を指名し、その者に行わせる。
- (6) 停電して作業を行う場合には、電源の操作を担当する者との連絡を確実に取ると共に、作業中、開閉器に施錠し、もしくは通電禁止を表示し、または監視人を置くことにより、不意の通電による感電を防止する。

- (7) 移動式電動機械器具（ベルトコンベア、水中ポンプ、コンクリートミキサー等）、可搬式電動機械器具（電気ドリル、丸のこ、電動グラインダ等）及びアーク溶接機については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に点検させ、異常がある場合には、ただちに補修し、または取り替える。また、この点検は、1月を超えない一定の期間ごとに行う。
- (8) 移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びアーク溶接機を使用する場合には、その金属製外枠を確実に接地する。なお、その接地線の被覆の色は、緑／黄色のしま模様または緑色とする。ただし、やむを得ず前記の色の被覆でないものを使用する場合には、接地線の両端に緑色のテープを巻く。
- また、電気機械器具に接続する移動電線は、単相用では3芯、三相用では4芯のものを使用し、そのうち1芯については専用の接地線とする。
- (9) 移動式電動機械器具または可搬式電動機械器具を使用する場合には、法令で定めるところにより、これらの電動機械器具が接続される電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しゃ断装置を使用する。ただし、その措置を講ずることが困難な場合には、移動式電動機械器具または可搬式電動機械器具の金属性外枠等を接地する。
- (10) 電気工事にあたっては、資格のある者を配置し、必要な保護具、防具等を使用させる。
- (11) 作業者が通行する足場、架設通路等に近接する高圧架空電線等がある場合には、見やすい場所に「高圧線注意」、「頭上高圧線注意」等の表示を行う。
- (12) 交流アーク溶接機を使用する場合には、厚生労働大臣が定める構造規格に適合した交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を設ける。また、入力側回路に感電防止用漏電しゃ断装置を設け、金属製外枠を接地する。

4. 火災・爆発災害の防止

- (1) 火気を使用するときは、火元責任者を定め、事前に「火気使用届」を提出させ、使用中及び使用後の点検と確認を行わせる。
- (2) 火気を使用する作業においては、消火器、防火用水、砂等を常に適切な場所に配置する。
- (3) 引火物、爆発物等は、保管場所を定め、SDS（安

- 全データシート）を活用して具体的に危険物の表示をするほか、その付近での火気使用を厳禁とする。
- (4) トンネル・シールド工事等、可燃性ガスの発生するおそれのある場所では、ガス爆発を防ぐため、ガス濃度の測定を行い、その結果に基づき防爆型器具及び適切な換気等を行う。
- (5) 溶接・溶断等の作業では、特に、周囲の可燃物を整理し、防災シート等で引火防止の措置を講ずる。
- (6) 現場の発泡ウレタン系及びプラスチック系断熱材の使用箇所の確認と、燃焼等の特性について周知徹底し、当該場所では火気を絶対に使用しない。
- (7) 採暖は、場所を指定し、責任者の許可を受けて行わせる。なお、採暖用に小型プロパンガスを使用する場合は、ボンベを屋外に設置する。
- (8) 密閉された場所での採暖は、常に換気を行う。
- (9) 現場の防火訓練及び避難訓練は定期的実施する。
- (10) 火を使用しない工法（無火気工法や火無し工法等）を積極的に採用する。

5. 木材加工用機械災害の防止

- (1) 木材加工用機械を使用して木材を加工する作業を行う場合は、あらかじめ安全確認者を選任し、次の事項を行わせる。
- ① 作業を直接指揮する。
 - ② 適正な安全装置及び治具、工具等の使用状況を確認する。
 - ③ 点検の実施及びその実施状況を確認する。
 - ④ 関係者以外が立入っていないか確認する。
 - ⑤ 点検結果表等により職務の実施状況を記録する。
- (2) 安全確認者の氏名及び職務を作業場の見やすい箇所に掲示し、周知を図る。
- (3) 携帯用丸のこ盤を作業台等に固定して使用する場合には、厚生労働大臣が定める構造規格に適合した安全装置のうち可動式の歯の接触予防装置を設置する。
- (4) 携帯用丸のこ等を使用する作業に従事する者に対して、特別教育に準じた「丸のこ等取扱い作業従事者教育」を行う。
- (5) 作業開始前に丸のこ等及びその安全装置等について、「丸のこ盤の構造、使用等に関する安全上のガイドライン」（以下「丸のこ盤ガイドライン」という。）による点検を実施する。

- (6) 1年以内ごとに1回、丸のこ等について丸のこ盤ガイドラインによる定期自主検査を実施し、その結果と整備状況を記録する。
- (7) 上記(5)と(6)の点検及び定期自主検査の結果、異常がある場合には、当該木材加工用機械及びその安全装置等について、ただちに補修し、または取り替える。
- (8) 丸のこ等については、丸のこ盤ガイドラインによる使用中の注意事項を遵守する。
- (9) 丸のこ等の清掃等の作業を行う場合には、機械の主電源を遮断し、表示板の設置等の措置を徹底する。
- (10) 丸のこ等を定置して使用する場合は、構造規格に基づく定置式としての安全装置の設置及び使用を徹底する。
- (11) 毎月第一木曜日を「木工作業点検の日」とし、チェックリストにより自主点検を実施する。
- (12) 携帯用電動工具等については、電源コードの損傷、劣化等による感電防止を図るため、点検・保守等を徹底する。

6. 転倒災害の防止

「STOP! 転倒災害プロジェクト」に示された転倒災害防止対策

- (1) **重点取組期間に実施する事項**
 - ① 6月の実施事項
 - 職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施(定着)状況の確認
 - ② 2月の実施事項
 - ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場(安全委員会等)における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- (2) **一般的な転倒災害防止対策**
 - ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - ② 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水漏れ等のほか残材等障害物の撤去
 - ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ④ 危険箇所の表示等、危険の「見える化」の推進
 - ⑤ 作業内容に適した防滑靴、プロテクター等の着用の促進

- ⑥ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑦ 転倒予防体操の励行
- ⑧ STOP! 転倒災害を防ごうのポスター掲示による注意喚起



(3) 冬期における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

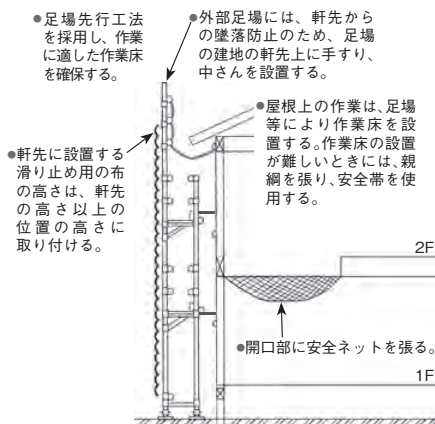
7. 取扱い運搬災害の防止

- (1) 資材等の運搬については、計画段階から合理化を心掛け、なるべく人力運搬を避けるようにする。
- (2) 運搬、組立て等の共同作業は、作業指揮者のもとに行い、無理な作業を避ける。
- (3) 通路、作業箇所等には、物置場所等を定めることにより整理整頓、照明、段差等に配慮し、安全通路を確保する。
- (4) 高齢作業者を配置する場合は、作業量、作業強度、作業の方法等に配慮する。

8. 低層住宅建築工事における災害の防止

- (1) 軒の高さが10m未満の木造建築物等の建て方作業を行うときは、足場先行工法、手すり先行工法により工事を実施する。
- (2) 工事現場における安全衛生管理を充実する。
- (3) 店社としての工事現場に対する指導、支援を充実する。
- (4) 高さ5m以上の足場の組立て、軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立てについては、作業主任者の選任及び作業の直接指揮を徹底する。
- (5) 安全な作業床を確保する。それが困難な場合には、安全ネットを張り、フルハーネス型安全帯を使用させる等の措置をする。
- (6) 保護帽を着用する。
- (7) 移動式クレーンについては、工事の内容に応じた十分な能力を有するものを使用する。
また、アウトリガーの完全張出し及び過負荷防止装置は確実に使用する。
- (8) 使用する足場材等の仮設機材については、適正な管理を行う。

【木造住宅工事等の足場・屋根作業】



9. ずい道・坑内災害の防止

1) 爆発災害の防止

- (1) 発破作業は、発破指揮者を配置し、その者の指揮のもとに作業させる。
- (2) 可燃性ガスの発生のおそれのあるときは、ガス測定をして、結果を記録すると共に、可燃性ガスが存在する場合には、自動警報装置を設ける。なお、自動警報装置の検知部は、切羽周辺の上にも設置する。
- (3) 一旦工事が中断された後、工事を再開する場合は、可燃性ガス等の発生の有無について事前に測定者を指名し、測定させる。
- (4) 事前の地質調査で可燃性ガスの存在が認められなくとも、泥土圧シールド工法等の場合には、ガス測定者を指名し、毎日、作業の開始前に測定する。
- (5) 予想以上の可燃性ガスが認められる場合には、換気量の増加、防爆構造電気機械器具を採用する等施工計画を変更する。
- (6) ガス溶接等の作業は、作業指揮者を定め、その者に火災防止の措置を講じさせると共に、付近にある可燃性の物は除去するかまたは不燃性の物による覆いをする。
- (7) 火気を使用またはアーク溶接作業を行う場合は、防火担当者を定め、その者に火災防止の措置を講じさせる。
- (8) 必要に応じて、ずい道等救護技術管理者を選任し、警報設備、携帯用照明器具、通話装置及び給気式呼吸用保護具を備え付ける。

(9) 出水、ガス爆発等が生じたときに備えての避難訓練は、半年以内ごとに1回実施する。

(10) 電気雷管の運搬、電気雷管を取り付けた薬包の装填の作業等を行う場合は、漏電等による爆発を防止するために、電動ファン付き呼吸用保護具の電池を取りはずし保管したうえで作業を行う。

2) 落盤・肌落ち等災害の防止

「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」により、切羽における肌落ち防止対策を適切に実施すること。

(1) 切羽の立入禁止措置

事業者は、肌落ちによる労働災害を防止するため、切羽への作業者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせる。この措置の実効性を確保するため、切羽に立ち入ることにより作業されていることが多い装薬作業の遠隔化、支保工建て込み作業等の完全な機械化等を積極的に進めること。

(2) 肌落ち防止計画の作成

山岳トンネル工事を行う場合、肌落ち防止計画等を作成し関係者に周知すること。

(3) 肌落ち防止計画の実施及び変更

肌落ち防止計画の適否の確認において、切羽に脆弱部が存在するおそれがあることに留意すること。肌落ち防止計画に基づき一連の作業を適切に実施する。また同計画によって必要と判断した場合は、発注者等と再検討し、同計画を適切なものに変更する。

(4) 切羽監視責任者の選任等

交代制の場合は、交代番ごとに選任して関係者に周知すると共に、切羽の状態を常時監視すること。なお、切羽監視責任者は専任とすること。ただし、小断面概ね50 m²未満では、作業主任者が兼任できる。

(5) 具体的な肌落ち防止対策

ア 鏡吹付け、イ 鏡ボルト、ウ 浮石落し、エ 水抜き・さぐり穿孔、オ 切羽変位計測、カ 設備の防護対策、キ フォアボーリング、ク 長尺フォアパイリング、ケ その他の工法・水抜きボーリング等

なお、断面積60 m²以上のトンネルでは、ベンチカットをすると共に、地山の状態が悪い場合は、核残しを行うことが望ましい。遮水層、帯水層がある場合は、水抜きボーリング、薬液注入工法の

実施の検討を行うこと。また、地山の層が切羽と平行になっている場合は、鏡ボルトが有効であること。

(6) 肌落ち防止対策の実施に係る留意事項

ア 保護具の着用

作業者に保護帽、保護具（バックプロテクター等）、安全靴（長靴）、必要に応じ電動ファン付呼吸用保護具等を着用させること。

イ 照明

切羽における作業では150ルクス以上が望ましい。

3) ずい道等の覆工作业主任者の選任

ずい道型枠支保工を設けた場合には、あらかじめ、ずい道等の覆工作业主任者を選任し、法令で定められた事項のほか、作業開始前に次のことを確認させる。

- (1) 部材に損傷、腐食、変形または変位がないこと。
- (2) 部材の接続部が確実であり、かつ、交さ部の状態が良好であること。
- (3) 脚部の沈下がなくないこと。

4) 車両等災害の防止

- (1) 施工計画の段階で通路及び退避場所の確保、車両限界の保持及び通行基準（速度制限、誘導、後進方法等）の設定を図る。
- (2) 坑内車両の警報・制動・照明装置等は、常に正常な状態に整備する。
- (3) トラックを使用する場合は、前進運行を原則とし、やむを得ず後進する場合には、作業者の立入禁止区域を設定し、誘導者を配置する等接触による危険を防止する。
- (4) 使用する車両等の排気ガスは、換気装置により確実に排出すると共に、ガス濃度測定を励行する。
- (5) 作業箇所は、照明付標識、作業燈等により明示するほか、車両には誘導者を配置する。

10. 土石流等による労働災害の防止

- (1) 降雨、融雪または地震に伴い、土石流が発生するおそれのある河川において工事を行う場合には、あらかじめ、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等の地形等の調査及び過去の土石流の発生状況の調査を実施する。
- (2) 上記(1)の結果を踏まえ、次に掲げる事項を含む土石流による労働災害の防止に関する規程を作成する。

① 降雨量の把握の方法

② 降雨または融雪があった場合及び地震が発生した場合に講ずる措置

③ 土石流の発生の前兆となる現象を把握した場合に講ずる措置

④ 土石流が発生した場合の警報及び避難の方法

⑤ 避難訓練の内容及び時期

(3) 降雨量及び積雪のあるときの気温を的確に把握する。

(4) 警戒降雨量基準を設定し、その基準に達した場合は、作業中止及び退避、監視人または土石流検知器による検知の措置を講ずる。

(5) 融雪時及び中震以上の地震を把握したときには適切な措置を講ずる。

(6) 土石流が発生した場合に関係作業者に速やかに知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、作業者に避難場所を周知する。

(7) 土石流が発生した場合に関係作業者を安全に避難させるための登り栈橋、はしご等の避難用の設備を適切な場所に設け、作業者にその場所を周知する。

(8) 上記(6)の警報用の設備及び上記(7)の避難用の設備の点検を行うと共に、6月以内ごとに1回、関係作業者に対し避難訓練を行う。

(9) 土石流の発生を把握する等、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し作業者を安全な場所に退避させる。

(10) 関係元方事業者による一元的な安全管理対策を推進する。

(11) 豪雨警戒・退避基準等は必要に応じて見直す。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずる。

(12) 詳細は、厚生労働省が示した「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、土石流等による労働災害防止対策の徹底に努める。

11. 建設業附属寄宿舎の火災の防止

- (1) 宿舎管理者に寄宿舎を巡視させ、建設業附属寄宿舎規程及び「望ましい建設業附属寄宿舎に関するガイドライン」等を遵守し、必要な改善を行う。
- (2) 避難階段または避難器具及びこれらに通ずる通路について、避難用である旨及びその方向を表示し、常時容易に避難できるようにする。

- (3) 火災そのほか非常の場合に、これを速やかに知らせるため警報設備を設け、その設置場所及び使用方法を周知する。
- (4) 消火設備を設け、その設置場所及び使用方法を周知する。
- (5) 建設業附属寄宿舎の消火設備、非常口、避難設備等は常に点検、整備をするほか、居住者の把握に努め、責任者を定めて就寝前の火気点検を行わせる。また、寝タバコを禁止する。
- (6) 建設業附属寄宿舎の防火訓練及び避難訓練は、6カ月以内ごとに実施する。

12. 不安全行動による災害の防止

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」、「指差呼称運動」等を積極的に実施する。
- (2) 「近道・省略行為」禁止の徹底を図る。
- (3) 「建設工事に従事する作業者に対する安全衛生教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育を実施する。

13. 公衆災害の防止

- (1) 建設工事を施工するときは、工事関係者以外の第三者の災害を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国交省策定）」に基づき保安施設等を設置する。
- (2) 現場付近は、工事関係者以外の者が安全に通行できるよう誘導者等を配置し、安全ネット、養生シート、仮囲い、柵、防音パネル、ネットフレーム、朝顔等を設けると共に、常に通路面を清掃、整備する。
- (3) 工事着工に際しては、地下埋設物の破損による事故を防止するため、発注者、埋設物管理者等と常に連絡調整を図る。
- (4) 著しい騒音、振動、水質汚濁等を発生する有害な作業では、必要な測定を行い、その結果によって使用機械の変更、工法の改善等の措置を講ずる。
- (5) 突風や強風による資材等の飛散防止対策を徹底する。
- (6) 工事施工敷地内は、工事関係者以外の者の立入禁止の措置を講ずる。
- (7) 各種標識を掲示して、公衆の協力を要請する。
- (8) 国土交通省が示した「建築物の解体工事におけ

る外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。

14. 積雪・雪崩災害の防止

- (1) 積雪、凍結等により、足場、作業床等が滑りやすい場合には、安全帯をつけて除雪を行い、状況により高所作業を禁止する。
- (2) 積雪地では、残雪の崩落、雪崩等の危険を防止するため、立入禁止、監視人の配置等の措置を講ずる。
- (3) 寄宿舎、作業場等は、調査結果に基づき、雪崩、崩壊等のおそれのない場所を選び、作業現場への往復通路は、谷・急斜面を避け、安全経路を定める。
- (4) 寄宿舎、事務所の構造は積雪を考慮するほか、適宜屋根の雪下ろしを実施する。また、屋根の雪下ろしをする場合は、安全帯が使用できる設備の設置及び安全帯を使用する。
- (5) 非常時の連絡、避難等は、方法等を定めて全員に周知徹底し、適宜訓練を実施する。

15. 自然災害における緊急事態発生時の対応

- (1) 地震、津波、集中豪雨等の自然災害に対し、事前に緊急対応計画の策定、避難訓練等の体制の整備に努める。
- (2) 自然災害における緊急事態発生時には、緊急対応計画に基づき、すべての関係者が安全に避難する等、安全確保を図る。

16. 局地的な大雨による災害の防止

- (1) 局地的な大雨に関する気象情報を入手すると共に、現場の気象状況の変化から、急な大雨の予兆を捉える。
- (2) 下水道工事等では、計画段階で工事の中止基準・再開基準を設定しておく。
- (3) 工事に着手する前に、あらかじめ、安全かつ迅速に退避する方法について具体的に定め、作業関係者全員に周知徹底する。

Ⅳ－３

職業性疾病予防対策及び健康の保持増進のための具体的対策

1. じん肺の防止

- (1) ずい道等建設工事における粉じん対策を推進するため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「ずい道等建設工事における換気技術指針」に基づき次の措置を講ずる。
- ① 事前に粉じん対策に係る計画を策定する。
 - ② 掘削作業、ずり積み作業等による粉じん発散を防止するため、岩石の湿潤化等を行う。
 - ③ 坑内の粉じん濃度を減少させるため、換気装置等による換気を実施する。換気装置等については、半月以内ごとに1回、定期的に次の事項について点検を行い、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講ずる。また、換気装置等の点検を行ったときは、点検年月日、点検方法等を記録し、3年間保存する。
 - ④ 換気装置による換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度測定を行う。
 - ⑤ 坑内作業従事者に国家型式検定の電動ファン付き呼吸用保護具等を使用させる。空気中の粉じん濃度等を半月内ごとに1回、定期的に測定を行う。
 - ⑥ 電動ファン付呼吸用保護具は適切に管理する。
 - ⑦ 坑内作業従事者に対する労働衛生教育を実施する。
 - ⑧ 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に坑内作業従事者を近づかせない措置を実施する。
 - ⑨ 坑内作業従事者が休憩の際に容易に坑外に出ることが困難な場合、清浄な空気が室内に送気され、粉じんから隔離され、かつ、作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備えた休憩室を設置する。
- (2) ずい道等建設工事を施工する事業場においては、ずい道等建設工事に従事する労働者の健康確保対策の充実を図るため、協会が構築した「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に、ずい道等建設工事に従事する労働者の同意の下で健康管理

情報や有害業務従事歴等を確実に登録し、一元管理の推進を図る。

- (3) 粉じん作業場ごとに「たい積粉じん清掃責任者」を選任し、その者の指揮のもとで、毎日の清掃及び1カ月に1回以上のたい積粉じん除去の清掃の定着化を図る。
- (4) 屋内・屋外にかかわらずアーク溶接作業、岩石の裁断作業、岩石・鉱物の研磨・ばりとり作業等に係わる粉じんの有害性の認識の徹底、粉じん作業等の明示及び呼吸用保護具の適切な使用を徹底する。
- (5) ビル建築工事等におけるコンクリート研磨作業では、粉じんの発散程度に応じて、グラインダにHEPA フィルタ付真空掃除機を装着する等の粉じん発散低減対策を施し、呼吸用保護具の適切な使用等を徹底する。
- (6) じん肺法に定めるところにより、じん肺健康診断を行う。
- (7) 上記(6)により実施したじん肺健康診断により、じん肺の所見があると診断された作業者について、当該作業者のじん肺管理区分を決定するため、じん肺法の定めるところにより、エックス線写真等を都道府県労働局長に提出する。

じん肺及びじん肺合併症発生状況の推移（平成25年～29年）

業種	年				
	25	26	27	28	29
全産業	334	263	251	210	191
建設業	111	93	92	71	56

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況調」

(人)

- (8) じん肺有所見者に対する健康管理教育を実施する。
- (9) 常時粉じん作業に従事する作業者に対する特別教育を実施する。
- (10) 明り掘削作業、屋内または坑内で動力工具によるコンクリート等のはつり作業等粉じんの発散を伴う作業には、「保護具着用管理責任者」を選任し、作業者に有効な呼吸用保護具の使用及び保守管理を徹底する。
- (11) 雇入れ時の一般健康診断及びじん肺健康診断を実施し、異常所見がある者の早期発見に努め、適正な健康管理を行う。

2. 石綿障害の予防

(1) 事前調査

- ① 発注者からの石綿などの使用状況の通知
発注者からの、設計図書、過去の調査記録など石綿の使用状況等の情報を入手すること。
- ② 目視、設計図書などによる調査
建築物石綿含有建材調査者など石綿の特性等について一定の知見を持ち、的確に判断できる者が行う。
- ③ 分析による調査
石綿含有の分析は、十分な経験と能力を持ち、的確に判断できる者が行う。
- ④ 調査結果の記録・掲示
調査結果は、写真や図面を添付し、調査した個所が明らかになるように記録する。

【調査結果の記録項目】

- ・事業場の名称 ・発注者からの通知の有無
- ・建築物等の種別 ・調査方法及び調査場所
- ・調査・分析結果 ・調査者氏名及び所属
- ・調査終了の年月日 ・その他必要な項目

上記の太字の項目は作業場に掲示すること。掲示場所は、周辺住民にも見やすい場所とする。

石綿が使用されていない場合でも、記録・掲示すること。調査結果の記録は40年間保存すること。

(発注者や建築物所有者も同様な保存が望ましい)

(2) 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込めまたは囲い込みの作業を行う場合には、次の事項が示された作業計画を定め、この計画により作業を行う。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿等の粉じんの発散を防止し、または抑制する方法
- ③ 作業員への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

(3) 上記(2)の作業計画を、関係作業員に周知する。

(4) 次に掲げる作業については、それ以外の作業を行う作業場所から隔離等の措置を講ずる。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときはこの限りではない。

- ① 壁、柱、天井等に石綿等が吹付けられた建築物、工作物等の解体等の作業における当該石綿等の除去作業

② 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物、工作物等の解体等作業における当該保温材、耐火被覆材等の除去作業（切断、穿孔、研磨等の作業に限る）

③ 石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、切断、穿孔、研磨等を伴う作業に限る。）

(5) 上記(4)の隔離等の措置は、次の各号に掲げるところによる。

① 隔離は出入口及び集じん・排気装置の排気口を除き、作業場所をプラスチックシートにより密閉し、石綿等粉じんが外部へ漏洩するのを防止する。

② 隔離空間は、内部を負圧に保つため、作業に支障がない範囲内において、できる限り小さく設定する。

③ 隔離空間には、集じん・排気装置を設置し、内部の負圧化を行う。なお、集じん・排気装置の点検等は次により実施する。

ア 作業開始直後、速やかに集じん・排気装置の排気口から石綿等粉じんが漏洩していないことを点検する。その後定期的に点検することが望ましい。

イ 集じん・排気装置の設置前または設置直後に当該装置が正常に稼働し、粉じんを漏れなく捕集していることを点検することが望ましい。

ウ 集じん・排気装置の排気口から石綿等粉じんが漏洩していないことの確認は、デジタル粉じん計、リアルタイムモニター等を使用して行う。

④ 隔離空間への出入口には、前室、洗身室及び更衣室を設け、出入口に覆いをつける。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から作業員が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室の順に通過するように互いに連接させる。なお、前室での措置は次により実施する。

ア 前室は負圧に保ち、その日の作業を開始する前に負圧に保たれていることの点検を行う。

イ 前室が負圧に保たれていることの確認は、スモークテスターまたは微差圧計（いわゆるマノメーターをいう。）を使用して行う。

ウ 隔離空間への出入りの際に充分な洗浄がな

されず持ち出す可能性もあることから、作業計画において洗身時間の確保を規定し、十分な洗身を徹底する。

- ⑤ スモークテスター等により石綿粉じんが隔離空間の外部へ漏洩しないよう作業前に確認すると共に作業中は監視する。
- (6) 石綿等を取扱う作業場には、関係作業員以外の者の立入りを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する。
- (7) 次に掲げる作業に作業員を従事させる場合には、石綿等を湿潤な状態のものとする。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。
 - ① 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
 - ② 石綿等を塗布、注入、または張り付けたものの解体等の作業
 - ③ 封じ込めまたは囲い込みの作業
 - ④ 発散した石綿等の粉じんの掃除作業
- (8) 石綿等の切断等作業を行う場合には、石綿等の切りくず等を入れるための密閉できるふたのある容器、プラスチック袋を備える。
- (9) 上記(7)の①～④の作業を行う場合には、作業員に呼吸用保護具（隔離空間の内部に作業員を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具：防護率 99.9%以上のもの、または同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。）及び保護衣（隔離空間の内部に作業員を従事させるときは、フード付き保護衣に限る。）または作業衣を使用させる。
- (10) 石綿等を取扱うために使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときには、この限りでない。
- (11) 石綿等を取扱う作業場には、作業員が喫煙または飲食することを禁止し、かつ、その旨をその作業場の見やすい箇所に表示する。
- (12) 隔離等の措置を解除する前に石綿等の取り残しがないか確認すると共に、粉じん濃度の測定により隔離空間内の粉じん処理状況の確認を行う。
- (13) 前室の負圧状況、集じん・排気装置の排気口からの漏洩確認等の結果、異常が確認された場合は、速やかに補修等必要な措置を行う。

- (14) 石綿等を取扱う業務または周辺業務に常時従事する作業員に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際に、常時従事させたことがある及び周辺業務に従事していたことがある作業員で、現に使用している者に対し、6カ月以内ごとに1回、それぞれ定期的に、石綿に関する特殊健康診断を行う。また、この健康診断を受けた作業員に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。
- (15) 上記(14)により実施した健康診断の結果については、当該作業に従事しないこととなった日から、その記録を40年間保存する。
- (16) 石綿等を取扱う場所において常時作業に従事する作業員については、1カ月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該作業員が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存する。
 - ① 作業員の氏名
 - ② 石綿等の取扱いに従事した作業員は、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
 - ③ 石綿等の取扱いに伴い石綿粉じんを飛散する場所における作業（周辺作業）に従事した作業員は、石綿等の取扱い作業の概要及び周辺作業に従事した期間
 - ④ 石綿等の粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときの概要、及び事業者が講じた応急措置の概要
- (17) 石綿等を取扱う作業については、石綿作業主任者を選任し、作業を直接指揮させる。
- (18) 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業及び封じ込めまたは囲い込みの作業については、作業員に対し特別教育を行う。

（詳しくは、「(厚生労働省公示「新石綿技術指針」対応版)石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル【2.20版】」を参照してください。)

3. ガラス繊維及びロックウールによる粉じん障害の防止

- (1) ロックウールを建築物の柱等に使用されている鉄骨等へ吹付けられる場所における作業を行う。
 - ① ロックウールのばく露による健康障害を防止するため、作業方法、換気方法、異常時の措置、保護具の使用についての作業手順を定め、これ

に従って作業を行わせる。

- ② 作業者に対し、粉じん発散防止及び換気の方法、保護具の使用法、ロックウールの有害性について、特別教育に準じた教育を実施する。
 - ③ ロックウールを取り扱う作業に従事する作業者について、氏名、作業の概要及び従事期間・喫煙歴及び保護具の使用状況について、1年を越えない期間ごとに記録し、これを保存する。
 - ④ 密閉型保護眼鏡または全面型マスク及び有効な呼吸用保護具を使用させる。
 - ⑤ 皮膚障害防止のため専用の作業衣を使用させる。また、保護手袋及び保護長靴の併用が効果的なので、必要に応じ使用させる。
 - ⑥ 洗眼、洗身またはうがいの設備、更衣設備、洗濯設備を設けるよう努める。
 - ⑦ 作業場内では、喫煙、飲食を禁止し、その旨周知する。
 - ⑧ 関係者以外の立入りを禁止し、その旨周知する。
 - ⑨ プラスチックシート等により当該作業場所を囲む等粉じんの飛散防止の措置を行う。
 - ⑩ 一般健康診断及びじん肺健康診断を実施する等適切な健康管理を行う。
- (2) ガラス繊維、ロックウール、セラミック製品等を塗布、注入、または張り付けた物の除去、破碎、解体等を行う場所にて作業を行うときは、必要に応じて当該箇所及びその周囲の湿潤化のために十分な散水ができるように、必要な水圧の水源及び適切なノズルを備えた散水設備を設け、適切に散水を行う。

4. ダイオキシンのばく露防止

「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、廃棄物焼却施設の解体作業（移動解体を含む。）においては、次の措置を講ずる。

（共通事項）

- (1) 作業者に特別教育を行う。
- (2) 作業指揮者を選任し、作業を指揮させると共に、保護具の着用状況を監視させる。
- (3) コンクリート造の工作物の解体作業等においては、あわせてコンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任する。
- (4) ダイオキシン類を含むものの発散源を湿潤な状態にする。

- (5) 作業者に対し、一般健康診断を実施すると共に適切な管理を行う。
- (6) 女性作業者については、母性保護の観点から就業上の配慮を行う。
- (7) 濃度等の測定結果に応じて保護具を選定して、作業者に使用させる。
- (8) 作業者の使用する保護具の適切な管理を行う。
- (9) 作業衣等に付着した焼却灰等により、休憩室が汚染されない措置を講ずる。
- (10) 作業が行われる作業場では、作業者が喫煙し、または飲食することを禁止する。

（解体作業）

- (1) 解体作業を行う事業者は、空気中のダイオキシン類濃度の測定及び解体対象設備の汚染物等のサンプリング調査を行う。
- (2) 一定の規模以上の廃棄物焼却炉、集じん機等の解体等の作業を行う事業者は、所定の書類を添付して所轄労働基準監督署長に対し、計画の届出を行う。
- (3) 解体作業を行う事業者は、作業前に測定した空気中のダイオキシン類濃度測定結果等を用いて所定の方法により解体方法の決定を行う。
- (4) 事業者は、解体作業実施前に設備の内部に付着したダイオキシン類を含むものの除去を充分に実施する。
- (5) 事業者は、ダイオキシン類による汚染の拡散を防止するため、管理区域ごとに作業場所の分離・養生を行う。
- (6) 事業者は、解体作業によって生ずる排気、排水及び解体廃棄物による周辺環境への影響を防止するため、必要な措置を講ずる。

（運搬作業）

- (1) 他の事業者に運搬を請け負わせる場合、対象設備について適切に情報提供を行う。
- (2) 荷の積込み及び積下ろし時には、発散抑制及びばく露防止のため、対象設備を密閉する等必要な措置を講ずる。
- (3) 運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物の種類に応じた許可を得た者により、設備等が変形し、または破損することがなく、汚染物が漏れいすることもないような方法で行う。

5. 振動障害の予防

さく岩機、コンクリートバイブレーター、コンクリー

トブレーカー等による振動障害を予防するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業場ごとに、振動工具管理責任者を選任し、その者に振動工具各部の破損、異常音または異常振動の有無、給油状態の良否等定期的に点検させる。また振動工具類は、業務に適合した振動負荷の少ないものを選び、点検整備要領の作成、点検整備体制の確立によって点検整備を図る。
- (2) 作業方法の改善、作業手順の作成及び関連した作業を組み込ませる等、振動へのばく露ができるだけ少なくなるようにする。
- (3) 振動業務とこれ以外の業務を組み合わせ、振動業務に従事しない日を設けるよう努める。
- (4) 日振動ばく露量A(8)〔1日8時間あたりの振動ばく露量〕が日振動ばく露限界値(5.0m/S²)を超えることがないように、振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定を行う。なお、日振動ばく露限界値(5.0m/S²)を超えない場合であっても、日振動ばく露対策値(2.5m/S²)を超える場合は対策を講ずる。当面、1日の振動ばく露時間は、2時間以下とする。
- (5) 上記(4)のほか、「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」及び「チェーンソー取扱い作業指針」に基づき、作業の管理を行う。
- (6) ピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務として、金属または岩石のはつり、かしめ、切断、鋏打ち及び削孔の業務については、一連続の振動ばく露時間の最大は、おおむね10分以内とし、それ以外の振動工具については一連続の振動ばく露時間の最大はおおむね30分以内とし、一連続作業時間の後5分間以上の休止時間を設定して守らせる。
- (7) 振動工具取り扱い作業者には、防振手袋を、騒音が90dB以上の場合には、耳栓及び耳おおい等の適正な安全衛生保護具を支給し、使用させる。
- (8) 振動工具取扱い作業者には、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量A(8)に基づく振動ばく露限界時間等による工具の適切な取扱い、管理方法について特別教育に準じた教育を行う。
- (9) 振動障害特殊健康診断を実施し、異常所見のある者の早期発見に努め、適切な健康管理を行う。(チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係

る振動障害予防対策指針」の「12 健康診断の実施及びその結果に基づく措置」を参照。)

振動障害労災新規認定状況(平成24年度～28年度)
(人)

業種	年度				
	24	25	26	27	28
建設業	189	185	159	144	173
林業	48	53	44	41	35
鉱業	14	9	23	32	28
採石業	4	6	1	2	6
その他	41	53	54	57	44
合計	296	306	281	276	286

資料:厚生労働省「業種別・年度別振動障害の労災新規認定者数調

6. 化学物質のリスクアセスメント

化学物質の危険有害性による作業者の健康障害等を防止するため、「化学物質等による危険性または有害性等の調査等に関する指針」等に基づき、次の措置を講ずる。

- (1) 統括管理者の下に化学物質管理者を指名し、技術的業務を行う。
- (2) 化学物質の管理に資するため、危険有害性の表示と化学物質等安全データシート(SDS)を確認し、その危険有害性を作業者に周知する。
- (3) 化学物質のリスクアセスメントとその結果を踏まえた措置は次の実施手順で行う。
 - ① 化学物質等による危険性または有害性の特定
 - ② ①により特定された危険性または有害性と作業方法、設備等により、作業者に危険を及ぼし、健康障害を生ずるおそれの程度(リスク)の見積り
 - ③ ②の見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討
 - ④ ③のリスク低減措置の実施
 - ⑤ リスクアセスメント結果の作業者への周知
(上記の実施については、当協会ホームページの最下段にある「リスクアセスメント」中の「建設業における化学物質取扱い作業のリスクアセスメントについて」や、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」にある「化学物質のリスクアセスメント実施支援」ツールを参考とする。)
- (4) リスクアセスメントの結果に基づき安全衛生計画を策定する。
- (5) 定期的にパトロール等を実施し、安全衛生管理計画の実施状況等を確認し、実施結果等の必要事項を記録し、保管する。

- (6) 作業者に対して、化学物質の危険有害性等について労働衛生教育を実施する。
- (7) 化学物質に関する特殊健康診断等を実施し、眼または皮膚等の障害の有無を確認する。また、この健康診断を受けた作業者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

7. 有機溶剤中毒の予防

- (1) 有機溶剤作業主任者等を選任し、作業手順書に基づく作業者への指揮、作業中の保護具の使用状況の監視、換気設備、警報装置等の使用状況を確認する。
- (2) 元請事業者による労働衛生指導を行う。
- (3) より有害性の少ない有機溶剤を使用する。
- (4) 作業中に、作業者が有機溶剤にばく露されないようにする。
- (5) 有機溶剤等の容器及び空容器の管理を適切に行う。
- (6) 化学物質等安全データシート（SDS）等により、作業場所で使用する有機溶剤の危険有害性等の確認と事故発生時の措置について周知を徹底する。
- (7) 適切な呼吸用保護具、保護手袋等を使用すると共に、保護具の日常の保守管理を行う。
- (8) 作業に応じた換気設備（防爆構造を有するもの）により適切な換気を行う。
- (9) 有機溶剤等を使用する作業場所（特に浴室、タンク内等狭い場所）においては防爆性能を有する警報装置を使用する。
- (10) 有機溶剤健康診断を実施し、健康管理を行う。

8. 酸素欠乏症等の防止

暗きよ、マンホール、地下室、貯槽タンクの内部等の酸素欠乏等の危険箇所における作業は、次により酸素欠乏症等の防止を図る。

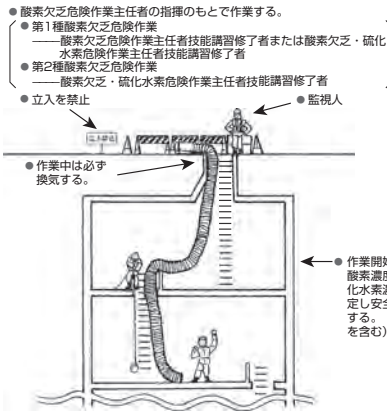
- (1) 第1種酸素欠乏危険作業には酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者または酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を、第2種酸素欠乏危険作業には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者を選任し、その者の直接指揮のもとで行う。
- (2) 酸素欠乏症または硫化水素中毒になるおそれのある作業場所がある場合には、作業者に酸素欠乏症または硫化水素中毒の有害性等に対する特別教育を行い、その有害性を認識させる。

- (3) 酸素欠乏危険場所、酸素欠乏空気の発生メカニズム等について、酸素欠乏危険作業に直接従事する者だけでなく、間接的に関わる者も含め、十分な安全衛生教育を実施する。
- (4) 第2種酸素欠乏危険作業場所には、酸素濃度及び硫化水素測定器を備え、法定の作業主任者にその日の作業開始前に測定させると共に、測定器は常時有効に使用できるよう保守点検を行う。
- (5) 第1種酸素欠乏危険作業場所では、上記に準じて酸素濃度を測定し、測定器の保守点検を行う。
- (6) 第1種酸素欠乏危険作業では、酸素濃度を18%以上、第2種酸素欠乏危険作業では、酸素濃度が18%以上、かつ、硫化水素濃度が10ppm以下になるように換気を行う。
- (7) 酸素欠乏症または硫化水素中毒になるおそれのある作業場所の入場及び退場の際、人員点呼の励行をすると共に、関係者以外の立入禁止の旨を見やすい箇所に表示する。
- (8) 緊急時の救急用具、給気式呼吸用保護具の整備を図ると共に、救助に入る者についても給気式呼吸用保護具及び安全帯を使用する。

また、作業中に酸素濃度または硫化水素濃度の急激な変化が予想される場合には、リアルタイム酸素計（リアルタイム酸素・硫化水素計）の携行を検討する

- (9) 圧気工事を施工する事業場は、地質の調査結果及び施工状況に基づいて、圧気工事の影響を受けるおそれがある周辺の住民及び関係ある事業場に必要事項を連絡するなど危険予防の措置を行う。
- (10) 近接した場所で圧気工法による工事が行われる場合には、周辺の土質を調査し、当該現場と連携して危険防止の対策を講ずる。

【酸素欠乏等の危険の防止】



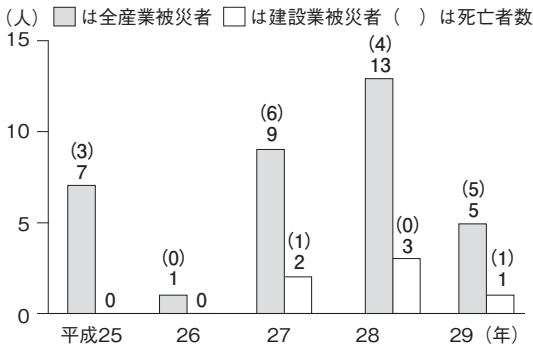
腰痛の発生状況（平成25年～29年）

(人)

業種	年	25	26	27	28	29
		全産業	4,388	4,583	4,521	4,722
建設業	負傷に起因する腰痛	50	41	29	29	27
	負傷によらない腰痛	4,438	4,624	4,550	4,751	5,078
	計	223	212	201	195	230
建設業	負傷に起因する腰痛	6	2	4	3	0
	負傷によらない腰痛	229	214	205	198	230
	計					

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況調」

酸素欠乏症発生状況の推移（平成25年～29年）



資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調」

9. 腰痛の予防

「職場における腰痛予防対策指針」に基づく作業管理、作業環境管理及び健康管理を適切に進め、次により腰痛の予防を図る。

- 自動化、省力化に努める。
- 腰部に負担がかかる不自然な作業姿勢をできるだけ取らないようにする。
- 作業時間、作業量等が適切か検討する。
- 作業動作、作業姿勢、作業時間等について作業標準の策定を図る。
- 休憩設備等を設ける。
- 作業に応じた適切な温度、照明を保つように努める。
- 作業姿勢等を考慮した設備の配置等に努める。
- 配置前及び定期的に腰痛の健康診断を実施し、それに基づく適正な事後措置を講ずる。
- 腰痛予防体操の実施を図る。
- 腰痛の予防等に関する労働衛生教育の実施を図る。

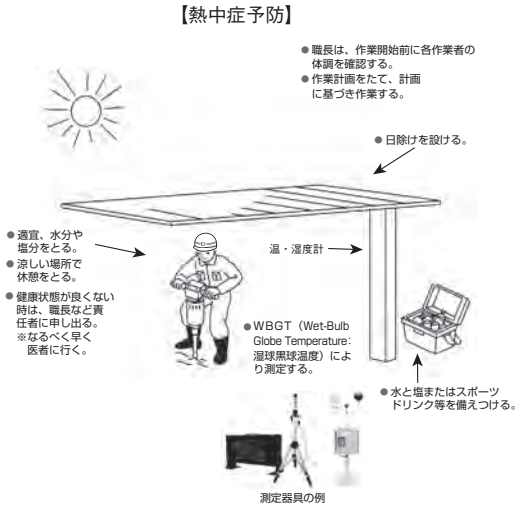
10. 熱中症の予防

夏期を中心に建設工事現場において熱中症が多発しており、これを予防するため、以下の対策を講ずる。

また、厚生労働省の「職場における熱中症の予防について」のリーフレットも参考とする。

- JIS規格に適合した WBGT 測定器を設置するなど、WBGT 値を測定し、暑熱環境の評価を行う。
- スポットクーラー、扇風機を使用する。
- 夏季期間の炎天下等で WBGT 値が基準値を大幅に超えるときは、原則として作業を行わないことも含めて作業時間の見直しを図る。
- 服装は、透湿性、通気性の良いものにし、空調服等の採用に努める。また、通気性の良い保護帽や後部に日よけのたれ布を取り付ける。
- 作業場所に冷却水、氷水またはスポーツドリンクを置く等、十分な水分、塩分の補給が適宜行えるようにし摂取状況を確認する。
- 適切な休憩時間や作業休止時間を設け、作業者の疲労の回復を図る。掘削作業等エネルギー消費量の多い作業や連続作業はできるだけ少なくする。
- 涼しく、作業者が臥床することのできる休憩場所を確保する。
- 直近の健康診断の結果から作業者の日常の健康状態を把握すると共に、作業開始前に前日の睡眠等の生活の状態、体調を確認し、これに応じて適正な配置を行う。
- 作業中は、作業者の健康状態に異常がないかどうかを確認するため、頻繁に巡視を行うほか、複数の作業者がいる場合には、作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意させる。

- (10) 高温多湿作業場所で、作業する作業者については、徐々に熱に慣れさせる期間（順化期間）を設ける等配慮する。
- (11) 適切な作業管理及び作業者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び作業者に対して、熱中症の症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例等について労働衛生教育を行う。

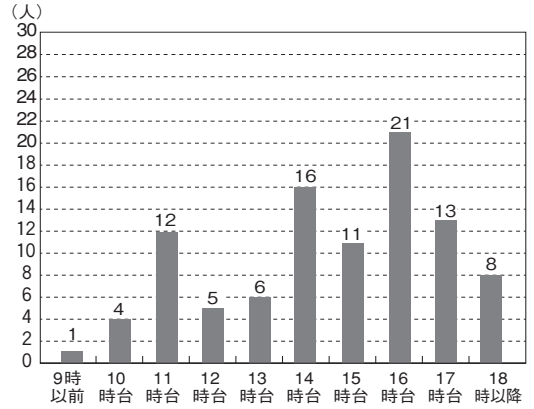


熱中症による業種別の死傷者数発生状況
(平成25年～29年)
(単位：人)

業種 \ 年	25年	26年	27年	28年	29年	合計
建設業	151(9)	144(6)	113(11)	113(7)	141(8)	662(41)
警備業	53(2)	20(0)	40(7)	29(0)	37(2)	179(11)
製造業	96(7)	84(1)	85(4)	97(0)	114(0)	476(12)
運送業	68(1)	56(2)	62(1)	67(0)	85(0)	338(4)
その他	162(11)	119(3)	164(6)	156(5)	167(4)	768(29)
全産業	530(30)	423(12)	464(29)	462(12)	544(14)	2,423(97)

資料：厚生労働省「熱中症による死傷者数の業種別の状況調」
※ () 内は死亡者数

全産業の時間帯別被災(死亡)状況 (平成25年～29年)



資料：厚生労働省「熱中症による死傷者数の業種別の状況調」

【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I度	<ul style="list-style-type: none"> ○めまい・失神 (「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不充分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。) ○筋肉痛・筋肉の硬直 (筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。) ○大量の発汗 	軽症
II度	<ul style="list-style-type: none"> ○頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 (体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」といわれていた状態をいう。) 	重症
III度	<ul style="list-style-type: none"> ○意識障害・痙攣・手足の運動障害 (呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。) ○高体温 (体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当する。) 	

● 熱中症の症状と重症度は、上の表に示したとおりである。このような症状に応じて、救急隊を要請し、または医師の診察を受けさせるなど、適切な救急措置を行うことが重要となる。

11. そのほかの障害防止

1) 高気圧障害の防止

- (1) 作業計画を作成し、関係作業者に周知して、この計画により作業を行う。
- (2) 高圧室内業務を行うときは、高圧室内作業主任者を選任すると共に、気こう室付近に高圧室内作業員及び空気圧縮機運転者との連絡員を配置する。また、潜水業務(潜水作業員が携行したポンペから給気を受けて行う業務は除く。)を行うときは、

潜水作業者との連絡員を配置する。

- (3) 空気圧縮機の運転、作業室及び気こう室への送排気調節、潜水作業者への送気調節、再圧室操作及び高圧室内業務に従事する作業者に特別教育を実施する。
- (4) 潜水業務には、潜水士免許を所持していない者を就かせない。
- (5) 定められた労働時間、加圧、減圧の時間及び速度を確実に守らせる。なお、加圧時、減圧時や作業時の状況を記録した書類を作成し、これを5年間保存する。
- (6) 再圧室そのほかの付属設備（自動警報装置、外部との連絡設備を含む。）の保守点検を励行する。
- (7) 高圧室内業務を行うときは、火災防止の措置を講じると共に、火気、マッチ、たばこ等の持込みを禁止し、緊急時の救急用具、給気式呼吸用保護具の整備を図る。
- (8) 高気圧業務健康診断を実施し、異常所見のある者の早期発見に努め、適切な健康管理を行う。また、この健康診断を受けた作業者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。

2) 騒音障害の防止

「騒音障害防止のためのガイドライン」を遵守し、車両系建設機械による掘削、積込みを行う坑内の作業場、圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務、岩石等を動力により破碎、粉碎する業務、コンクリートカッターによる道路舗装のアスファルト等の切断業務、チェーンソーによる立木の伐採作業等による騒音障害を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 音源に近接する場所において、作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において等価騒音レベルの測定を行う。
- (2) 測定の結果 85dB (A) 以上 90dB (A) 未満の場合は、必要に応じ作業者に防音保護具を使用させる。90dB (A) 以上の場合は、作業者に必ず防音保護具を使用させると共に、保護具使用を標識により掲示する。
- (3) 騒音の少ない施工方法を採用し、また、騒音の少ない建設機械を使用する。
- (4) 騒音発生場所を遮音材で覆う等、遮音設備を設ける。
- (5) 作業者に騒音健康診断を実施し、異常所見のあ

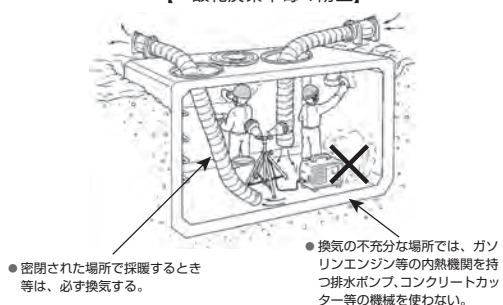
る者の早期発見に努め、適切な健康管理を行う。

- (6) 作業者に騒音障害防止のための労働衛生教育を行う。

3) 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 自然換気が不十分で換気設備がない場所では、一酸化炭素発生のおそれのある内燃機関を有する機械を使用しない。
- (2) コンクリート養生作業において煉炭コンロ等を用いるときは、一酸化炭素が発生しているので養生場所には、十分な換気を行った後でなければ立入らせない。
- (3) 密閉された場所での採暖においては、常に換気を行う。

【一酸化炭素中毒の防止】



- (4) 換気が充分に行われていない場合は、有効な給気式呼吸用保護具を適切に使用する。
- (5) 一酸化炭素中毒予防に関する知識を有する者の中から、作業責任者を選任し、作業手順に基づき、業務に従事する作業者の指揮、呼吸用保護具使用状況の確認を行う。
- (6) 作業者に一酸化炭素中毒防止のための労働衛生教育を行う。
- (7) 詳細は、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」に基づき、一酸化炭素中毒予防対策の徹底に努める。

12. 健康の保持増進等

1) 健康診断等

- (1) 法令で定めるところにより、常時使用する作業者に対し、雇入れ時及び定期的健康診断を行う。また、健康診断を受けた作業者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。
- (2) 健康診断の結果、異常所見があると判定された者に対し、医師の所見に基づき、その程度に応じて、次の事項を実施する。

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業務の低減
- ⑤ 昼間業務への変更
- ⑥ 作業方法、設備の改善
- ⑦ その他の適切な措置

2) 作業者の健康の保持増進

- (1) 健康保持増進措置を継続的かつ計画的に推進するための体制を確立し、健康保持増進計画を策定する。
- (2) 作業者の健康状態の把握に努め、心身両面にわたる健康づくり及び健康に関する教育を行う。
- (3) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づき、職場における健康の保持増進について作業者自らがその必要性を認識し、進んでこれに取り組むよう指導する。
- (4) 健康保持増進対策の実施結果を評価し、新たな計画に反映する。

3) 高齢作業者に対する安全衛生管理の充実

高齢者の労働災害は、若年者に比べて発生率も高く休業日数も長期化する傾向にあるため、次の対策を実施する。

- (1) 作業者の体力、技能等に応じた業務の種類、場所、配置等について考慮する。特に高・低血圧症、心臓慢性疾患等のある者については、高所作業から外す等適正な配置を行う。
- (2) 高齢者の足腰の敏しょう性、視力の低下等を考慮した作業手順の作成に努める。
- (3) 重量物の人力運搬を減少させると共に、作業床、通路等を滑ったり、つまずいたりしないよう整備する。

4) 地域産業保健事業、都道府県産業保健支援センター事業、メンタルヘルス対策支援事業の活用

- (1) 産業保健支援センターが行う中小規模事業場の事業者・労働者を対象とした「特定健康相談」、「長時間労働者への面接指導」等の利用を図る。
- (2) 産業保健支援センター事業で行われている産業保健に関する専門的相談の利用、専門的研修の受講、産業保健情報の利用を図る。
- (3) 事業者向けの建災防メンタルヘルス対策相談窓口の利用を図る。

13. 過重労働による健康障害の防止

- (1) 時間・休日労働の削減、週休二日制の導入、年次有給休暇の取得促進に努める。
- (2) 時間外・休日労働を月45時間以下とするよう適切な労働時間管理に努める。
- (3) 時間外・休日労働が月100時間(努力義務80時間)を超えた場合等、法令に定めるところにより、医師による面接指導を行う。

14. メンタルヘルス対策の推進

- (1) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、以下のメンタルヘルス対策の推進に努める。
 - ① 協会が設置した専門委員会での調査審議結果に基づく取り組み
 - ② 事業場の実態と必要に応じ、「心の健康づくり計画」を策定する。
(体制の整備、問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施、必要な人材の確保、作業者のプライバシーへの配慮を含める。)
 - ③ 作業者、管理監督者に対する教育研修及び情報提供
 - ④ 職場環境等の把握と改善
 - ⑤ 作業者による相談に対応(事業場内・外)
 - ⑥ 適正な休業措置、職場復帰支援
 - ⑦ 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックの実施
- (2) ストレスチェック及び面接指導を実施する。(労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務)
 - ① 医師等によるストレスチェックの実施
 - ② 高ストレスとされた者に対する医師の面接指導及び事後措置の実施
- (3) メンタルヘルスケアを進めるために、必要に応じて次の事項を実施する。
 - ① 作業者、管理監督者に対する教育研修及び情報提供
 - ② 職場環境等の把握と改善
 - ③ 作業者に対する相談に対応
 - ④ 事業場外資源の活用
 - ⑤ 適正な休業措置、職場復帰支援

15. 快適な職場環境の形成

働きやすい快適な職場環境への改善と、高年齢労働者や女性労働者に配慮した次の措置を計画的、継続的に講ずる。

1) 作業環境の改善

(1) 空気環境

集じん機等を設置することにより浮遊粉じんや臭気等の発散を抑制する。また、必要に応じて喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずる。

(2) 温熱条件

冷暖房設備の設置、屋根付きせり上げ工法の採用等により夏季及び冬季における外気温等の影響を緩和する。

(3) 視環境

屋内、坑内等の作業場の照明設備を増設する等、作業に適した照度等を確保する。

(4) 音環境

低騒音機械の使用、防音設備の設置等により、作業場の騒音を抑制する。

(5) 作業空間等

材料置場、作業床等の整理・整頓を実施する等、作業空間や通路を確保し、作業床や通路は、滑ったり、つまずいたりしないよう配慮する。

2) 作業方法の改善

(1) 不良姿勢作業

作業台の設置、高所作業車の活用等により、不自然な姿勢での作業等を改善する。

(2) 重筋作業

助力装置の導入により、重量物を取り扱う筋力を要する作業等を改善する。

(3) 高温作業等

冷房・換気設備の設置、作業の遠隔化等により、高温にさらされる作業を改善する。

(4) 緊張作業等

クレーン運転、交通量の多いところでの交通誘導作業等では、作業者の極度の緊張を軽減する措置を講ずる。

(5) 機械操作等

同一の機種・型の機械や装置の採用により、建設機械の操作レバーの統一を図る等、操作がしやすくなるように配慮する。

3) 疲労の回復を図るための施設・設備の設置

(1) 休憩室等

作業場所に隣接するところに、臥床できる休憩室等を設置する。

(2) シャワー等の洗身施設

シャワー室の設置、リフレッシュカーの導入等を行う。

(3) 相談室等

カウンセラーに悩みごとの相談ができる相談室等を設置する。

(4) 環境美化

花壇等を設け、周辺の緑化を図り、体操のできる場所を確保する等、作業者に安らぎを与えるよう環境整備に努める。

4) そのほか、必要な施設・設備の設置及び管理

(1) 洗面所、更衣室等

洗面所、更衣室等を設け、清掃管理者を置いて、常時、清潔で使いやすいように維持管理する。

(2) 食堂等

作業現場の近くに食堂等を確保し、冷暖房設備、自動販売機等を設置する。

(3) 給湯設備、談話室等

洗面所、洗濯場等への給湯設備を設置する。また、作業者が自由に利用できる談話室を設ける。

(4) 禁煙

事業場は禁煙を推進し、屋内は全面禁煙とする。また、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

N-4

東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における具体的対策

(1) 適切な安全衛生管理体制の確立

工期が限られて、複数の事業者が混在して同時併行して作業が行われることが想定されることから、次の事項に留意して行う。

- ① 協議組織の適切な運営等元方事業者による統括安全衛生管理の徹底
- ② 近接・密集して工事が行われる場合の元方事業者による連絡・調整の徹底
- ③ 作業の種類に応じた作業主任者、作業指揮者の選任、また、建設業に不慣れな作業者が就業してくることが予想されることから、建設業に新たに従事する者に対して、雇い入れ時等の安全衛生教育を徹底する。

(2) エリア別協議組織の設置

複数の工事が近接・密集して行われることによる労働災害を防止するため、工事エリアごとに、元方事業者、発注機関等の関係者で構成する協議組織を構築し、安全衛生に関する統一ルールについて、次の事項について検討・協議する。

- ① 工程情報の共有
- ② 隣接工区・現場で行われる作業の連絡調整
- ③ 資材搬入経路の統一
- ④ 安全衛生に関する標識等の統一
- ⑤ 安全衛生教育の共同実施
- ⑥ 再発防止検討会の合同開催
- ⑦ 安全衛生パトロールの合同開催

(3) 車両系建設機械等に係る対策

- ① あらかじめ作業場所の地形や地質等を調査し、その結果を記録し、その結果を反映させた作業計画を作成し、この計画に基づき作業を実施する。特に、地盤が緩んでいる箇所や傾斜地等での作業を行う場合には、敷鉄板で養生をするなど、転倒防止対策を講ずる。
- ② 車両系建設機械または荷と接触するおそれのある箇所には、立入禁止措置を講ずる、または誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させる。
- ③ 解体用のアタッチメントにワイヤロープをかけて解体した廃材や部材のつり上げ作業を行う等、解体用機械を主たる用途以外に使用せず、移動式クレーンやクレーン機能付きドラグショベルを用いる。
- ④ 車両系建設機械の解体用機械として規制対象となる「鉄骨切断機」、「コンクリート圧砕機」、「解体用つかみ機」等に対する安全対策を行う。

(4) 除染作業における放射線ばく露防止対策

除染特別地域等の復旧・復興工事では、放射線ばく露防止対策の徹底を図る。

(5) 墜落・転落による労働災害の防止対策

屋根作業や屋上作業などの高さが2 m以上の箇所で作業を行う場合には、足場を組み立てる等の方法により、墜落防止措置を講じた作業床を設ける。作業床の設置が困難な場合は、安全ネットの設置、安全帯の使用等作業者の墜落による危険を防止するための措置を徹底する。

(6) 解体工事に伴う粉じんの飛散防止対策と石綿ば

く露防止対策

建築物等の解体工事に伴う粉じんの飛散防止対策として、散水による湿潤化、シート等による囲い込み等の対策の徹底を図る。

また、石綿について一定の知見を持つ建築物含有建材調査者等による事前調査を行い、石綿等の使用の有無の調査結果を記録すると共に、調査結果・方法等は作業者が見やすい場所に掲示する。この調査の結果、石綿等が使用されている場合には、本実施事項「Ⅳ-3 2. 石綿障害の予防」に基づき対策を講ずる。

V 第8次建設業労働災害防止計画の概要及び協会が推進する主要事業

V-1 第8次建設業労働災害防止5カ年計画の概要

1. 計画の期間

本計画は、2018年度を初年度とし、2022年度を最終年度とする5カ年計画とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

2. 計画の目標

協会及び会員は、労働災害防止並びに労働者の健康確保及び快適職場の形成の促進を図り、建設業の安全衛生水準の一層の向上を期するため、第7次計画期間中の労働災害発生状況と比較して、次の目標を設定する。

- (1) 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、第7次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- (2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第7次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- (3) 計画期間中の休業4日以上死傷災害の平均発生件数を、2017年の発生件数に対して、5%以上減少させる。

3. 計画の重点事項

- (1) 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」の周知徹底
- (2) 「建設業労働災害防止規程」の遵守
- (3) リスクアセスメントの確実な実施の推進
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入の促進
- (5) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
- (6) 安全衛生教育の推進
- (7) 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の充実
- (8) 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進
- (9) 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
- (10) 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策の推進
- (11) 全国大会等、集合形式の安全衛生活動の推進
- (12) 労働安全衛生関係情報の共有化の促進

4. 協会が実施する重点事項

- (1) 「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」及び「建設業労働災害防止規程」の遵守
- (2) 安全衛生管理体制の確立
- (3) リスクアセスメントの確実な実施
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入と実施
- (5) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の実施
- (6) 工事別労働災害防止対策の実施
- (7) 安全衛生教育の徹底
- (8) 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の徹底
- (9) 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底
- (10) 職業性疾病の予防対策の徹底
- (11) 快適な職場環境の形成
- (12) 安全衛生大会等、集合形式による安全衛生活動の実施

5. 協会が実施する重点事項

- (1) 労働災害防止にかかる各種広報・啓発活動の展開
- (2) リスクアセスメントの普及・定着
- (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の普及
- (4) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進
- (5) 安全衛生教育の推進
- (6) 安全衛生調査研究活動の推進
- (7) 安全衛生管理活動に対する指導・支援の推進
- (8) 建設従事者の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進
- (9) ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用による健康確保の推進
- (10) 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進
- (11) 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策の推進
- (12) 国際交流活動の推進
- (13) 関係機関等との連携の強化

1. 「建設業労働災害防止規程」の周知徹底

建設業における労働災害防止の徹底を図るため、労働安全衛生関係法令の規程を上回る自主的な基準として設けた「建設業労働災害防止規程」の周知徹底を図ると共に、安全管理士、衛生管理士及び安全指導者等の安全指導、支援活動を通して、その遵守の徹底に努め、会員が取り組む自主的労働災害防止活動の一層の推進を図る。

なお、同規程については、法令改正されたハーネス型安全帯や当協会が推進している建設業におけるメンタルヘルス対策を含めた内容とした改定を行っているところである。

2. 労働安全衛生関係情報・資料等の提供

会員の安全衛生管理活動に役立つ情報を提供するため、ホームページ、広報誌「建設の安全」、安全週間等実施要領、啓発用ポスター、パンフレット等を作成し、協会が推進する事業の普及を図ることとする。

3. 第56回全国建設業労働災害防止大会

全国的な安全衛生水準の向上を図るため、2日間にわたり全国の建設業の安全衛生担当者が一堂に会し、安全衛生意識の高揚、最新の安全衛生情報の提供、効果的な安全衛生管理ノウハウの共有化を図るため、9月26日・27日の両日、福岡県福岡市福岡国際センターほかにて「第56回全国建設業労働災害防止大会」を開催する。

初日の総合集会は安全衛生表彰、記念講演等を行い、2日目の専門部会は、リスクアセスメントの実施状況、成果を上げた最新の安全衛生管理活動の発表、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の構築・運用状況等、建設企業の安全衛生管理活動の発表を行う。（1頁参照）

4. リスクアセスメントの普及・促進

効果的なリスクアセスメントの推進を図るため、建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」を積極的に活用する。

また、関係する教育の内容、指導方法については、本マニュアルを基本として、徹底した普及に努める。

5. 「ポジティブアプローチによる建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(ニューコスモス)の普及

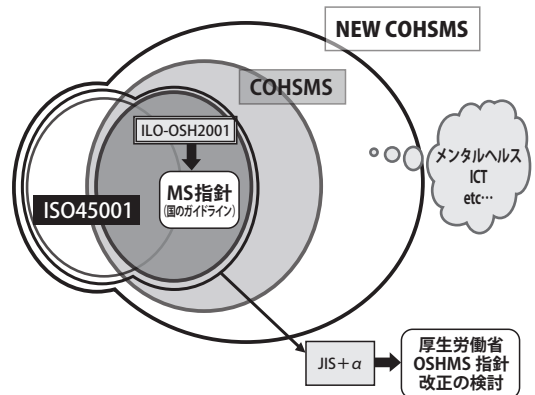
建設業における労働災害を防止し、安全衛生水準の向上を図っていくためには、建設企業において、リスクアセスメントの確実な実施と、安全衛生管理活動を組織的・体系的かつ計画的・継続的に取り組む「労働

安全衛生マネジメントシステム」の導入が重要である。

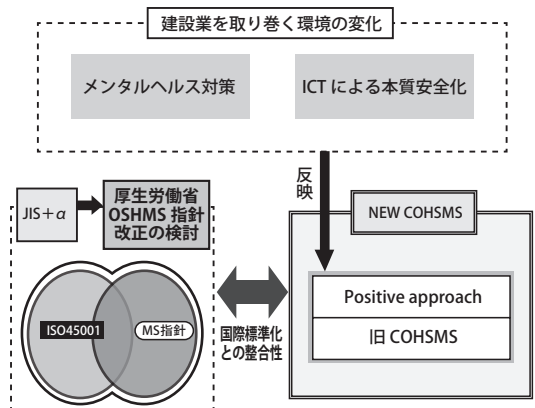
厚生労働省の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に即し、建設業の特性を踏まえ、また、先般の建設工事従事者の安全及び健康の確保の法律の基本計画に明記された建設工事現場における建設工事従事者のメンタルヘルス対策の推進、法改正による化学物質等に対するリスクアセスメントの義務化、労働安全衛生マネジメントシステムのISO規格化など建設業を取り巻く環境の変化に対応した、安全・安心で快適な職場環境をつくるという新たな価値を創造する「ニューコスモス」を構築し、その指標として当協会は、建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（以下、「コスモスガイドライン」という。）を昨年4月に改正した。

さらに、中小企業や専門工事業者等、規模の小さい建設事業者が取り組みやすい「コンパクトコスモス」の導入を推進する。

< NEW COHSMSの概念図 >



< 「NEW COHSMS」構築の考え方 >



多くの建設企業が、このコスモスガイドラインを基盤にした労働安全衛生マネジメントシステムを確立し、労働災害の防止を図り、労働者の心身の健康の増

進、快適職場の形成の促進と安全衛生水準の向上が得られるよう、また、機能的な運用ができるように「建設業労働安全衛生マネジメントシステム推進事業」（「コスモス普及促進事業」と「コスモス認定事業」がある。）を展開する。

1) コスモス普及促進事業

コスモス普及促進事業は、コスモスガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステムの確立、実施に取り組む建設企業、関係団体等に対してシステム構築・運用への支援、コスモスに関する教育、講演等を行う。また、「コスモス説明会」を適宜開催する。

2) コスモス認定事業

コスモス認定事業は、コスモスガイドラインに基づいて労働安全衛生マネジメントシステムを確立し、実施している建設事業場に対し、システムの構築及び実施状況がコスモス認定基準に適合していると認められた建設事業場に対して「コスモス認定証」を交付する。また、中小企業向けの「コンパクトコスモス」の認定事業を進めることとする。

当協会は、コスモス認定証を交付した建設事業場を、コスモス認定事業場名簿に登録し、当協会のホームページ等を通じて広く公表する。

6. 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

1) 墜落・転落災害防止対策

(1) 建設業における事故の型別死亡災害で約4割を占める「墜落・転落災害防止」を最重点項目として取り組む。様々な場所からの墜落・転落防止対策、はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止対策を検討し「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を展開する。

(2) フルハーネス型安全帯の普及

墜落時の身体への衝撃が少ないフルハーネス型安全帯の普及状況を調査し、フルハーネス型安全帯の普及促進を図る知見を得る。

2) 建設機械・クレーン等災害防止対策

解体用つかみ機等の解体用建設機械の安全対策を推進すると共に、作業の使用形態により様々な使用方法で用いられる機械についての安全対策を検討する。

3) 斜面崩壊災害防止対策

道路工事等の斜面掘削作業における土砂崩壊災害を防止するため、発注者、調査・設計者、施工者（元方事業者及び専門工事業者）の3者共通の点検表を用いて斜面の状況を確認するための点検内容について、情報活用方法等の有効性を検討し、斜面崩壊災害防止対策を周知させる。

4) 交通労働災害防止対策

増加傾向にある交通労働災害について、現場間の移動や業務上で自動車及び工事用車両等を運転する機会が多い建設業の特性を考慮した交通事故防止に向けたポスターの頒布等、交通安全について周知啓発を図る。

5) 石綿障害予防対策

建築物等の解体作業における石綿粉じんのばく露防止及び石綿粉じん飛散防止のため、事前調査、隔離空間の負圧化、漏えい・監視、集じん・排気装置の性能要件、点検方法等について周知する。

6) 熱中症予防対策

熱中症の発生を減少するため、建設現場におけるWBGT 値の適切な測定箇所や測定結果に基づく熱中症予防措置の検討、熱中症予防用具の紹介等を積極的に展開する。

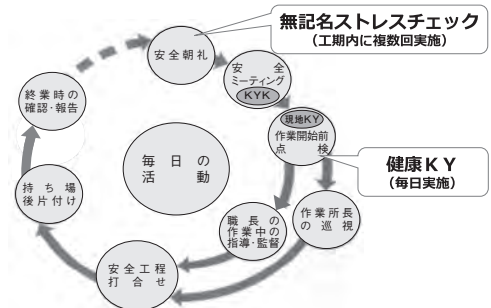
7. 安全衛生教育の推進

事業場が教育を受けやすいものとするために、会員ニーズ等を踏まえ、本部教育部・建設業安全衛生教育センター、都道府県支部が連携を図り、「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（新 CFT 講座）」、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を推進すると共に、足場の組立て等特別教育及び建設従事者教育の各種教育事業を実施する。

8. 建設従事者の過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策の推進

事業者が行う直接雇用労働者のメンタルヘルス対策と併せ、建設現場のメンタルヘルス対策として安全施工サイクルを活用した健康 KY と無記名ストレスチェックを組み合わせて実施する方法を周知し、普及を図る。

建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック



➡安全施工サイクルを活用したメンタルヘルス対策

1) 建災防方式健康 KY

健康 KY は、安全施工サイクル上の現地 KY の中で毎日行うものであり、メンタルヘルス不調の未然防止と早期対応を目的とした活動をいう。

- ① 職長から各作業員に対し、次のような問いかけを行い、心身の健康状態を把握する。
 - ア よく眠れたか？（睡眠）
 - イ おいしく（ご飯を）食べたか？（食欲）
 - ウ 体調はよいか？（心身の状態）

また、健康 KY の実施結果より、体調面で心配

なことがある場合、現場所長等は睡眠スコア (IS) を実施し、その結果に応じて相談機関等へ連絡する等、早期対応を図る。

2) 無記名ストレスチェック

無記名ストレスチェックは、複数事業場が混在する建設現場において無記名形式でストレスチェック(職業性ストレス簡易調査票 23 項目)を行い、現場に入入りする業者ごとの業務負荷(過重性)やソーシャルサポートの状況を把握することで現場全体のストレス状況を確認する。この結果に基づき、現場でのよりよい職場環境を形成するためにどのような対策が必要なのかを考え、職場環境の改善を図る。

9. ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用による健康確保の推進

所属する事業場が転々と変わるずい道等建設工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を進めるため「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への情報の蓄積を進め、労働者の健康確保対策の充実を図る。

10. 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の推進

東日本大震災・熊本地震等の被災地域における復旧・復興工事での労働災害を防止するため、安全指導者による巡回指導等により、労働災害の防止を図る。

また、台風等の自然災害により被害を受けた地域に

おいても、道路等の土木構築物や建築物等の解体、改修工事等での労働災害防止のため、安全指導者が中心となって、労働災害の防止を図る。

11. 東京オリンピック・パラリンピック関連工事における労働災害防止対策の推進

2020年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設やインフラ整備、再開発等が集中して行われるが、こうした建設投資の増加に対し、建設業界では人手不足により、現場の作業に習熟した労働者、現場管理者の不足も懸念される状況にある。本事業は新規入職者等の経験が浅い建設工事従事者等への安全衛生教育や施工業者への技術指導や安全衛生パトロール等を行うことにより、さらなる安全管理の徹底と、今後の安全衛生活動のモデルとして活用する。

なお、実施は建災防の東京、埼玉、神奈川、千葉の4支部を中心に事業運営の全般にわたり行うが、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署と連携をとりながら行うこととする。

12. 外国人労働者の実情に即した安全衛生教育や安全標識等についての検討

建設業に従事する外国人労働者への有効な教育関係資料を収集し、安全衛生教育のあり方について検討するとともに、外国人労働者を対象とした建設現場用安全標識を作成し周知を行う。

TOPIC

＋建設現場の安全衛生対策を徹底しましょう＋

安全管理士による安全パトロール(無料)への派遣要請を受付中です!!

リーフレットの裏面は、要請書になっています。

当協会では、中小総合工事業者等の皆様の安全衛生水準向上のため、専門的知識を有する安全管理士による無料(派遣料、交通費含む)の安全パトロールを行っています。

安全パトロールについての派遣要請受付は、当協会都道府県支部または本部技術管理部(03-3453-0464)で行っています。

自社の安全衛生管理の実態を第三者からの目で診断し、改善するため、安全管理士による安全パトロールをご利用ください。



※リーフレットは、本部・支部にあります。

V-3 協会が実施する安全衛生教育

1. 本部が実施する教育

1) 教育部

(1) 建設業安全衛生推進者(初任時教育)講師養成講座

建設業安全衛生推進者の有資格者を対象に、建設工事における安全衛生管理の実務に初めて就く者に向けて能力向上教育を実施する講師を養成する。

(2) 現場管理者統括管理講習講師養成講座

建設現場の作業所長、関係請負人の現場代理人等を対象に、統括管理のあり方、その具体的な進め方等について教育する講師を養成する。

(3) 特別教育講師養成講座

各種特別教育の講師を担当する者を対象に、講師として、特別教育を効果的に行うためにテキスト等の内容をどのように教えるか等の具体的な進め方等について教育を実施する講師を養成する。

- ① フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座
- ② 足場の組立て等特別教育講師養成講座
- ③ 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座
- ④ 低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座
- ⑤ アーク溶接作業特別教育講師養成講座
- ⑥ 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座
- ⑦ 自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座
- ⑧ 巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座
- ⑨ ローラー特別教育講師養成講座

(4) 建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座

建設現場等における熱中症の発症を予防するために、作業者を指導する立場にある者を対象に熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急措置等の知識等を付与し、管理者及び作業者に対する熱中症予防教育を実施する講師を養成する。

(5) 丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座

建設現場で丸のこを取扱う事業場の作業者を管理・指導する立場の者を対象に、丸のこの安全な取扱い、保護具及び電気等の知識を付与し、作業者に対する安全衛生教育を実施する講師を養成する。

(6) 振動工具取扱作業管理者講習

チェーンソー以外の振動工具の取扱業務に係る振動障害予防対策指針に沿った日振動ばく露量A(8)の考え方に基づく、新たな振動障害予防対策推進のため、振動工具を取扱っている事業場の安全・衛生管理者等を対象に、関係法令、振動障害予防対策、振動工具の管理に関する知識等を付与し、作業員に対する労働衛生教育を実施する管理者を養成する。

(7) 有機溶剤業務管理者講習

建設業において有機溶剤業務を管理・指導する者を対象に、有機溶剤中毒予防のために必要な知識等を教育し、作業員に対する労働衛生教育を実施する管理者を養成する。

2) 建設業安全衛生教育センター

(1) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム研修講座（COHSMS講座）

① COHSMS構築・認定担当者研修講座

コスモスを導入する建設企業のシステム構築担当者等を対象に、システムの導入から構築及びコスモス認定の諸手続きの基本的な知識等を教育し、リスクアセスメントを修得させると共に認定申請の手続き等についての解説を行う。

② COHSMS内部システム監査担当者研修講座

コスモスをすでに導入している建設企業のシステムの実施及び運用状況の監査担当者を対象に、システム監査に必要な監査手法等に関する知識等を教育し、企業のシステムを内部監査する人材を養成する。

(2) 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座

①（新CFT講座）

職長や安全衛生責任者等を対象に、指導・監督の方法、統括安全衛生責任者や他の請負人との作業間の連絡調整、リスクアセスメント、職長等の職務について教育する講師を養成する。

② 新CFT講座（低層住宅従事者対応）講座（旧SMT講座）

低層住宅建築工事現場において、各職方の職長を対象に、労働安全衛生法第60条に定められた職長及び安全衛生責任者の職務の遂行について、低層住宅現場の特性を踏まえ、指導・監督方法等職長・安全衛生責任者教育の講師を養成する。

③ 職長・安全衛生責任者教育講師のためのリスクアセスメント研修

平成18年3月以前の「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」等を修了した者を対象に、リスクアセスメントを取り入れた教育を実施し、職長・安全衛生責任者教育の講師を養成する。

(3) 建設技術者安全衛生管理講座（所長コース、工事主任コース、SSH資格認定講座、CP資格認定講座）

① 所長コース

建設現場（作業所）の管理責任者等を対象に、現場における安全衛生管理の具体的な進め方や、現場所長の法的責任と安全配慮義務等について教育を行い、統括安全衛生責任者（現場所長）としての人材を養成する。

② 工事主任コース

若手技術者（工事主任）を対象に、建設現場における安全衛生管理の基本的な知識等を教育し、現場の管理監督者を養成する。

③ S S H O（現場安全衛生担当責任者）資格認定講座（出張講座）

米軍基地内で建設工事を行う場合には、EM385-1-1（2014年版）の規定で「現場安全衛生担当責任者：S S H O」の常駐が義務づけられており、この資格を取得するための人材を養成する。

③-1 工事主任コース

（通常の工事主任コースと同内容）

③-2 S S H Oリフレッシュャーコース（5年再教育講座）

（上記資格5年の有効期限が過ぎた方を対象とした研修）

④ 墜落保護担当責任者（C P）コース（出張講座）

米軍基地内で建設工事を行う場合には、EM385-1-1（2014年版）の規定で「墜落保護担当責任者：C P」の常駐が義務づけられており、この資格を取得するための人材を養成する。

(4) 労働安全衛生関係法令講座

建設業の店社（本社・支店）及び建設現場において、安全衛生管理を担当する者を対象に、最近の労働安全衛生行政の動向、労働安全衛生法令等を中心に専門家により解説すると共に、判例を基にした具体的な事例や法の解説等を学ぶことにより、法令関係に精通した人材を養成する。

(5) 建設業安全衛生管理専門講座（総合工事業者店社安全衛生スタッフコース）

総合工事業者の店社（本社・支店）の安全衛生スタッフを対象に、店社が行う具体的な安全衛生管理に関する専門知識を教育し、総合的な安全衛生管理活動を展開できる人材を養成する。

(6) ずい道等救護技術管理者研修

一定規模のトンネル工事及び圧気工事で、爆発・火災等の重大災害の発生時における救護活動や安全を確保する措置の技術的事項を管理する者を対象に、管理者として必要な各種知識について研修を行い、ずい道等救護技術管理者資格取得の者を養成する。なお、この研修は厚生労働大臣が定める研修である。

(7) 建設技術者安全衛生講座（工事計画参画者コース）

工事計画の参画者、施工担当技術者、作成した工事計画をチェックする者を対象に、下記の各種工事の設計及び工事計画書の作成にあたり、工事の安全性に関する技術的事項等について、専門家による指導等を行い、工事計画参画者を養成する。

なお、この講座は労働安全衛生法第88条の工事計画参画者の資格要件（安全衛生に関する実務経験3年）を具備する研修として、厚生労働大臣が定める講座である。

- ① 鋼橋架設工事コース ② 地山の掘削及び土止め支保工工事コース ③ ビル建築工事コース ④ 圧気工事コース

2. 支部が実施する教育

- (1) 安全管理者選任時研修
- (2) 現場管理者統括管理講習
- (3) 各種技能講習（足場の組立て等作業主任者、高所作業車運転者等）
- (4) 職長・安全衛生責任者の能力向上教育、足場の組立て等作業主任者等の能力向上教育、各種安全衛生業務従事者に対する能力向上教育（安全衛生推進者等）
- (5) 職長・安全衛生責任者教育
- (6) 新総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- (7) 特別教育（フルハーネス型安全帯、足場の組立て等、アーク溶接、酸欠・硫化水素、石綿、低圧電気、自由研削砥石（グラインダ）、巻上げ機（ウインチ））
- (8) 危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務等）
- (9) 建設従事者教育
- (10) 熱中症予防指導員・管理者研修及び作業者のための熱中症予防教育
- (11) 丸のこ等取扱い作業従事者教育
- (12) 振動工具取扱い作業従事者教育
- (13) その他会員のニーズにより実施する教育

2019年度 建設業安全衛生教育センター 日程表

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
4	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
5	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝	祝
6	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
7	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
8	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
9	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
10	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
11	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
12	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
1	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
2	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
3	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土

新しい道	新しい道等敬護技術管理者研修	14回
総合店社	総合工事業者店社安全衛生スタッフコース	6回
新CFT	職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（大阪出張講座4回を含む）	25回
新CFT（低層住宅）	職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（BSMT：低層住宅従事者対応）	3回
職長リスク	職長・安全衛生責任者教育講師のためのリスクアセスメント研修	2回
構築：認定	COHSMS構築・認定担当者研修講座	30回
内部監査者	COHSMS内部システム監査担当者研修講座	6回
所長	所長コース	50回
工事主任	工事主任コース	4回
工事主任	工事主任コース	8回
SSH017/17シキヤ	SSH017/17シキヤコース	8回
監査保護（CP）	監査保護担当者コース（ 教育センター4回、沖繩4回、防府1回、佐世保1回、10回）	10回

法令	労働安全衛生関係法令講座	2回
再居室	再居室操作業務従事者特別教育指導員（インストラクター）講座	1回
【建設技術者安全衛生講座 工事計画参画者コース】		
ビル建	ビル建築工事コース	1回
鋼橋	鋼橋架設工事コース	1回
地山	地山の掘削工事コース	1回
PC橋	PC橋架設工事コース	1回
トンネル	トンネル工事コース	1回
圧気	圧気工事コース	1回
粉じん	建設業労働衛生管理講座（粉じん対策・インストラクターコース）	計8回

講座等に関するお問い合わせは、建設業安全衛生教育センターへ（TEL 043-486-1321・FAX 043-486-7341）

V-4 協会が主唱する各種運動等

1. 三大災害絶滅運動実施要領

1 趣 旨

「建設業の労働災害防止に関する中期計画（第8次建設業労働災害防止5カ年計画）」の2年目を迎えるが、平成30年の建設業における死亡災害は、平成30年12月7日現在の速報値で270人となっている。このうち①墜落・転落災害118人（43.7%）②建設機械・クレーン等災害47人（17.4%）③倒壊・崩壊災害17人（6.3%）で、合計で182人と全体に占める割合は67.4%（前年62.3%）と依然として高い比率となっている。

これらの労働災害の発生状況を見ると、その大部分が基本的な防止対策を十分に実施していないことが原因となっている。

「三大災害絶滅運動」は、「墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害」を三大災害として重点的にとりあげ、これらに対する防止対策を確実に実施して、絶滅を図ろうとするために展開する運動である。

この要領は、「三大災害絶滅運動」を推進するにあたっての進め方について定めたものである。建設業労働災害防止協会及びその会員は、この要領を参考に「三大災害の絶滅」を期して、この運動を強力に推進するものとする。

また、「第8次計画」期間中の毎年8月1日から9月10日までを「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」期間とし、建設業における死亡災害・休業災害の多数を占めるあらゆる場所からの墜落・転落災害ゼロを目指し、協会と業界が一丸となって取り組む。

2 実施者

各事業場

3 事業場の実施事項

(1) リスクアセスメントに基づく施工計画の作

成段階における三大災害防止対策の策定と事前審査の実施

- (2) 安全施工サイクルの中で、三大災害防止重点対策の検討と実施（「IV-1 三大災害絶滅のための具体的対策」P6参照）
- (3) 三大災害を発生させるおそれのある作業に関する作業方法・作業手順・作業心得等の確立とその励行
- (4) 三大災害を防止するための機械設備・工所用設備に関する設備及び設置基準の確立
- (5) 三大災害の発生するおそれのある機械・設備及び作業に関する点検基準の作成とチェックリスト等による点検・整備の励行
- (6) 作業員に対する三大災害防止に関する安全教育の実施
- (7) 経営トップ等による計画的な安全衛生パトロールの実施
- (8) 三大災害絶滅の意識の高揚を図る現場研修会等の開催
- (9) ポスター等による運動推進の周知徹底

4 主唱者の実施事項

- (1) 三大災害絶滅運動に関するポスター・たれ幕等の作成と頒布
- (2) 三大災害の事例と防止対策・災害統計等の機関誌、書籍等による情報の提供・周知
- (3) 支部における三大災害絶滅のための講習会・研究会等の開催
- (4) 安全・衛生管理士、安全指導者等の安全衛生パトロール等による三大災害の防止についての指導援助
- (5) その他この運動にふさわしい行事の開催

2. 安全施工サイクル運動実施要領

1 趣 旨

建設現場における労働災害は、施工と安全を一体化した安全衛生管理活動が定着化していないことから、その多くが発生している。このことから、建設現場における安全衛生管理活動をサイクルとして実施することを体質化、習慣化するため、「安全施工サイクル運動」を推進する。

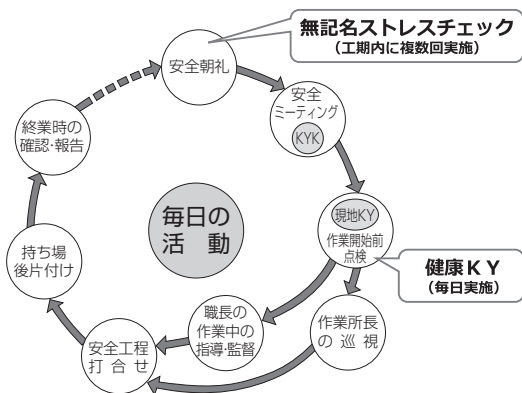
2 実施者

各事業場

3 事業場の実施事項

(1) 毎日の実施事項

- ① 安全朝礼
- ② 安全ミーティング
- ③ 健康 KY
- ④ 作業開始前点検
- ⑤ 作業所長の巡視
- ⑥ 作業中の指導・監督
(職長・作業主任者・安全衛生責任者)
- ⑦ 安全工程打合せ
- ⑧ 持場後片付け
- ⑨ 終業時の確認・報告



(2) 毎週の実施事項

- ① 週間安全工程打合せ
- ② 週間点検
- ③ 週間一斉片付け

(3) 毎月の実施事項

- ① 災害防止協議会の開催
- ② 定期点検・自主点検
(元請・専門工事業者)
- ③ 災害事例等による安全衛生教育
- ④ 職長会の開催

(4) 随時行う活動

- ① 入場予定業者との事前打合せ
- ② 新規入場者教育
- ③ 持込機械の届出
- ④ 安全衛生大会

●毎週の活動

- 週間安全工程打合せ
- 週間点検
- 週間一斉片付け

●毎月の活動

- 災害防止協議会
- 定期点検・自主点検
- 安全衛生教育
- 職長会活動

●随時行う活動

- 入場予定業者との事前打合せ
- 持込機械の届出
- 新規入場者教育
- 安全衛生大会

4 主唱者の実施事項

- (1) 安全施工サイクル運動の実践教材・ポスター・リーフレット等による普及
- (2) 支部における安全施工サイクル運動の説明会等の開催
- (3) 安全施工サイクル運動の実践例等の機関誌による周知
- (4) 安全管理士、衛生管理士、安全指導者等による指導、支援
- (5) その他この運動にふさわしい行事の開催

VI 平成30年に発出された主な通達

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について

建設業労働災害防止協会会長 殿

基安発0622第3号 平成30年6月22日

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第184号）が平成30年6月8日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第75号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第249号）（以下「改正政省令等」という。）が平成30年6月19日にそれぞれ公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところです。また、今後、改正政省令等の内容を踏まえ、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）の全部を改正し、平成31年2月1日から適用する予定です。

今般、これらの施行又は適用等を見据えて、改正政省令等に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における墜落制止用器具の安全な使用を促し、墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を別添1のとおり策定したところです。

貴団体におかれても、本ガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体会員に対し周知徹底を図るとともに、墜落制止用器具の安全な使用につきまして、一層の推進を図られるようお願い申し上げます。

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン

建設業労働災害防止協会会長 殿

基発0622第2号 平成30年6月22日

厚生労働省労働基準局長

第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者には義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年6月8日に労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第13条第3項第28号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」と改めた上で、平成30年6月19日に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）等及び安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年2月1日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第3項第28号に規定される墜落制止用器具を使用して行う作業について適用する。

第3 用語

1 墜落制止用器具を構成する部品等

- (1) フルハーネス型墜落制止用器具 墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (2) 胴ベルト型墜落制止用器具 身体の腰部に着用する带状の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (3) ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備（墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備をいう。）等とを接続するためのロープ又はストラップ（以下「ランヤードのロープ等」という。）及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。
- (4) コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。
- (5) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかぎ形の器具をいう。
- (6) カラビナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するための環状の器具をいう。
- (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0キロニュートン以下であるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0キロニュートン以下であるものをいう。
- (8) 巻取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するものがある。
- (9) 補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによ

て、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ（以下「ロープ等」という。）をいう。

- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック又はカラビナ（以下「フック等」という。）の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう（図1及び図2のA）。
- (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう（図1及び図2のB）。

2 ワークポジショニング作業関連

- (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。
- (2) ワークポジショニング用ロープ 取付設備に回しがけするロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状態で身体の作業位置を保持するためのものをいう。
- (3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。
- (4) 移動ロープ 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。

3 その他関連器具

- (1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。
- (2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

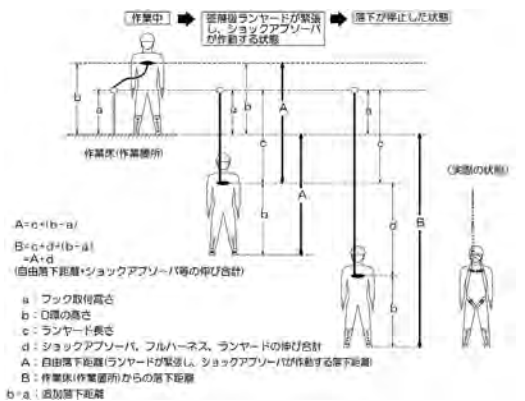


図1 フルハーネス型の落下距離等

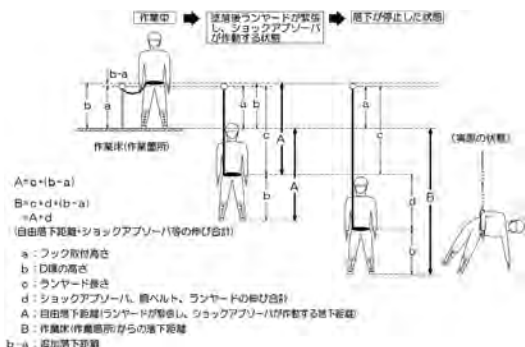


図2 胴ベルト型の落下距離等

第4 墜落制止用器具の選定

1 基本的な考え方

- (1) 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
- (2) 適切な墜落制止用器具の選定には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）の選択が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。
- (3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値（4メートル）及びショックアブソーバの伸びの最大値（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた高さ（6.75メートル）を超える箇所では作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

2 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

(1) ショックアブソーバ等の種別の選定

ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定すること。

イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

(2) ランヤードの選定

ア ランヤードに表示された標準的な条件（ランヤードのフック等の取付高さ（a）：0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ（b）：1.45メートル。以下同じ。）の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。

イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。

ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用方法（二丁掛け）が望ましいこと。

エ フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。

オ 胴ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替える時のみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれるが、その場合、作業時に使用

されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。

(3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件（ランヤードのフック等の取付高さ：0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ：1.45メートル、ランヤード長さ：1.7メートル（この場合、自由落下距離は2.3メートル）、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値：1.2メートル、フルハーネス等の伸び：1メートル程度）を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

3 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴う場合）

ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具（以下「ワークポジショニング用器具」という。）は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用器具を併用する必要があること。

(1) ショックアブソーバの種別の選択

ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。

(2) ランヤードの選定

ア ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。

イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。

ウ 移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用方法（二丁掛け）が望ましいこと。また、ワークポジショニング姿勢を保ちつつ、フック等の掛替えを行うことも墜落防止に有効であること。

エ 二丁掛けを行う場合、2本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用することも認められること。この場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用すること。

(3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg又は100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛け

られる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

(1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。

(2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、墜落制止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められているように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。

(3) 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキョロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キョロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用

(1) 墜落制止用器具の装着

ア 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認すること。

イ フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなることはないように、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全上必要な部品を取り外さないこと。胴ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。

ウ バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。

エ ワークポジショニング用器具は、伸縮調整器を環に正しく掛け、外れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれていないことを目視により確認すること。

オ ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のものに掛けることのないようにするため、環又はその付近のベルトには、フック等を掛けられる器具をつけないこと。

カ ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態で体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検すること。

- キ 装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにすること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるかフック等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、垂れ下がらないようにすること。
- (2) 墜落制止用器具の取付設備
- ア 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けねばならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。
- イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。
- (3) 墜落制止用器具の使用法（ワークポジショニング作業を伴わない場合）
- ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- エ 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。
- (4) 墜落制止用器具の使用法（ワークポジショニング作業を伴う場合）
- ア 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ ワークポジショニング用器具は、ロープによじれないことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。
- エ ワークポジショニング用ロープは、移動時の掛替え時の墜落防止用に使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。
- (5) フック等の使用法
- ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。
- イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、で

きるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。

ウ ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。

エ ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のものは、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

2 垂直親綱への取付け

- (1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。
- (2) 一本の垂直親綱を使用する作業員数は、原則として一人とすること。
- (3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- (4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (5) 長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注意すること。

3 水平親綱への取付け

- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻りに横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講ずること。
- (2) 水平親綱を使用する作業員は、原則として1スパンに1人とすること。
- (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

1 点検

点検は、日常点検のほか定期的に一定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全上必要な部品が全て揃っていることを確認すること。

- (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
- (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ
- (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気ショートによる溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態
- (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけど、キンク

や撚りもどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態

(5) 巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。

各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。

ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェックが必要であること。特に、ワークポジショニング用具のロープは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みやすいので念入りな点検が必要であること。

また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

2 保守

保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品（例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等）を組み合わせたランヤードを分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。

- (1) ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。
- (2) ベルト、ランヤードに塗料が付いた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。
- (3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすく塗ること。
- (4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。
- (5) 一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。
- (6) 巻取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

3 保管

墜落制止用具は次のような場所に保管すること。

- (1) 直射日光に当たらない所
- (2) 風通しがよく、湿気のない所
- (3) 火気、放熱体等が近くにない所
- (4) 腐食性物質が近くにない所
- (5) ほこりが散りにくい所
- (6) ねずみの入らない所

第7 廃棄基準

- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が

激しいものは使用しないこと。

第8 特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

1 学科教育

科目	範囲	時間
作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
墜落制止用具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用具の関連器具の使用法	2時間
労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

2 実技教育

科目	範囲	時間
墜落制止用具の使用法等	①墜落制止用具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用具の点検及び整備の方法	1.5時間

参考資料1

2019年度 安全衛生行事等予定表

2019年 4月	7日 15日～5月14日	世界保健デー（厚生労働省） みどりの月間（林野庁）
5月	11日～20日 30日～6月5日 31日～6月6日	春の全国交通安全運動（内閣府/警察庁） ごみ減量・リサイクル推進週間（環境省） 禁煙週間（厚生労働省）
6月	1日～30日 〃 〃 2日～8日 10日～16日	全国安全週間準備期間（厚生労働省/中災防） 男女雇用機会均等月間、外国人労働者問題啓発月間（厚生労働省） 土砂災害防止月間（国土交通省） 危険物安全週間（総務省/消防庁） 火薬類危害予防週間（経済産業省）
7月	1日～7日 1日～31日	全国安全週間（厚生労働省/中災防） 熱中症予防強化月間（熱中症関係省庁連絡会議）
8月	1日～9月10日 1日～31日 30日～9月5日	墜落・転落災害撲滅キャンペーン（建災防） 電気使用安全月間（経済産業省） 防災週間（内閣府）
9月	1日～30日 〃 10日～16日 26日～27日 21日～30日	全国労働衛生週間準備期間（厚生労働省/中災防） 健康増進普及月間（厚生労働省） 自殺予防週間（内閣府） 第56回全国労働災害防止大会 in福岡（建災防） 秋の全国交通安全運動（内閣府）
10月	1日～7日 1日～31日 23日～29日	全国労働衛生週間（厚生労働省/中災防） 体力づくり強調月間（文部科学省） 高圧ガス保安活動促進週間（経済産業省）
11月	1日～30日 〃 9日～15日	特定自主検査強調月間（（公社）建設荷役車両安全技術協会） 職業能力開発促進月間、過労死等防止啓発月間、 ゆとり創造月間（厚生労働省） 秋季全国火災予防運動（総務省/消防庁）
12月	12月1日～1月15日 12月10日～1月10日	建設業年末年始労働災害防止強調期間（建災防） 年末年始の輸送等に関する安全総点検（国土交通省）
2020年 2月	1日～29日	省エネルギー月間（経済産業省/資源エネルギー庁）
3月	1日～31日 〃 1日～8日	建設業年度末労働災害防止強調月間（建災防） 自殺対策強化月間（内閣府） 女性の健康週間（厚生労働省）

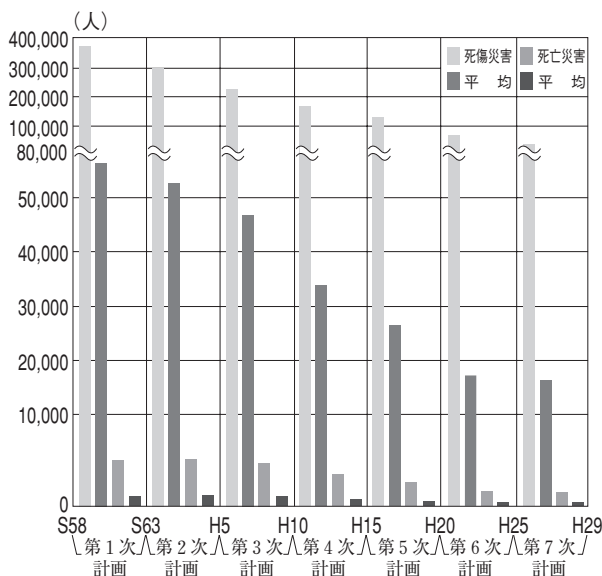
※掲載の日程や行事名は中止または変更になる場合がございます

1 5カ年ごとの労働災害発生状況

＜第8次建設業労働災害防止計画の目標＞

- (1) 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、「第7次計画」期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- (2) 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、「第7次計画」期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させる。
- (3) 計画期間中の休業4日以上の死傷災害の平均発生件数を、2017年の発生件数に対して、5%以上減少させる。

●建設業の死傷・死亡災害の推移



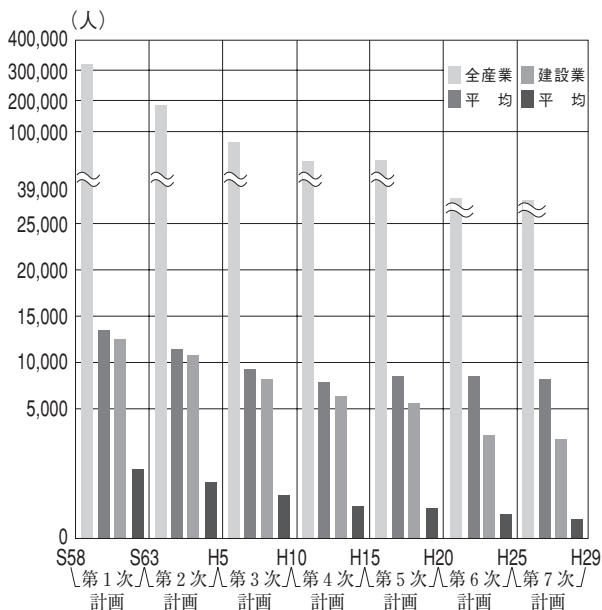
建設業の死傷・死亡災害の5カ年の総件数の推移 (人)

計画	死傷災害	平均	死亡災害	平均
第1次計画 (S58年～62年)	375,509	75,102	5,059	1,012
第2次計画 (S63年～H4年)	303,679	60,736	5,238	1,048
第3次計画 (H5年～9年)	235,107	47,021	4,765	953
第4次計画 (H10年～14年)	170,284	34,057	3,501	700
第5次計画 (H15年～19年)	137,848	27,570	2,608	522
第6次計画 (H20年～24年)	112,468 (85,737)	22,494 (17,107)	1,875	375
第7次計画 (H25年～29年)	80,144	16,029	1,663	333

※第5次計画までの死傷災害は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非済）」による
 ※第6次計画以降の死傷者数は「労働者死傷病報告」による
 ※平成23年は、東日本大震災を直接の原因とする死傷者303人、死亡者168人を除く

第8次計画の初年度となる2018年の建設業における労働災害の発生状況は、2019年2月7日現在の速報値で死亡災害は303人（前年同期比1人減）、墜落・転落災害による死亡災害は135人（前年同期比3人減）、休業4日以上の死傷災害は14,802人（前年同期比274人増）となっている。

●業務上疾病者数の推移



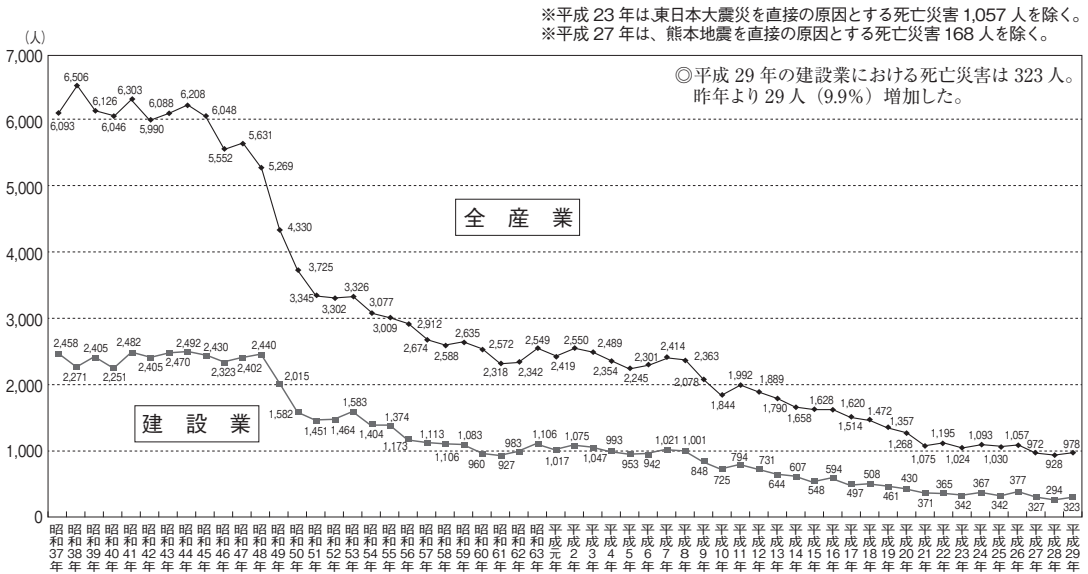
業務上疾病者数の5カ年の総件数の推移 (人)

計画	全産業	平均	建設業	平均
第1次計画 (S58年～62年)	72,272	14,454	13,801	2,760
第2次計画 (S63年～H4年)	59,195	11,839	10,402	2,080
第3次計画 (H5年～9年)	46,582	9,316	8,837	1,767
第4次計画 (H10年～14年)	39,960	7,992	6,022	1,204
第5次計画 (H15年～19年)	40,943	8,189	5,115	1,023
第6次計画 (H20年～24年)	39,998	8,000	4,074	815
第7次計画 (H25年～29年)	37,298	7,460	3,366	673

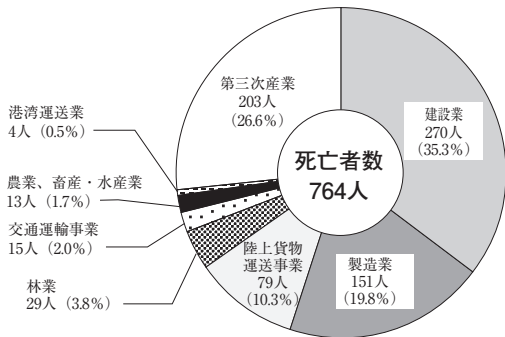
2 平成30年の建設業における死亡災害発生状況

●「業種別死亡災害発生状況」以下は、速報値（平成30年12月7日現在）を基に作成しています。
割合（%）の合計は端数処理上100%にならない場合があります。

死亡災害の推移（昭和37年～平成29年）

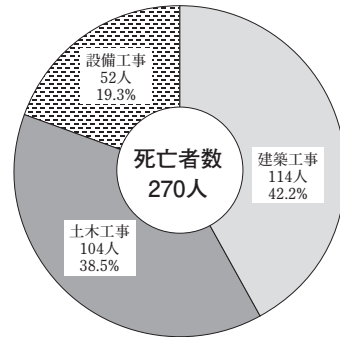


業種別死亡災害発生状況



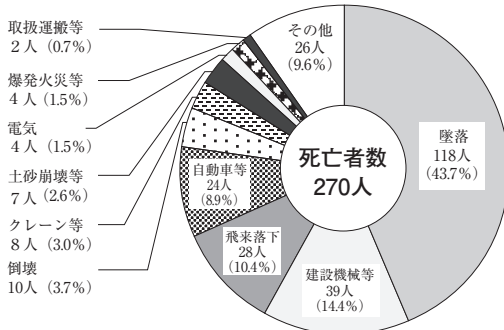
◎建設業の死亡者数は、前年同期比で5人増加して270人となった。また、全産業に占める割合は35.3%（前年33.8%）となっている。

工事の種類別発生状況



◎建築工事と土木工事が全体の80.7%（前年79.3%）と、高い割合を占めている。

災害の種類別発生状況



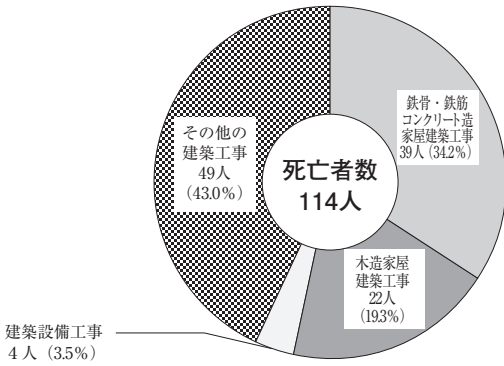
◎墜落・転落災害118人となり、全体に占める割合は、43.7%（前年同期43.0%）と高い比率を占めている。

◎墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害の三大災害で182人と全体の67.4%（前年同期62.3%）を占めている。

- ・墜落・転落災害 118人（43.7%）
- ・建設機械・クレーン等災害 47人（17.4%）
- ・倒壊・崩壊災害等 17人（6.3%）

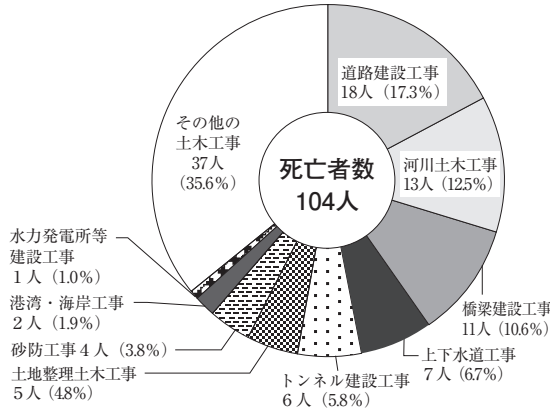
工事の種類別発生状況

◎建築工事



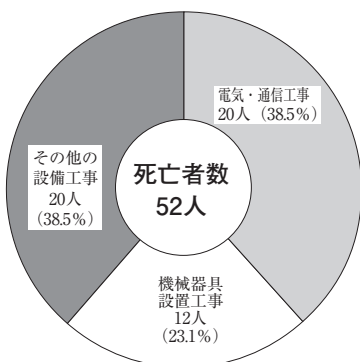
◎前年同期（114人）と比較して、4人増加している。

◎土木工事



◎前年同期（102人）と比較して、2人増加している。

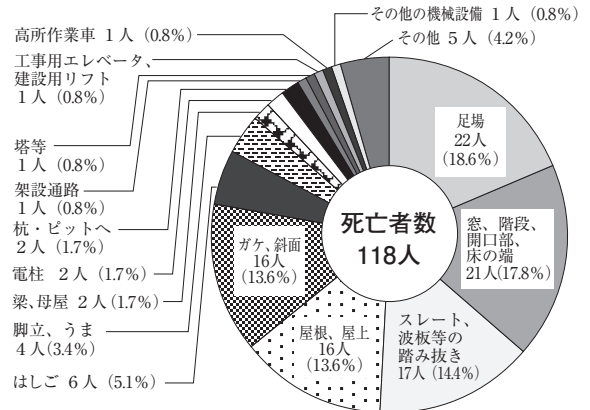
◎設備工事



◎前年同期（55人）と比較して、3人減少した。

三大災害発生状況

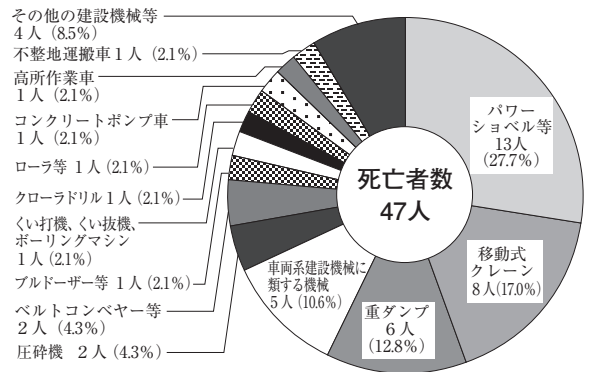
◎墜落・転落災害



◎前年同期（114人）と比較して、4人増加している。

◎「足場」「窓、階段、開口部、床の端」「スレート、波板等の踏み抜き」で合計60人と、全体の約51%を占めている。

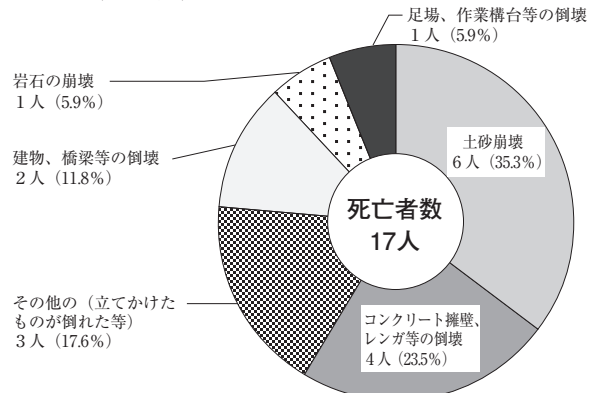
◎建設機械・クレーン等災害



◎前年同期（37人）と比較して、10人増加している。

◎「パワーショベル等」「移動式クレーン」「重ダンプ」で合計27人と、全体の約58%を占めている。

◎倒壊・崩壊災害



◎前年同期（23人）と比較して、6人減少した。

◎「土砂崩壊」「コンクリート擁壁、レンガ等の倒壊」で合計10人と、全体の約59%を占めている。

3 年次別業務上疾病の発生状況（平成25年～29年）

●年次別業務上疾病発生状況（平成25年～29年）

平成29年の建設業の疾病者数665人のうち、負傷に起因する災害性腰痛が230人（34.6%）と最も高い割合を占め、次いで異常温度条件による疾病が144人（21.7% / うち熱中症は141人で21.2%）を占めている。

（単位：人）

年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		
		建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	
疾病分類	(1) 負傷に起因する疾病 （上記のうち災害性腰痛）	363 (223)	5,253 (4,388)	371 (212)	5,445 (4,583)	326 (201)	5,339 (4,521)	328 (195)	5,598 (4,722)	362 (230)	5,963 (5,051)	
	物による 物理的 原因 疾病	(2) 有害光線による疾病	-	9	1	3	1	5	2	9	-	5
		(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		(4) 異常気圧下による疾病	2	21	3	13	2	15	2	10	3	19
		(5) 異常温度条件による疾病 （上記のうち熱中症）	156 (151)	724 (530)	146 (144)	619 (423)	122 (113)	642 (464)	118 (113)	650 (462)	144 (141)	719 (544)
		(6) 騒音による耳の疾病	2	4	2	6	4	7	3	6	4	8
		(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	4	27	3	23	4	26	5	29	4	22
		作 業 因 す る 態 様 に 疾 病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	4	86	6	124	10	125	5	75	7
	(9) 負傷によらない業務上の腰痛		6	50	2	41	4	29	3	29	-	27
	(10) 振動障害		2	2	-	3	1	5	1	2	2	4
	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		6	140	6	168	7	182	6	153	7	159
	(12) (8)～(11)以外の原因による疾病		9	68	8	84	1	78	5	53	1	73
	(13) 酸欠乏症	2	16	-	4	2	9	4	12	1	5	
	(14) 化学物質による疾病（がんを除く）	37	205	40	201	40	247	49	213	45	222	
	(15) じん肺症及びじん肺合併症（休業のみ）	111	334	93	263	92	251	71	210	56	191	
	(16) 病原体による疾病	11	182	2	202	6	201	6	125	11	105	
がん	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(18) 化学物質によるがん	3	6	3	6	2	3	2	3	-	-	
	(19) (17)、(18)以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等	15	183	19	209	17	204	12	184	18	207		
合計	733	7,310	705	7,415	641	7,368	622	7,361	665	7,844		

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

(注)：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。

3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。

4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したものである。

●業務上疾病者数・年千人率の推移（平成25年～29年）

全産業の疾病者数7,844人のうち、建設業は665人で8.5%（前年8.4%）を占めている。

年	業種 項目	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数千人率	疾病者数（人）	疾病者数千人率
	平成25年	733	0.2	7,310	0.1
	平成26年	705	0.2	7,415	0.1
	平成27年	641	0.2	7,368	0.1
	平成28年	622	0.2	7,361	0.1
	平成29年	665	0.2	7,844	0.1

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

(注)：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病者数千人率 = $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

(1) 第〇〇期（〇〇〇〇年4月～〇〇〇〇年3月）安全衛生計画（作成例）

安全衛生基本方針

「人命尊重」の基本理念に基づき、職場で働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を目指す。

安全衛生目標

- ・死亡災害、重大災害、ゼロ
- ・休業4日以上の死傷災害 30%減少

安全衛生管理体制		役職名及び所属		氏名	
総括安全衛生管理者	者	代表取締役社長	〇〇	〇〇	〇〇
雇用管理者	者	人事部長	〇〇	〇〇	〇〇
安全衛生管理者	者	安全部長	〇〇	〇〇	〇〇
安全衛生推進者	者	※各作業所で選任	〇	〇〇	〇〇
安全衛生医	医	(医) 〇〇〇〇会 〇〇内科	〇〇	〇〇	〇〇

作成：〇〇〇〇年〇月〇〇日

社長	安全部長
----	------

重点施策	実施項目	実施担当	年間(年度)スケジュール												実施上の留意点	備考		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1. リスクアセスメントの実施	リスクアセスメントに基づき施工計画、作業計画を作成、実施する。	建築部長 土木部長															・作業所長は、リスク低減措置を安全の中核で実施し、点検表等で確認する。	
2. 墜落・転落災害防止対策の徹底	① 高所作業では足場等により作業床を確保し、墜落防止設備を先行する。また、足場における作業の開始前点検を徹底する。 ② 高所作業では、安全帯を使用する。	建築部長 土木部長															・作業所長は、工程打合せで翌日の作業場所を確認し、当日、係員に実施状況を点検、報告させる。また、巡視等で確認する。	
3. 建設機械・クレーン等災害防止対策の徹底	① 作業計画に基づき作業を実施する。 ② 建設機械の作業半径内の立入禁止措置を徹底する。 ③ 荷のつり上げ作業時の荷の下への立入禁止を徹底する。 ④ 有資格者の配置を徹底する。	建築部長 土木部長															・作業所長は、係員に実施状況を点検、報告させる。また、巡視等で確認する。	
4. 不安全行動の防止	現地KY、ひと声掛け合い運動を実施する。	建築部長 土木部長															・作業所長は、係員に実施状況を点検、報告させる。また、巡視等で確認する。	
5. 安全衛生パトロールと安全衛生教育の実施	① 各作業所の安全衛生パトロールを毎月1回実施する。 ② 社員各層に対する安全衛生教育を実施する。	安全部長 安全部長															・トップ管理者の参加 ・教育資料の整備	
6. 年間行事	① 全国安全週間(準備期間含む) ② 全国労働衛生週間(準備期間含む) ③ 建設業年末年始労働災害防止強調期間 ④ 建設業年度末労働災害防止強調月間 ⑤ 安全大会	安全部長 安全部長 安全部長 安全部長 安全部長															・実施計画の作成 〃 〃 〃	・外部講師の依頼 ・社長の訓示

(2) ○○○○・○○年度工程別災害防止計画 (作成例)

安全衛生基本方針	協力会社と一体となって、安全で働きやすい現場づくりを目指す		実 施 事 項		具 体 的 実 施 計 画																
	全工期を通じて実施する主要事項		1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	1.	2.	3.	4.			
安全衛生管理目標	1. 墜落・転落災害ゼロ	2. 崩壊・倒壊災害ゼロ	3. 建設機械・クレーン災害ゼロ	4. 飛来・落下災害ゼロ	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	1.	2.	3.	4.	
	1. 墜落・転落災害ゼロ	2. 崩壊・倒壊災害ゼロ	3. 建設機械・クレーン災害ゼロ	4. 飛来・落下災害ゼロ	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	1.	2.	3.	4.	
	1. 墜落・転落災害ゼロ	2. 崩壊・倒壊災害ゼロ	3. 建設機械・クレーン災害ゼロ	4. 飛来・落下災害ゼロ	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	1.	2.	3.	4.	
	1. 墜落・転落災害ゼロ	2. 崩壊・倒壊災害ゼロ	3. 建設機械・クレーン災害ゼロ	4. 飛来・落下災害ゼロ	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.	1.	2.	3.	4.	
工事別	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
仮設工事																					
山止/構台工事																					
杭工事																					
土工事																					
基礎・躯体工事																					
左官工事																					
防水工事																					
外表工事																					
E V 工事																					
内装工事																					
設備工事																					
外構工事																					
検査																					
管理の重点 (月間目標等)	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止	・第三者の防 止
	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止	・建設機 械の故障 防止
主要な対策	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認	・健康診 断受診の 確認
	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検	・始業点 検

参考資料4 建設業における資格・選任・指名等の必要な作業 (使用テキストは、当協会発行のものを記載)

作業等	選任等の種別	資格・選任・指名等				
		免許証及び技能講習修了証	使用テキスト	特別教育修了及び事業者の選任等	使用テキスト	
1. 高圧室内作業 (大気圧を超える気圧下の室内、シャフトの内部)	法14	作業主任者	・高気圧作業安全衛生の手引	法	空気圧縮機運転者 送気調節操作者 加圧・減圧操作者 再圧室操作者	・再圧室操作マニュアル
		作業主任者		59	作業 者	
2. ガス溶接等作業	法61	作業主任者				
		作業 者				
3. 木材加工用機械作業 (丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かな盤、ルーターは5台以上、自動送材車式帯のこ盤は3台以上)		作業主任者				
4. コンクリート破砕器作業		作業主任者				
5. 地山の掘削作業		作業主任者	・地山の掘削及び土止め支保工組立て等の作業指針			
6. 土止め支保工作業 (切りばり、腰おこしの取付け、取りはずし)		作業主任者				
7. すい道等の掘削等の作業 (掘削、すり積み、支保工及びロックボルト取付、コンクリート等の取付け)		作業主任者	・すい道等の掘削等作業指針 (山岳編)(シールド・推進編)	法	坑内作業 者	・トンネル作業の安全 (山岳編)(推進工事編) (シールド編)
8. すい道等の覆工の作業 (組立、移動、解体、これに伴うコンクリート打設)		作業主任者	・すい道等の覆工作業指針	59		
9. 採石のための掘削作業 (高さ2m以上-採石法、第2采石の採取)		作業主任者				
10. は い 作 業 (高さ2m以上のはい付け・はいくずし)		作業主任者				
11. 型枠支保工の組立て等作業 (組立、解体)		作業主任者	・型枠及び型枠支保工組立て解体工事の作業指針			
12. 足場組立て等作業 (組立、解体、変更)	法14	作業主任者	・足場の組立て等工事の作業指針	能力向上教育	・足場の組立て等作業の安全	
				法59	作 業 者	・足場の組立て等作業従事者必携
13. 建築物等の鉄骨組立て等作業 (組立、解体、変更)		作業主任者	・建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 (建築鉄骨・その他編) (鉄塔・その他編)			
14. 鋼橋架設等作業 (組立、解体、変更)		作業主任者	・鋼橋架設等の作業指針			
15. 木造建築物の組立等の作業 (構造部材の組立、屋根下地、外壁下地取付)		作業主任者	・木造家屋建築工事の作業指針	能力向上教育	・木造建築物の組立て等作業の安全	
16. コンクリート造の工作物の解体等の作業(解体、破壊)		作業主任者	・コンクリート工作物解体工事の作業指針			
17. コンクリート橋架設等作業 (架設、変更)		作業主任者	・コンクリート橋架設等の作業指針			
18. 第1種酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業以外の酸素欠乏危険作業 令別表第6危険場所のうち3の3、9、12 (硫化水素危険場所)		作業主任者	・酸素欠乏症等の防止	法	作 業 者	・酸素欠乏症等の予防
		作業主任者		59		
19. 有機溶剤作業		作業主任者		教 準 育 る	作 業 者	
20. 石綿取扱作業		作業主任者	・建設業目で見える石綿作業の安全(サブテキスト)		作 業 者	・建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防
21. 特定粉じん作業					作 業 者	・建設工事における粉じんによる疾病の防止
22. ダイオキシン類取扱作業 廃棄物焼却炉・集じん機等の設備・解体作業				法	作 業 者	
23. クレーン・移動式クレーン・デリック運転業務	法61	運 転 士 つり上げ荷重5t以上		59	運 転 者	
		運 転 者 つり上げ荷重1t以上5t未満				
24. 車両系建設機械運転業務 (整地・運搬・積込み用、掘削用)		運 転 者 機体重量3t以上	・車両系建設機械運転者教本 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)		運 転 者	・小型車両系建設機械運転者必携 [整地・運搬・積込み用及び掘削用/解体用]特別教育用テキスト

作業等	選任等の種別		資格・選任・指名等			
	免許証及び技能講習修了証		使用テキスト	特別教育修了及び事業者の選任等	使用テキスト	
25. 車両系建設機械運転業務 (基礎工用)	運転者 機体重量3t以上			運転者 機体重量3t未満 操作者 作業装置	車両系建設機械運転者必携 (基礎工用穴掘建機車関係) 基礎工用機械運転者必携	
26. 車両系建設機械運転業務 (締固め用)				運転者	ローラー運転者必携	
27. 車両系建設機械 (コンクリート打設用) 運転業務				操作者	コンクリートポンプ車運転者必携	
28. 車両系建設機械 (解体用) 運転業務	運転者 機体重量3t以上		車両系建設機械運転者教本 (解体用)	運転者 機体重量3t未満	小型車両系建設機械運転者必携 (整地・運搬・積込み用及び掘削用/解体用) 特別教育用テキスト	
29. 不整地運搬車運転業務	運転者 最大積載量1t以上		不整地運搬車運転者教本	運転者 機体重量1t未満	不整地運搬車運転者教本 (技能講習用テキスト)	
30. 高所作業車運転業務	運転者 作業床の高さ10m以上		高所作業車運転者教本	運転者 作業床の高さ10m未満	高所作業車運転者必携 (特別教育用テキスト)	
31. ボーリングマシン運転業務				運転者	ボーリングマシン運転者必携	
32. ジャッキ式つり上げ機械の調整・運転業務				調整・運転者	ジャッキ式つり上げ機械運転者必携	
33. フォークリフト運転業務	運転者 最大荷重1t以上			運転者 最大荷重1t未満		
34. ショベルローダー、フォークローダー運転業務	運転者 最大荷重1t以上			運転者 最大荷重1t未満		
35. 巻上げ機				運転者	ウインチ運転者必携	
36. 建設用リフト運転業務				運転者		
37. 玉掛け業務	法61 作業者 つり上げ荷重1t以上			作業者 つり上げ荷重1t未満		
38. ゴンドラ操作業務				操作者		
39. 軌道装置運転業務				運転者	軌道装置動力車運転者必携	
40. 火薬・発破業務	発破技士 取扱保安責任者					
41. 潜水業務	潜水士					
42. アーク溶接業務				法59 作業者	送気調節操作者 再圧室操作者 建設業におけるアーク溶接等作業の安全 (特別教育用テキスト)	
43. 研削といし試運転業務				作業者	自由研削砥石の安全作業	
44. 電気取扱業務				電気取扱者 特別高圧、高圧、低圧	建設業における低圧電気取扱作業の安全 (特別教育用テキスト)	
45. チェーンソー以外の振動工具の取扱いの業務	指導者		建設業における振動工具取扱作業の管理 (管理者用)	作業者	建設業における振動工具取扱作業の管理 (作業者用)	
46. 有機溶剤取扱い作業に係る業務	指導者		建設業における有機溶剤業務の衛生管理 (管理者用)	作業者	建設業における有機溶剤業務の知識 (作業者用)	
47. 携帯用丸のこ盤の作業	指導者		建設業における丸のこ等取扱作業の安全	作業者	建設業における丸のこ等取扱作業の安全	
48. 除染等業務				法59 作業者		
49. ロープ高所作業				作業者		
50. フルハーネス型安全帯使用作業				作業者	フルハーネス型安全帯特別教育用テキスト	
51. 事業場主体の管理	規模100人以上の事業場 規模50人以上の事業場 第一種衛生管理者 規模10人以上の事業場			事業者の選任・指名・配置等	総括安全衛生管理者 安全管理者 産業医 安全衛生推進者 統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 救護技術管理者 安全衛生責任者 店社安全衛生管理者	
52. 混在作業主体の管理	元方・下請の労働者の合計50人 (そのうち特定元方事業者は2人以上、特定元方事業者は30人以上) 以上の現場	特定元方事業者 (2人以上の特定元方事業者) 統括安全衛生責任者 (発破を除く)	(注) 一定の橋梁の建設の仕事とは、国勢調査における「人口集中地区」内の ①道路上 ②道路に隣接した場所 ③鉄道の軌道上 ④鉄道の軌道に隣接した場所での橋梁の建設の仕事	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 救護技術管理者 安全衛生責任者 店社安全衛生管理者	建設業における安全管理者の手引 建設業における現場管理者のための統括管理の手引 新版 職長・安全衛生責任者教育テキスト 職長・安全衛生責任者能力向上教育用テキスト 店社安全衛生管理者の手引 (能力向上教育用テキスト)	
53. 計画の作成提出	労働基準監督署長への届出 (一定規模以上は経過措置労働局長の審査対象法89の2、前94の2) 法88第3項、5項、前90、石綿則5 厚生労働大臣への届出 法88第2項、前89の2	1. ぎい選等の建設の仕事 2. 圧入工法による作業を行う仕事 3. 一定の橋梁の建設の仕事 4. 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事 5. 元方・下請の労働者合計20人以上30人未満 6. 元方・下請の労働者合計20人以上50人未満 統括管理の指導等を行うべき事業者の支店・営業所等	1. 高さ31mを超える建築物等 2. 支脚50m以上の橋梁 2の2 支脚30m以上50m未満の橋梁 (一定の場所の上層構造の建設等) 3. 厚さ10m以上の地下の掘削 4. 掘削建築物等の取付け石綿の除去 1. 支柱の高さが3.5m以上の型枠支保工 2. 高さ10m以上の足場 (つり足場、振出し足場を除く) 3. 上記以外の石綿の除去	1. 高さ300m以上の塔 2. 塔高150m以上のダム 3. 支脚500m (つり脚) にあっては、1,000m) 以上の橋梁 4. 長さ300m以上のすべり面 5. 長さ1,000m以上の3,000m未満で深さ50m以上のたてくりの断面等 6. グレープ圧力3MPa以上の気圧工事	・セーフティ・アセスメント指針・同解説、建設技術者テキスト等	

*テキストの最新版については、建災防 教材開発課 (Tel 03-3453-1389) までご確認ください。

第56回全国建設業労働災害防止大会 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会

◇2019年9月26日(木)、27日(金) 【福岡国際会議場 多目的ホール】
◇安全衛生保護具・測定機器・標識・足場・作業台・用品・教材等

●建設業労働災害防止協進会会員●

2019年3月1日現在 (五十音順)

アサヒ産業株式会社	アゼアス株式会社	アトム株式会社	アルインコ株式会社
株式会社エヌ・エス・ピー	株式会社エレメント・プランニング	大塚製薬株式会社	川本産業株式会社
株式会社ガステック	株式会社キッズウェイ	京都電子工業株式会社	株式会社空調服
株式会社建設安全研究会	興研株式会社	光明理化学工業株式会社	サンコー株式会社
ジー・オー・ピー株式会社	株式会社重松製作所	株式会社シモン	株式会社昭和商会
新コスモス電機株式会社	スリーエム ジャパン株式会社	セイコー機器株式会社	株式会社仙台鉛板
株式会社第一学習社	大嘉産業株式会社	株式会社谷沢製作所	中央ビルト工業株式会社
株式会社つくし工房	鶴賀電機株式会社	株式会社東邦産業	東洋物産株式会社
株式会社トーアボージン	トール株式会社	西尾レントオール株式会社	日綜産業株式会社
公益財団法人日本生産性本部	株式会社ハタヤリミテッド	株式会社PRC	株式会社ピカコーポレーション
藤井電工株式会社	株式会社ブロッブ	株式会社紅屋商店	ポリマーギヤ株式会社
株式会社丸五	みぞた巧芸株式会社	ミドリ安全株式会社	株式会社メルシー
山本光学株式会社	ユニット株式会社	リーラック機材株式会社	株式会社理研オプテック
理研計器株式会社	公益社団法人日本保安用品協会		

YAMAMOTO



電動ファン付き呼吸用保護具
LIFE SAVER

新型デビュー!

ワイドな視界!防護範囲UP!

面体フレームの2重構造化によりメンテナンス性の向上



LS-360;W2SAM

溶接現場用遮光レンズ#17タイプ

LS-360;H1SNM

一般粉じん現場用クリアレンズタイプ

国家検定合格 合格番号第TP98号

YK 山本光学株式会社 セフティ&レーザー・オプト事業部

<http://www.yamamoto-kogaku.co.jp/safety/> E-mail: safety-1@yamamoto-kogaku.co.jp

大阪/ TEL 06-6783-1101 東京/ TEL 03-3868-5503

新商品のご案内

メンテナンス・点検作業の安全確保に最適!



ユニメッシュ スクリーン

- 透明ポケット(A3用)が4面についているので、パソコンで作成した作業表示、危険表示、会社名等の表示が差込めます。
- メッシュなので外部より作業員、危険箇所が見えます。
- 一般のマンホール屏風(4面)の半分の重さ(約4.2kg)です。
- 上部に把手の付いた折りたたみ式で、持運びに便利です。

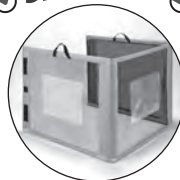
383-95

サイズ：約 W1000×H780mm(×4 面)
 材質：本体生地・パイプ・透明ポケット／PVC
 メッシュ／PP
 重量：約 4.2kg

3面・4面に対応

片手で持てる軽量仕様

ウェイト取付可能



安全と快適環境をトータルでコーディネートする

UNIT ユニット株式会社

● 営業部 / 〒173-0004 東京都板橋区板橋2-3-20

TEL ☎ 0120-490336 FAX ☎ 0120-490173

E-mailでも承ります。sien@unit-signs.co.jp



ポータブルガスモニター

MODEL : GX-3R / GX-3R Pro

2019 SPRING
NEW MODEL



Model : GX-3R Pro



Model : GX-3R

国内初! Bluetooth 対応 5成分ガスモニター

Bluetooth で接続したスマートフォンで
緊急事態の迅速な情報共有が可能!

世界最小・最軽量*の 4成分ガスモニター

※当社調べ

<シリーズ共通の特長>

- ・センサ3年保証
- ・本質安全防爆構造
- ・過酷環境に耐える頑丈設計



理研計器株式会社

■ 営業所・出張所

札幌 (011)757-7505 / 岩手 (0197)65-1112 / 仙台 (022)722-7835 / 鶴岡 (0235)28-3156 / 水戸 (029)306-9321
 埼玉 (048)598-5090 / 千葉 (043)497-6303 / 神奈川 (045)476-7581 / 浜松 (053)437-9421 / 名古屋 (052)822-1031
 四日市 (059)333-7221 / 金沢 (076)240-7060 / 大阪 (06)6350-5871 / 神戸 (078)261-3031 / 水島 (086)446-2702
 四国 (0897)37-3775 / 広島 (082)875-4151 / 徳山 (0834)27-5121 / 福岡 (092)692-1161 / 熊本 (096)373-1230
 大分 (097)523-3811

本社 〒174-8744 東京都板橋区小豆沢2-7-6
 ホームページ <http://www.rikenkeiki.co.jp/>
 営業本部 TEL(03)3966-1111 FAX(03)3558-0043

酸欠事故の防止に!

JIS T 8201 酸素欠乏測定用 酸素計適合品
第1種 酸素欠乏危険作業での酸素濃度測定用

大きい警報音
明るいLEDランプ

拡散式

酸素測定器
OMA-600E

Ex 防爆規格合格品
(Exia II CT4X)

弊社独自の技術により
応答時間、戻り時間が早い

センサーコード1m毎の白色マークで、
測定箇所までの距離がわかります。

標準：OMA センサーケーブル5m (オプション：10m・20m・30m)



気流を簡単に目視!

気流検査器
AS-1

気流検査装置 SG-1
スモークジェネレーター



発煙管は別売です



● 発生した白煙を目視し、風向、風速を検査します。

KITAGAWA 北川式 ガス検知管・検知警報器・測定器
KOMYO RIKAGAKU KOGYO 光明理化学工業株式会社

本社
〒213-0006 川崎市高津区下野毛1丁目8番28号
TEL. 044-833-8900(代) FAX. 044-833-2671
大阪支店/営業所 札幌、仙台、北関東、名古屋、広島、福岡



弊社ホームページにてWeb販売も行っております。URL <http://www.komyokk.co.jp/> (E-mail) qa@komyokk.co.jp

HATAYA

5つの安全対応付き

屋外用サンタイガーレインボーリール



JET
実用新案登録済



建設現場での安全作業には
安全対応付きコードリールを。

5つの安全対応付き

使いすぎも感知する
防雨カバー付漏電遮断器

電線の溶解・焼損を防ぐ
温度センサー(自動復帰型)

水やホコリの浸入を防ぐ
コンセント防雨キャップ

防雨型①②コンセントのどちらにも
ピッタリはまるニュートビプラグ

取扱注意事項等を本体に明示
「安全取扱い・点検マニュアル」同梱

保護等級 IP55

BX-301K 型

●電線長/30m ●電線仕様/VCTソフトムケーブル2.0mm×3C
●コンセント定格/2P・15A・125V 接地付 ●質量/8.0kg

株式会社 **ハタヤリミテッド** 株式会社 **畑屋製作所**
・札幌・仙台・東京・北関東・新潟・名古屋・大阪・広島・福岡

顧客サービスデスク 0120-686-888 (通話料無料)
ホームページ <http://www.hataya.jp>

電動ファン付き呼吸用保護具
ブレスリンクシリーズ

KOKEN

呼吸は
ここまで
軽くなる。



サカサ式
BL-321S
最軽量* コードレス電動ファン



サカサ式
BL-100S
溶接作業のスタンダード



サカサ式
BL-100S
頭部への負担を抑えた
セパレート型電動ファン

ブレスリンク
BLが叶えた3つのメリット

1 快適 2 電池長持ち 3 軽い

作業者の呼吸にびったり合う送風を行うため、息苦しさを解消します。

無駄な送風を抑えるため、バッテリーの消費を低く抑えます。

バッテリーの消費が少ないため、小型バッテリーの利用が可能に。マスクと一体化しても軽量です。

*日本国内発売PAPR 2018年3月現在(当社調べ)

クリーン、ヘルス、セーフティで社会に
興研株式会社

<http://www.koken-ltd.co.jp>
〒102-8459 東京都千代田区四番町7 TEL.03-5276-1911(大代表) FAX.03-3265-1976

TSUYORON ツヨロン 高可動性

新型ハーネス

REVO HARNESS

「墜落制止用器具の規格」に適合したフルハーネス型安全帯「REVO」。
フルハーネス型は、墜落阻止時に身体への負担が少なく、救助されるまでの耐久時間が長くなるなど、その安全性が確認されています。



check

腰部の交差部を可動させる構造で、身体の複雑な動きにも対応。落下時の衝撃を骨盤で受け易い構造。

check
屈んだ時のベルトの突っ張りを軽減。



check

表裏が色違いになっているので装着時の振れが判断しやすい。

check

落下時にはベルトがお尻を包み込む状態になるため、救助までの持久時間が向上。

Back



FUJII-DENKO

●商品についてのお問い合わせは、TEL 0795-48-3851 <https://www.fujii-denko.co.jp> 〒679-0295 兵庫県加東市上滝野 1573-2

作品パンフのほか詳しいカタログ・試写用DVDでご検討いただけます。

労働安全衛生教育ビデオ（DVD）シリーズ

新作品のご案内！

〈総数約100作品〉

- [改訂II版] 心肺蘇生法とAEDの実技
～いざという時のために～
- [改訂版] ケーススタディー 有機溶剤による災害を防ぐには
～作業中の急性中毒の防止対策～

話題の最近作

- [改訂II版] 自由研削用グラインダの安全
- やさしい化学物質リスクアセスメントのすすめ方
- [改訂III版] 安全な有機溶剤作業の基礎知識
- [改訂II版] 特定化学物質による障害予防の基礎知識

- 正しい床上操作式 クレーンの取り扱い
- [改訂版] 不安全行動と災害
- フォークリフト作業の災害事例と安全作業のポイント
- [改訂II版] 感電の基礎知識

● 公式HP//www.prcjp.jp [prcjp.jp]⇒[検索]⇒作品カタログ等をご参照ください。



皆様のご愛顧で創業72年
Public Relations Consultant Co., Ltd.

株式会社 **PRC**

〒104-0031 東京都中央区京橋3-6-12 正栄ビル 〈試写室 完備〉

TEL 03-3561-5101 FAX 03-3563-1427 E-mail prc.jp@nifty.com



<JIS 8115 タイプ5 適合>
浮遊固体粉じん防護用密閉服
デュポン™タイベック®ソフトウェアⅢ型

デュポン™、タイベック®は米国デュポン社の商標または登録商標です。

アスベスト工事用資機材のパイオニアとして

環境汚染の防止と作業者の安全を提案します

集じん・排気装置 **AT-2000 Pro**



アルミ製ボディで、より軽量に！
溶接仕上げによる改良モデル！

風量	HIGH56m ³ /分、LOW28m ³ /分
モーター	1.5kw
電源	AC100V 50/60Hz 15A
外寸(mm)	837(高さ)×690(横)×930(奥行)
重量(本体)	約57kg
操作盤	差圧計・タイムカウンタ・風量切り替えスイッチ

本体重量
約**57**kg

※フィルタは別売ります。

マニュアル
をご用意してます！

アゼアス株式会社では、安全で適切なアスベスト対策を行うために必要な各種機材と情報を、トータルにサポートしています。
「アスベスト処理機材マニュアル」をご用意しております。
ご希望の方は下記までご請求ください。

Challenge for the Earth
地球のことと併せてその「環境と安全」に挑戦する

アゼアス株式会社

本
社

〒111-8623 東京都台東区蔵前 4-13-7
TEL:03-3861-3537 FAX:03-3861-2485
http://www.azearth.co.jp



マルカ

あかし

のマークは信頼の証

一般社団法人仮設工業会は、マルカのマークを通じて建設産業の生産性と安全水準の向上に貢献しています。



一般社団法人 仮設工業会

[本部事務局] 東京都港区芝 5-26-20 建築会館 6階
[東京試験所] 埼玉県所沢市東所沢 4-8-3
[大阪試験所] 大阪府摂津市鳥飼本町4-18-20

TEL 03-3455-0448 FAX 03-3455-0527
TEL 04-2946-0445 FAX 04-2945-7452
TEL 072-648-5980 FAX 072-648-5981



ヘルメットは 蒸れるもの その常識を タニザワが 変える

「暑い」、「ムれる」...

お客さまから常にいただいていた声にお応えするため、タニザワは産業用ヘルメットから発泡スチロール製の衝撃吸収ライナーを外すことに成功しました。タニザワ独自の技術で開発した内装「エアライト」は安全性を確保しつつ、ヘルメット内部の空間に広がりをもたらし、通気性を格段に向上させます。ヘルメット概念が変わります。



※撮影用に透明の帽体を使用しています。



エアライト

商品についてのお問い合わせは TEL.03(3552)5581 <http://www.tanizawa.co.jp> 〒104-0041 東京都中央区新富2-8-1 キンジビル

株式会社 谷沢製作所

シゲマツ

創業1917年



呼吸運動形
シンクロ

呼吸に合わせて清浄空気を
より安全に、
より快適に。

溶接作業に

電動ファン付き呼吸用保護具
PAPR: Powered Air Purifying Respirator

いつでも安心!

バッテリー残存量・フィルタ交換時期を
お知らせ(LED3色青紫赤点灯・点滅)

インジケーター



呼吸が楽

防じんマスクより
安全性が高い

経済的

スリム デザイン Sy28R シリーズ

国家検定区分 通常風量形/PL1/B級



株式会社 重松製作所
SHIGEMATSU WORKS CO., LTD.

www.sts-japan.com

本社 〒114-0024 東京都北区西ヶ原1-26-1
TEL 03(6903)7525(代表)

抜群の着心地!
建設業を中心に不動の人気PROモデル。



「墜落制止用器具の規格」適合

ETN-10A型

フルハーネス本体のみ

重量: 約1,180g

使用可能な質量
100kg

江戸鳶



フルハーネス用巻取式ランヤード

使用可能な質量
100kg

ロック装置付き 墜落到ストラップの繰り出しを瞬時に停止する機能を有することを指します。

RICORO-N

NEW

短尺&軽量

HL-MR型

シングル

ロック装置付き巻取器 タイプ1ランヤード

-全長: 約1,520mm (ストラップ収納時 約600mm)
-重量: 約790g



REELock S HL-M型

シングル

ロック装置付き巻取器 タイプ1ランヤード

-全長: 約1,700mm (ストラップ収納時 約730mm)
-重量: 約920g



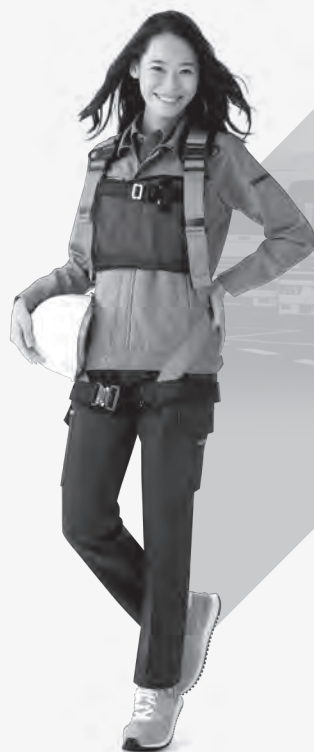
サンコー株式会社 <http://www.sanko-titan.co.jp/>

本社・本社工場 TEL.06-6394-3541(代)
東京支店 TEL.03-3352-5404



ミドリ安全が、働く女性の
あらゆる安全をサポートします

ワーク女子力サイトはこちらから
midori-anzen.co.jp/mwj/



MIDORI
LADIES' WORKS COLLECTION



エコマークアワード2017
最優秀賞受賞

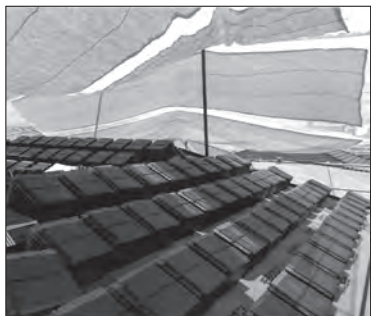
猛暑炎天下、灼熱の作業環境を改善！！

屋根工事専用

ルーフリフレクター

- ・優れた遮熱性
- ・丈夫で長持ち
- ・50㎡で8kgと軽量
- ・風抜きも付いて騒音軽減

ルーフリフレクターはタープのように屋根を覆う 高性能日よけシートです



熱中症→転倒→落下……。真夏の屋根工事は危険と隣合わせです。

デュポン™タイベック®を織り上げた、当社開発の特殊織物は、太陽光を反射し、自身は蓄熱しないという優れた特長を持っています。

これに、ポリエチレン素材の強靱なネットを合わせることで、これまでにない、高性能かつ強靱な日よけが完成しました。(特許出願準備中)

Lサイズ：4.85m × 10m
Mサイズ：3.86m × 4.8m
素材：ポリエチレン
(取り付けロープ、専用収納袋付き)

「屋根の上に木陰をつくらう」ルーフリフレクター製造発売元

デュポン™ タイベック®正規代理店

服部猛株式会社

HATTORI TAKESHI CO., LTD.

<http://www.t-hattori.co.jp/>

TEL:052-231-8763 (担当：山里・河原)

デュポン™、タイベック®は米国デュポン社の商標あるいは登録商標です。



シモンライト
Simon Lite シリーズ

NEW

三次元のフィッティング × リフレクション

Made in Japan



おかげさまで
70周年を
迎えました

写真はイメージです

品名: SL12 SL28 規格: JSAA規格 A種 認定品 人工皮革製(付加的性能)かかと部の衝撃エネルギー吸収性 耐滑性)



GOOD DESIGN

SX3層底F SOLE SYSTEM
HYBRID SOLE

搭載商品

特許取得 (特許第5851480号、第6046020号、第6195884号)

FRICITION
耐滑性



耐滑効果が長く持続

FLAT SOLE
フラットソール



接地面積が大きい安定感

FLEXIBILITY
柔軟性



軽やかなフットワーク

FIT
フィット感



快適なインソールと甲周り

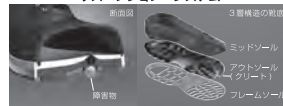
FINENESS
高品質



安全・快適な特長群



SUSPENSION SYSTEM
サスペンション・システム



障害物を踏んだ際に衝撃を吸収するサスペンション機能



東京MXテレビの番組「企業魂」で
2018年10月11日にシモンが紹介され
ました。是非、YouTubeをご覧ください。

〈スマホの方〉
QRコードからの
アクセスはこちら



YouTubeからの検索

企業魂 シモン



※接続料、通信料はお客様のご負担となります。

人と社会を守る。安全と防災のシモン



株式会社 **シモン**

本社: 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-3-1
<http://www.simon.co.jp/>

【お問い合わせ先】

お客様相談室 ☎ 0120-345-092

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00
土、日、祝日、弊社休日を除く

空調服™を発明した企業として、
「空調装置としての冷却性能」
「電気製品としての安全性」を絶えず追求しています。



平成29年度
地球温暖化防止活動
環境大臣表彰

技術開発・製品化部門



熱中症ゼロへ®
2019

「熱中症ゼロへ」とは、熱中症にかかる方を減らし、
亡くなってしまおう方をゼロにすることを
目指すプロジェクトです。

公式サイト <https://www.netsuzero.jp/>

株式会社 空調服 <https://www.9229.co.jp/>

 **空調服**®

働く人たちを 守る保険。

大企業も中小企業も

建設共済保険

法定外労災補償制度

契約者と業界の発展のために

安い
掛金

手厚い
補償
(障害7級まで)

事業内容
ますます充実

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

経営事項審査において15点の加点になります。

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 (虎ノ門琴平タワー11階)
TEL: 03-3591-8451 FAX: 03-3591-8474

■取扱機関：各都道府県建設業協会

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索

